

未定稿

戸沢村人口ビジョン

戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略



最上川舟下りの風景

平成 28 年 3 月

山形県最上郡戸沢村

「戸沢村人口ビジョン」及び「戸沢村まち・ひと・しごと創生 総合戦略」の策定に寄せて

戸沢村長 渡部 秀勝

昭和30年(1955年)4月1日、当時の古口村・戸沢村・角川村が合併し「古口村」が発足した。その後、5月1日には、村の名前を変更し戸沢村となり今日に至っている。合併当時の人口は11,155人、世帯数は1,788戸であった。

それから、60年の歳月が流れ、昨年(平成27年)10月に行われた国勢調査の速報集計が発表された。その報告によると、人口が4,773人、世帯数が1,389戸であった。この数値は、人口は合併当初の43%であり、世帯数は78%に減少している。さらに、平成22年10月に実施された前回の国勢調査結果と比べると、人口で531人、世帯数で62戸減少したことになる。このまま人口が減少し続ければ、私たちの村の存続が危ぶまれると言っても過言ではない。

そのため、本村では、「戸沢村人口ビジョン」及び「戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成し、人口減少さらには少子高齢化の解決に取り組むことになりました。

今までも、国や県の施策として過疎対策を中心とした多くの政策が実施されましたが、過疎化をくい止めることはできませんでした。しかし、この度、少し時間が掛かって人口減少さらには少子高齢化の解決に取り組むことになりました。

そう簡単に解決できることではないとは考えておりますが、誰かが取り組まなければ、この先の戸沢村がどうなるかは、誰でも想像できる状況になってきたのではないのでしょうか。

誰かが始めなければ、何も解決しません。そのため、村民が気持ちを一つにして力を合わせ、人口減少さらには少子高齢化と真正面から向き合い、その解決に取り組んでみてはどうでしょうか。

人口減少さらには少子高齢化の解決に取り組むことは、大変困難であることは覚悟しております。しかし、未来の戸沢村のため、戸沢村を受け継いでいく子供たちのために、これ以上、問題を先送りすべきではありません。戸沢村の現在に生きる私たちが取り組むべきではないのでしょうか。

平成28年3月1日

戸沢村人口ビジョン



戸沢村特産のパプリカ

平成 28 年 3 月

山形県最上郡戸沢村

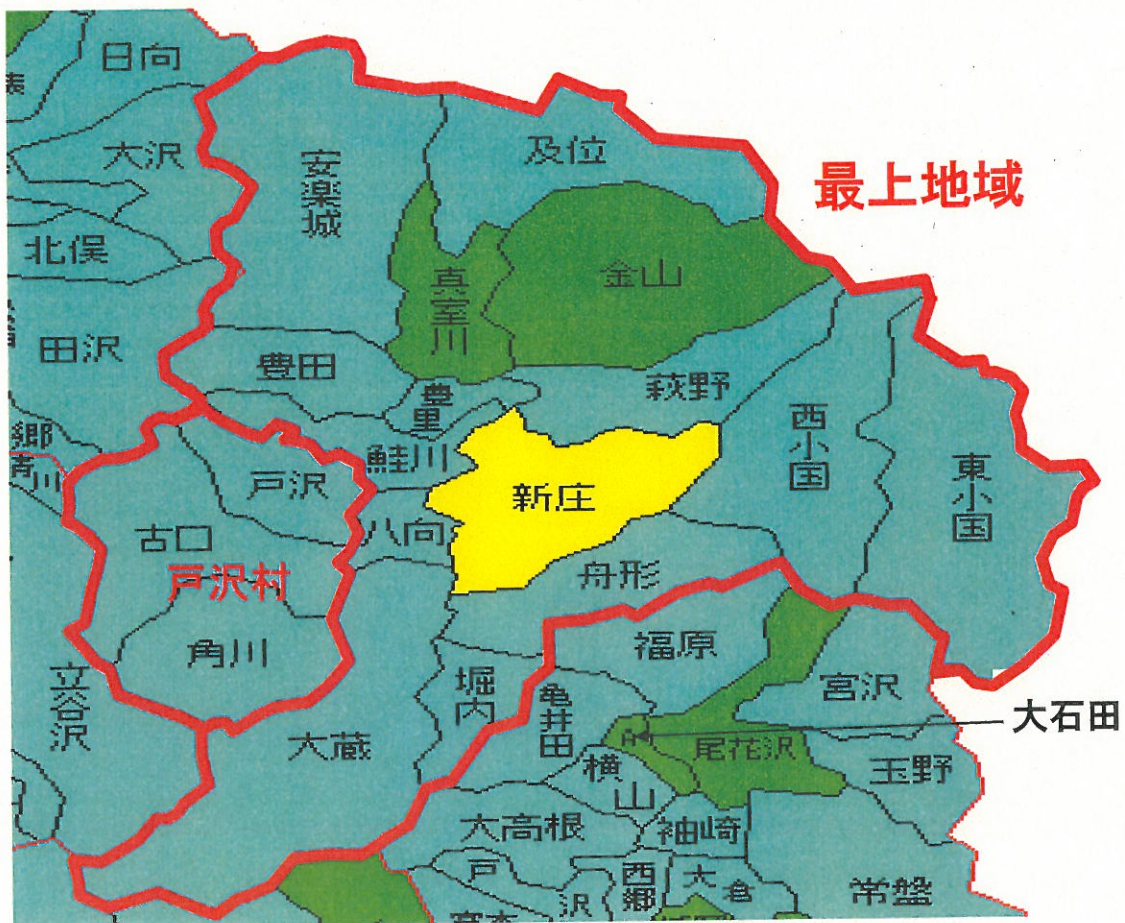
目 次

1 戸沢村の沿革	1
2 戸沢村の人口分析	2
(1) 人口の推移と将来人口推計	2
(2) 人口の社会増減・自然増減	11
① 社会増減(転入・転出)	14
② 自然増減(出生・死亡)	16
③ 社会増減及び自然増減からみた人口数の増減(まとめ)	16
(3) 戸沢村3地域別の人口推移と将来人口推計	17
(4) 年齢別人口の推移と将来人口推計	22
(5) 高齢者を取り巻く環境	32
(6) 戸沢村の若年女性人口と合計特殊出生率	32
(7) 独身者を取り巻く状況	34
(8) 世帯個数別・人口別地区数	37
3 人口ビジョンの実現と基本方針	40
(1) 人口減少の要因と解決策の取り組み意義	40
(2) 人口ビジョン推進戦略モデルの設定	40
(3) 人口ビジョン実現の考え方	44
(4) 人口ビジョン目標の設定	50
4 人口ビジョン実現のための具体的施策	51
5 人口の将来展望(おわりに)	53

1 戸沢村の沿革

明治22年(1889年)4月1日、町村制の施行により、岩清水村、名高村、津谷村、神田村、松坂村の5村が合併し戸沢村になった。一方では、古口村、蔵岡村、角川村の3村が合併して古口村になった。その後、明治25年(1892年)6月、角川村が古口村から分離独立して再び角川村が単独で発足した。その結果、現在の戸沢村の前身である戸沢村、古口村、角川村の3村が形成された。

その後、町村合併促進法(昭和28年10月1日法律第258号)、新市町村合併促進法(昭和31年6月30日法律第164号)が施行され、全国の市町村合併が進められた。次の第1図は、昭和の市町村大合併前の昭和28年8月1日時点での最上地域の市町村の所在と現在の戸沢村の村域を示したものである。



第1図 昭和28年(1953年)8月1日現在の最上地域の市町村所在図及び現在の戸沢村の村域図

同図の黄色は市、緑色は町、水色は村である。当時、最上地域は1市2町15村（18市町村）であった。昭和30年（1955年）4月1日、古口村・戸沢村・角川村が合併し「古口村」が発足し現在の戸沢村の村域が形成される。同年5月1日、「古口村」をさらに改名して「戸沢村」となり現在に至っている。昭和30年の合併当初の人口は11,155人、世帯数は1,788戸であった。

2 戸沢村の人口分析

(1) 人口の推移と将来人口推計

戸沢村の人口及び世帯数の推移は、次の第1表のとおりである。

第1表 国勢調査結果・国勢調査結果に基づく戸沢村の人口及び世帯数の推移及び将来人口推計

(単位：人，戸)

年	人口	世帯数	備考
昭和25年	11,454	1,799	(人口ピーク) 合併以前の古口村・戸沢村・角川村3村の合計人口及び合計世帯数
昭和30年	11,155	1,788	
昭和35年	10,479	1,804	(世帯数ピーク)
昭和40年	9,641	1,784	
昭和45年	8,600	1,727	
昭和50年	7,939	1,679	
昭和55年	7,601	1,677	
昭和60年	7,421	1,626	
平成2年	7,248	1,607	
平成7年	6,959	1,582	
平成12年	6,450	1,522	
平成17年	5,915	1,485	
平成22年	5,304	1,451	
平成23年	5,170	1,448	平成23年10月1日現在の山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」による
平成24年	5,109	1,475	平成24年10月1日現在の山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」による
平成25年	4,970	1,471	平成25年10月1日現在の山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」による
平成26年	4,846	1,451	平成26年10月1日現在の山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」による
平成27年 (2015年)	4,748	1,458	平成27年9月1日現在の山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」による
	4,793	—	平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	4,964	—	平成20年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	5,091	—	平成15年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による

平成32年 (2020年)	4,347	—	平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	4,517	—	平成20年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	4,676	—	平成15年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
平成37年 (2025年)	3,927	—	平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	4,097	—	平成20年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	4,279	—	平成15年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
平成42年 (2030年)	3,534	—	平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	3,705	—	平成20年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	3,918	—	平成15年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
平成47年 (2035年)	3,167	—	平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
	3,331	—	平成20年12月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による
平成52年 (2040年)	2,811	—	平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計による

(注1) 昭和25年から平成22年までの数値は国勢調査結果によるものである。

(注2) 平成23年から平成27年までの数値は、平成22年国勢調査確定値を基に推計した「山形県の人口と世帯数」に基づくものである。

(注3) 平成27年から平成52年までの赤書きの数値は、平成25年3月の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計である。

(注4) 平成27年から平成47年までの青書きの数値は、平成20年12月の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計である。

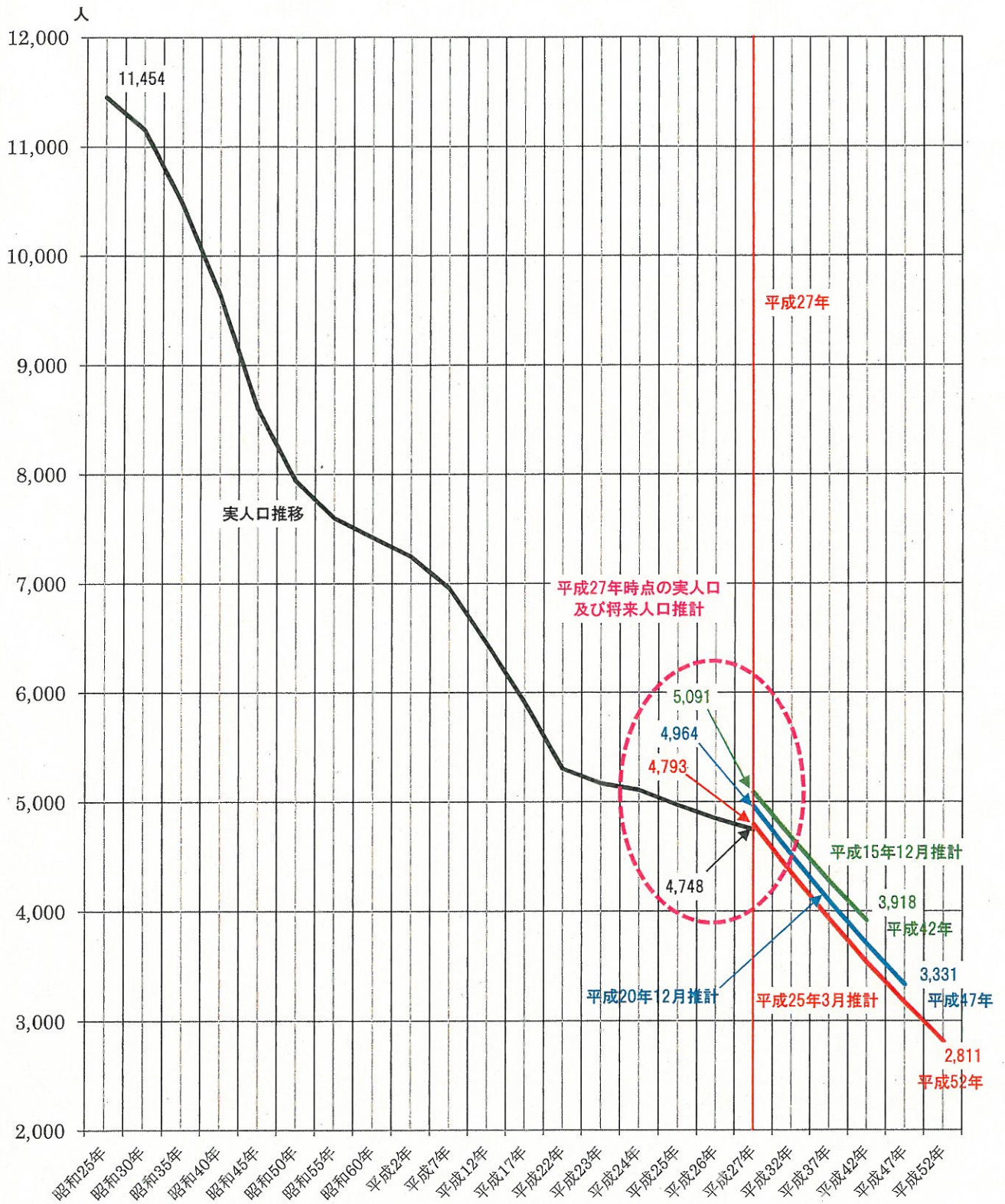
(注5) 平成27年から平成42年までの緑書きの数値は、平成15年12月の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計である。ただし、平成15年12月推計は平成42年まで、平成20年12月推計は平成47年までの推計である。

同表より、本村の人口の最大値は、古口村・戸沢村・角川村が合併する以前に記録しており、昭和25年の国勢調査時の3村合計人口11,454人である。以降、人口は減少し続け、合併当初の人口は11,155人、昭和40年には1万人を割り9,641人になっている。

その後も人口減少に歯止めは掛からず、平成27年9月1日現在「山形県の人口と世帯数」では4,748人になり5千人を割っている。参考までに、平成27年7月31日現在の住民基本台帳の集計結果でも4,993人になっておりやはり5千人を割っている。人口減少は、今後とも続くと予想される。

世帯数についても、昭和35年の1,804戸を最大に減少し続けており、平成27年9月1日現在では1,458戸まで減少している。参考までに、平成27年7月31日現在の住民基本台帳の集計では1,654戸である。同村の世帯数減少は、人口減少のようにはっきりとした傾向を示しているわけではないが今後とも進むものと予想される。

また、第1表を折れ線グラフにしたものが次の第2図である。第1表及び第2図から分かることは、何も対策を行わなければ、人口減少が今後とも進行していくということである。



第2図 国勢調査結果・国勢調査結果に基づく戸沢村の人口及び世帯数の推移及び将来人口推計(折れ線グラフ)

なお、参考までに、次の第2表として住民基本台帳の集計による人口及び世帯数の推移を整理した。同表により、人口の減少傾向は明確である。世帯数は減少傾向で変化しているが人口の減少に比較すれば緩やかである。

第2表 住民基本台帳に基づく戸沢村の人口及び世帯数の推移（参考）

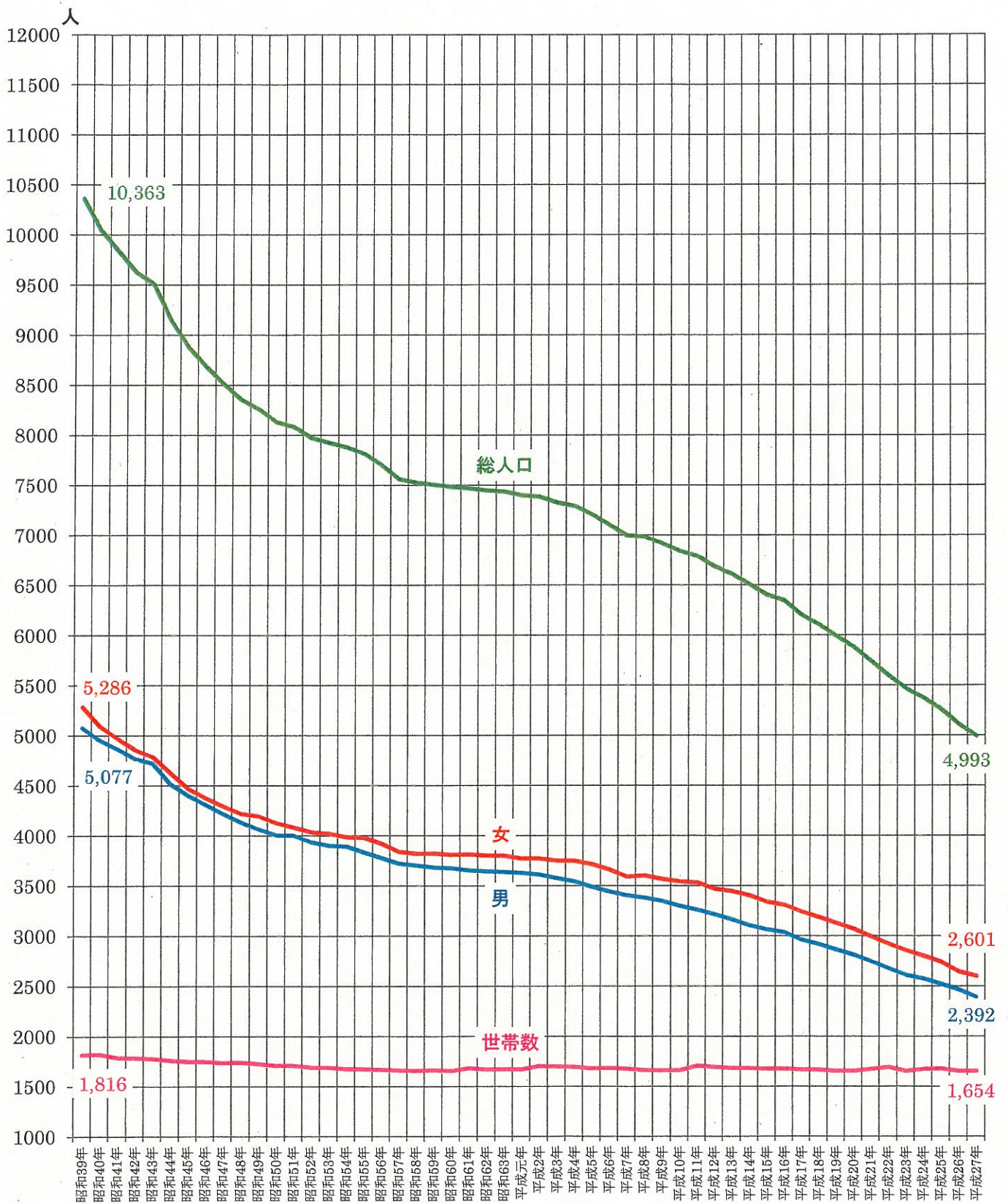
（単位：人）

年次	男	女	合計	世帯数	備考
昭和39年	5,077	5,286	10,363	1,816	3月31日現在
昭和40年	4,954	5,091	10,045	1,821	3月31日現在
昭和41年	4,867	4,969	9,836	1,789	3月31日現在
昭和42年	4,760	4,855	9,624	1,783	3月31日現在
昭和43年	4,722	4,786	9,508	1,776	3月31日現在
昭和44年	4,516	4,625	9,141	1,761	3月31日現在
昭和45年	4,405	4,471	8,876	1,750	3月31日現在
昭和46年	4,311	4,373	8,684	1,747	3月31日現在
昭和47年	4,217	4,292	8,509	1,735	3月31日現在
昭和48年	4,134	4,219	8,353	1,740	3月31日現在
昭和49年	4,065	4,193	8,258	1,726	3月31日現在
昭和50年	4,005	4,126	8,131	1,708	3月31日現在
昭和51年	4,002	4,081	8,083	1,706	3月31日現在
昭和52年	3,937	4,036	7,973	1,691	3月31日現在
昭和53年	3,902	4,022	7,924	1,688	3月31日現在
昭和54年	3,892	3,985	7,877	1,675	3月31日現在
昭和55年	3,835	3,980	7,815	1,671	3月31日現在
昭和56年	3,777	3,921	7,698	1,667	3月31日現在
昭和57年	3,722	3,839	7,561	1,660	3月31日現在
昭和58年	3,704	3,820	7,524	1,655	3月31日現在
昭和59年	3,683	3,822	7,505	1,662	3月31日現在
昭和60年	3,676	3,808	7,484	1,653	3月31日現在
昭和61年	3,654	3,814	7,468	1,682	3月31日現在
昭和62年	3,645	3,802	7,447	1,668	3月31日現在
昭和63年	3,637	3,799	7,436	1,673	3月31日現在
平成元年	3,628	3,771	7,399	1,669	3月31日現在
平成2年	3,613	3,772	7,385	1,702	3月31日現在

平成 3 年	3,577	3,750	7,327	1,697	3 月 31 日現在
平成 4 年	3,545	3,747	7,292	1,694	3 月 31 日現在
平成 5 年	3,491	3,716	7,207	1,680	3 月 31 日現在
平成 6 年	3,444	3,660	7,104	1,683	3 月 31 日現在
平成 7 年	3,407	3,590	6,997	1,677	3 月 31 日現在
平成 8 年	3,383	3,581	6,964	1,663	3 月 31 日現在
平成 9 年	3,350	3,543	6,893	1,659	3 月 31 日現在
平成 10 年	3,302	3,541	6,843	1,661	3 月 31 日現在
平成 11 年	3,261	3,530	6,761	1,704	3 月 31 日現在
平成 12 年	3,218	3,470	6,688	1,694	3 月 31 日現在
平成 13 年	3,166	3,445	6,611	1,683	3 月 31 日現在
平成 14 年	3,104	3,403	6,507	1,631	3 月 31 日現在
平成 15 年	3,065	3,338	6,403	1,675	3 月 31 日現在
平成 16 年	3,037	3,309	6,346	1,675	3 月 31 日現在
平成 17 年	2,962	3,240	6,202	1,667	3 月 31 日現在
平成 18 年	2,918	3,187	6,105	1,664	3 月 31 日現在
平成 19 年	2,863	3,126	5,989	1,654	3 月 31 日現在
平成 20 年	2,813	3,069	5,882	1,653	3 月 31 日現在
平成 21 年	2,749	2,994	5,743	1,671	3 月 31 日現在
平成 22 年	2,678	2,919	5,597	1,690	3 月 31 日現在
平成 23 年	2,610	2,855	5,465	1,651	3 月 31 日現在
平成 24 年	2,573	2,800	5,373	1,672	3 月 31 日現在
平成 25 年	2,520	2,741	5,261	1,677	3 月 31 日現在
平成 26 年	2,465	2,645	5,110	1,652	3 月 31 日現在
平成 27 年	2,392	2,601	4,993	1,654	7 月 31 日現在

第 2 表を折れ線グラフにしたものが次の第 3 図である。同図からも人口の減少傾向は明確であるが、世帯数は人口の減少ほど減っていない。しかし、減少傾向で変化していることは、このグラフからも明らかである。

特に、人口減少については、今後何らかの対策を実施しなければ食い止めることができないと予想される。しかし、今まで、人口減少に歯止めを掛ける有効な手立てがなかった。過去から現在まで実施されている過疎対策をはじめ、山村振興対策、中山間振興対策等も人口減少に歯止めを掛けることはできなかった。



第3図 住民基本台帳に基づく戸沢村の人口及び世帯数の推移 (参考)

また、同村の将来人口推計については、「国立社会保障・人口問題研究所」が行っている市町村の将来人口推計を用いた。同推計は、基準年を設け、その年から5年置きに30年間の人口を推計している。同推計は、過去に、平成15年12月推計、平成20年12月推計、平成25年3月推計の3回実施している。当ビジョンでは、最近行った平成25年3月推計の数値を中心に考察している。

さらに、第1表の将来人口推計については、参考までに同研究所が行った平成15年12月推計、平成20年12月推計の数値も全部掲載している。また、国勢調査結果を中心とした戸沢村の実人口と将来人口推計の関係については次の第3表として整理した。

第3表 戸沢村の国勢調査結果と将来人口推計（参考）

（単位：人）

年次	国勢調査結果	平成25年 3月推計	平成20年 12月推計	平成15年 12月推計	備考
平成12年	6,450	—	—	※1 6,450	
平成17年	5,915	—	※2 5,915	5,972	
平成22年	5,304	※3 5,304	5,422	5,522	
平成27年	※4 4,748	4,793	4,964	5,091	第4図参照
平成32年	—	4,347	4,517	4,676	第5図参照
平成37年	—	3,927	4,097	4,279	
平成42年	—	3,534	3,705	3,918	
平成47年	—	3,167	3,331	—	
平成52年	—	2,811	—	—	

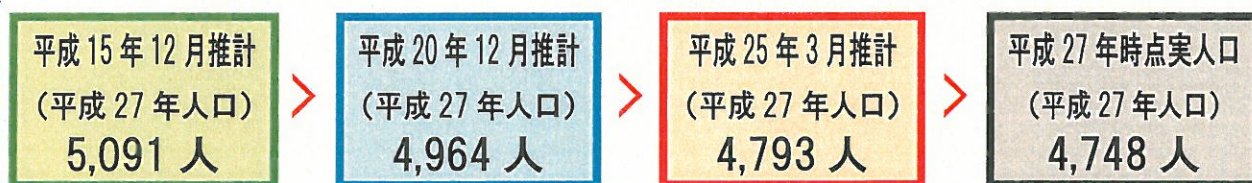
（注）ただし、※1の数値、※2の数値、※3の数値は、それぞれの将来人口推計の基準年の数値であり国勢調査結果に一致する。※4の数値は、「山形県の人口と世帯数」の平成27年9月1日現在の数値である。

第1表及び第3表より、本村の平成27年（2015年）の実人口は4,748人、直近の将来人口推計では、平成32年（2020年）には4,347人、平成37年（2025年）には3,927人、平成42年（2030年）には3,534人、平成47年（2035年）には3,167人、平成52年（2040年）には2,811人になると予想されている。

また、新たに将来人口推計が行われる度に、人口減少が加速されていく傾

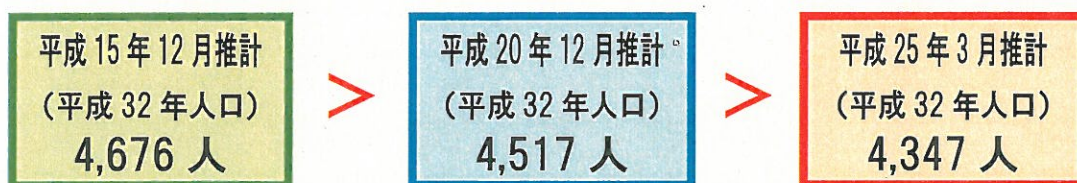
向が見られる。例えば、平成 27 年の実人口は 4,748 人であった。平成 15 年 12 月推計では 5,091 人、平成 20 年 12 月推計では 4,964 人、平成 25 年 3 月推計では 4,793 人になると予想されている。この時点で、実人口は、3 つの将来人口推計をさらに下回る状況で推移している。

その結果、平成 27 年人口について実人口、平成 25 年 3 月推計、平成 20 年 12 月推計、平成 15 年 12 月推計の結果を比較すると、最も少ない数値を示しているのは実人口であり、次いで平成 25 年 3 月推計、以下平成 20 年 12 月推計、平成 15 年 12 月推計の順であった。このことを図にしたものが次の第 4 図である。



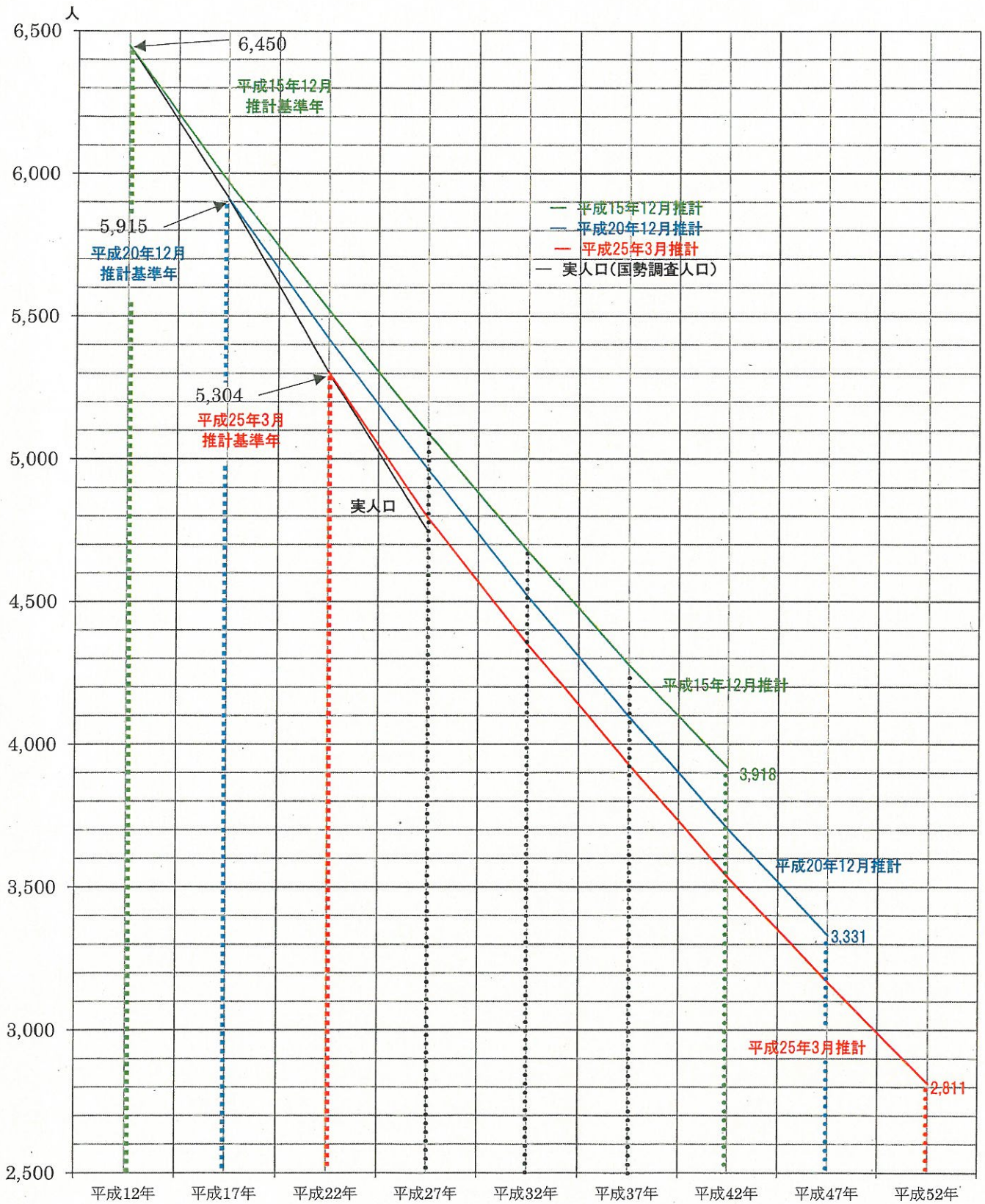
第 4 図 戸沢村の実人口と将来人口推計の関係

このような状況は、平成 32 年、平成 37 年、平成 42 年の将来人口推計でも同様の結果が見られ、新たに将来人口推計を行う度に人口減少が加速していく。平成 32 年人口について、平成平成 25 年 3 月推計、平成 20 年 12 月推計 15 年 12 月推計の結果を比較したものが次の第 5 図である。



第 5 図 戸沢村の将来人口推計の関係

新たに、将来人口推計を行う度に人口減少が加速していくことを表したものが次の第 6 図である。



第6図 戸沢村の国勢調査結果と将来人口推計折れ線グラフ(参考)

第6図のような現象は、戸沢村に限ったことではない。最上地域、県内の市町村、県外の市町村でも多く見られる。

(2) 人口の社会増減・自然増減

本村の人口減少の大きな要因は、転出数が転入数を上回るという社会減、死亡数が出生数を上回るという自然減にある。本村人口の自然増減及び社会増減の推移については次の第4表のとおりである。

第4表 戸沢村の年度別年間異動件数

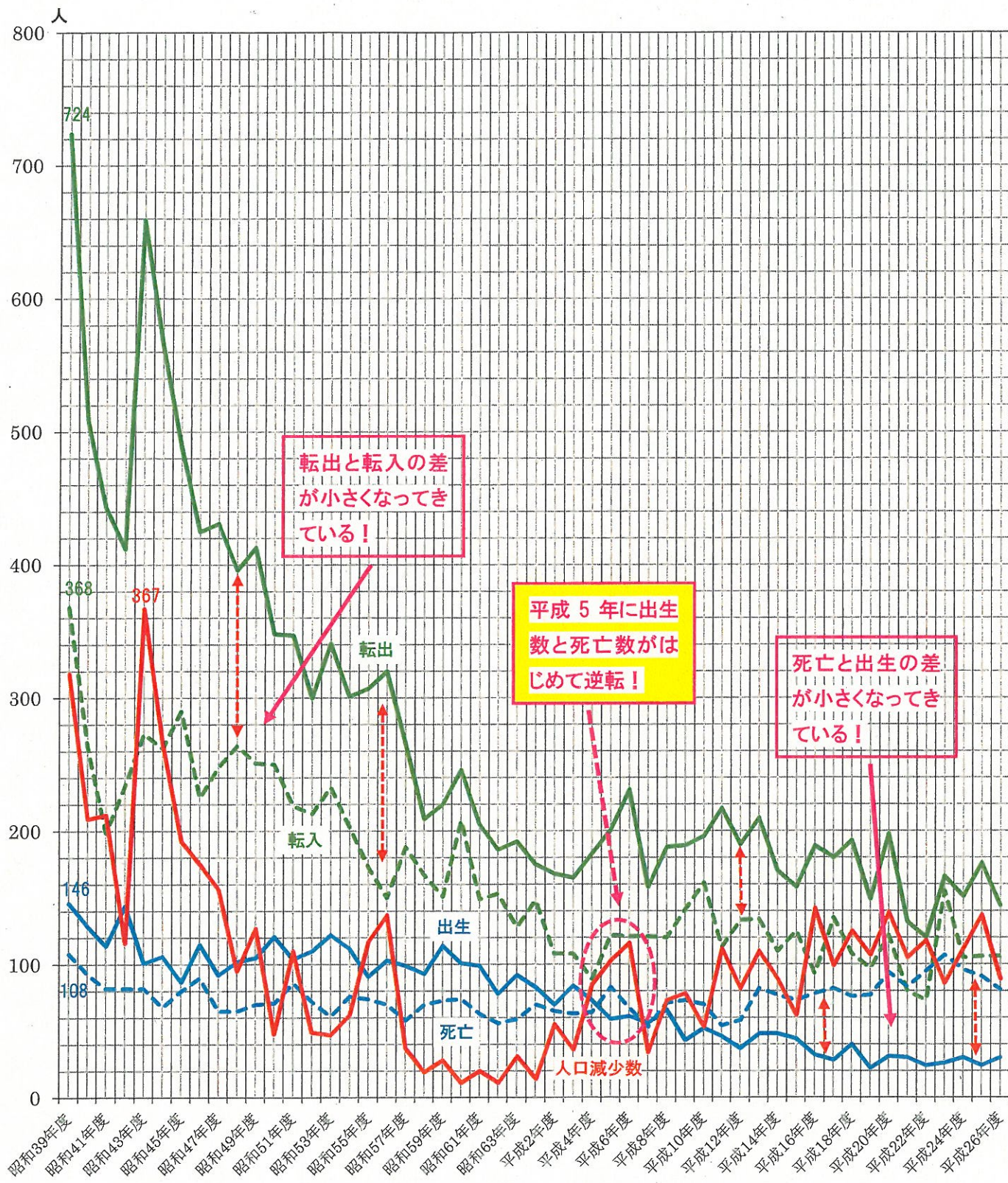
(単位：人)

年次	転入	転出	出生	死亡	増減	備考
昭和39年度	368	724	146	108	▲318	
昭和40年度	264	509	129	93	▲209	
昭和41年度	199	443	114	82	▲212	
昭和42年度	234	412	144	82	▲116	
昭和43年度	273	659	101	82	▲367	
昭和44年度	262	565	106	68	▲265	
昭和45年度	290	489	87	80	▲192	
昭和46年度	225	425	115	90	▲175	
昭和47年度	248	431	92	65	▲156	
昭和48年度	264	396	102	65	▲95	
昭和49年度	251	413	105	70	▲127	
昭和50年度	250	348	121	71	▲48	
昭和51年度	219	347	104	86	▲110	
昭和52年度	213	300	110	72	▲49	
昭和53年度	233	341	122	61	▲47	
昭和54年度	203	301	112	76	▲62	
昭和55年度	173	307	91	74	▲117	
昭和56年度	150	320	103	70	▲137	
昭和57年度	188	266	99	58	▲37	この時期は、景気が上向きになり、昭和63年度ごろからはバブル景
昭和58年度	167	209	93	70	▲19	
昭和59年度	151	220	114	73	▲28	

昭和 60 年度	208	246	101	74	▲11	気を迎え史上空前の 好景気に沸く
昭和 61 年度	149	205	99	63	▲20	
昭和 62 年度	153	186	78	56	▲11	
昭和 63 年度	128	192	92	59	▲31	
平成元年度	148	175	83	70	▲14	
平成 2 年度	108	168	70	65	▲55	
平成 3 年度	108	165	84	63	▲36	
平成 4 年度	89	183	73	64	▲85	
平成 5 年度	122	201	59	83	▲103	出生数と死亡者数がはじめて逆転
平成 6 年度	121	231	61	67	▲116	
平成 7 年度	121	158	56	53	▲34	
平成 8 年度	120	188	66	71	▲73	
平成 9 年度	141	189	43	73	▲78	
平成 10 年度	161	196	52	70	▲53	外国人の転入が本格化
平成 11 年度	113	217	46	54	▲112	
平成 12 年度	133	190	37	58	▲78	
平成 13 年度	134	210	48	82	▲110	
平成 14 年度	110	170	48	77	▲89	
平成 15 年度	125	158	44	73	▲62	
平成 16 年度	93	189	32	78	▲142	
平成 17 年度	135	180	28	82	▲99	
平成 18 年度	108	193	40	76	▲121	
平成 19 年度	97	149	22	77	▲107	
平成 20 年度	122	198	31	94	▲139	
平成 21 年度	80	132	30	83	▲105	
平成 22 年度	73	120	24	95	▲118	
平成 23 年度	155	166	26	107	▲92	
平成 24 年度	105	151	30	96	▲112	
平成 25 年度	106	176	24	91	▲137	
平成 26 年度	106	144	30	81	▲89	

(注) 戸沢村住民税務課提供資料に基づいて作成した。ただし、異動人口集計表によるため誤差がある。

なお、これら転入・転出及び出生・死亡について、その変化を分かりやすくするために、第 4 表を折れ線グラフにしたものが次の第 7 図である。



第7図 戸沢村の年度別年間異動件数 (その2)

① 社会増減(転入・転出)

第4表及び第7図より、転入者数の推移は、昭和39年度の368人を最高にその後減少傾向で変化し、昭和54年度までは毎年200人を超えていた。昭和55年度以降は、昭和60年を除いて200人を割り込み100人台になる。平成4年度、平成16年度、平成19年度、平成21年度及び22年度に2桁台になるが、減少傾向を示しながらも100人台を維持しており最近では横這い傾向で推移している。

転入者数の多くは、商業や農業を中心とした家業を継ぐということではないが、大学卒業後あるいは都市部をはじめ他地域で就職していたが、長男・長女であるために家を継ぐため、さらには親の面倒を見るために戻ってくるケース、婚姻により本村に在住するケース等が多い。また、本村外で結婚したが離婚・死別等により母子家庭となって本村に戻るケースも増えている。

また、昭和61年より、外国から配偶者を迎えるケースが増え、外国からの研修生受け入れ等と重なって転入者数の増につながっている。本村の国際結婚では、韓国・フィリピン・中国の3か国から配偶者を迎えていた。なお、平成元年に、企画調整課内に国際交流係が設置され、国際結婚に関する業務を担当していた。なお、参考までに、外国人の転入・転出状況を第5表(次ページ)として整理した。

平成9年、日韓友好の印として、国道47号沿いの道の駅を韓国風に統一し「眺河の丘“高麗館”」を建設し話題を呼んだ。さらに、平成15年ころから、韓流ブームが湧き起り、高麗館は大いに賑わい、韓国との文化交流も積極的に行った。

しかし、平成19年度頃からは、外国人配偶者との離婚、外国からの研修生の帰国等により外国人の転出者数が増加している。特に、平成23年度は、転出者数が21人、転入者数が15人になっており6人の転出超過になっている。平成26年度までの転入・転出数の差は51人で転入超過になっている。

一方、転出数の推移では、昭和39年度の724人を最高に、昭和56年度までは毎年300人以上の転出者がいた。この時期の初期の頃の転出の大きな要因は、中卒者及び高卒者の東京都をはじめとする首都圏への就職である。その後は、高校進学率及び大学進学率の上昇にともなって、高卒者及び大卒者が他地域に就職することが転出の大きな要因になった。その他に、職を求めて他地域に移り住む者も増加している。昭和57年度以降は、200人台から100人台の転出数になり減少傾向で推移している。この時期の転出数の大きな要因は、高卒者及び大卒者の他地域への就職である。

しかし、最近では、中学校を卒業してすぐ就職するケースは稀であり、高校の進学率もほぼ100%になっている。また、大学進学率の増大とともに、高校を卒業してすぐ就職するというケースも減少している。また、全体として少子化による学生の減少により、今までのように、若年層の他地域への流出数自体が縮小しはじめているため、人口減少への影響力としては相対的に小さくなってきている。

第5表 戸沢村の年度別外国人年間異動件数（参考）

（単位：人）

年 度	転 入	転 出	増 減	備 考
平成10年度	4	0	4	
平成11年度	8	2	6	
平成12年度	6	4	2	
平成13年度	1	7	▲6	
平成14年度	1	1	0	
平成15年度	7	2	5	
平成16年度	12	2	10	
平成17年度	15	6	9	
平成18年度	4	0	4	
平成19年度	14	14	0	
平成20年度	16	13	3	
平成21年度	9	8	1	
平成22年度	16	12	4	
平成23年度	15	21	▲6	
平成24年度	16	7	9	
平成25年度	15	10	5	
平成26年度	11	10	1	
合 計	170	119	51	

（注）戸沢村住民税務課提供資料に基づいて作成した。

さらに、転出の大きな要因になってきているのが高齢者の転出である。高齢者の1人暮らし及び高齢者世帯が増加する状況の中で、高齢者が元気なうちは、近くに在住する肉親、近隣住民が支援するケースが多いが限界もある。その結果、他地域の老人福祉施設に入所するケース、他地域に在住

する肉親の元に移り住むケース等が増加し、結果として高齢者の他地域への転出の原因になっている。

② 自然増減(出生・死亡)

出生数の推移では、昭和 39 年度の 146 人を最高に、同年から昭和 60 年度までは、昭和 45 年度、昭和 47 年度、昭和 55 年度、昭和 57 年度及び 58 年度に 90 人台になるが、減少傾向を示しながらも 100 人台で推移してきた。しかし、昭和 61 年度に 100 人を割ると、その後は 1 回も 100 人台に回復することなく今日に至っている。特に、平成 9 年度以降は、平成 10 年度を除いて 50 人台を割り込んでおり、最近では 20 人台から 30 人台で推移している。

この大きな要因は、人口減少の影響が直接出てきているものと思われる。また、昭和 39 年度から平成 4 年度までは、出生数が死亡数を上回っていたが、平成 5 年度に死亡数が出生数をはじめて上回り逆転現象が見られる。以降、平成 7 年度を除いては、死亡数が出生数を上回るようになり今日に至っている。

一方、死亡数の推移は、昭和 39 年度の 108 人を最高に、昭和 40 年度以降若干減少し、昭和 47 年度から平成 19 年度までは横這い傾向を示し、平成 20 年度以降は微増傾向を示している。しかし、全体としては増減があるものの横這いで推移してきたと言える。死亡数については高齢者が多数を占め、高齢者数が年々増加するとともに死亡者数も増加することが想定されるが、高齢者の流出、平均寿命が延びているという要因が加わり、高齢者数が死亡者数の増加を極端に押し上げる要因になっていない。

③ 社会増減及び自然増減からみた人口数の増減(まとめ)

社会増減及び自然増減からみた人口数の増減では、昭和 43 年度の 367 人の減少を最高に、昭和 39 年度以来、今日まで人口減少が続いている。特に、昭和 39 年度から昭和 47 年度に掛けては、過疎化に代表される人口減少時期であり、150 人台から 300 人台を超える人口が減少していた。この大きな要因は、若年層を中心とした都市部への転出超過である。昭和 48 年度から昭和 56 年度までは、おおよそ 50 人台から 100 人台前半の人口減少数になっている。昭和 57 年度から平成 3 年までは、10 人台から 30 人台の人口減少数で推移し、人口減少に歯止めが掛かると思われた。しかし、平成 4 年度以降は、再び人口減少数が大きくなりはじめ、若干の増減があるにしても 50 人台から 100 人台前半で推移している。

本村では、今日まで、転出者数が転入者数を絶えず上回り、転入者数が

転出者数を上回ることは1度もなかった。また、転出者数と転入者数の差が縮小してきており、かつてのように人口減少の要因としてはその影響が小さくなってきている。出生数では、昭和39年度から平成4年度までは死亡数を上回っていたが、平成5年度からは、平成7年度を除いて死亡者数が出生数を上回るようになり逆転現象が見られる。さらに、死亡者数と出生数の差が拡大しつつあり、人口減少の大きな要因になってきている。

その結果、社会増減では、平成39年度以来、絶えず人口減少の主要な要因になっていたが、最近では転出超過数が小さくなっており、かつて程大きな影響を及ぼしているとは考え難くなってきた。自然増減では、平成4年度までは出生数が死亡数を上回っていたことから人口増加の要因になっていたが、平成5年度からは死亡数が出生数を上回るようになったため人口減少の要因に転じている。その結果、現在は、社会増減及び自然増減の影響が、双方とも人口減少の要因になっている。

(3) 戸沢村3地域別の人口推移と将来人口推計

戸沢村の旧村であり3つの主要地域になっている戸沢地域、古口地域、角川地域の人口推移を、住民基本台帳の集計に基づいて整理したものが次の第6表である。

第6表 戸沢村の人口及び世帯数の推移・将来人口推計・各地域の人口割合

(単位：人，%)

年次	人口数及び将来人口推計			合計	村の総人口に対する各地域の人口割合			備考
	戸沢地域	古口地域	角川地域		戸沢地域	古口地域	角川地域	
昭和44年	4,210	2,780	2,151	9,141	46.06	30.41	23.53	3月31日現在
昭和45年	4,055	2,737	2,084	8,876	45.68	30.84	23.48	3月31日現在
昭和46年	3,992	2,633	2,059	8,684	45.97	30.32	23.71	3月31日現在
昭和47年	3,893	2,610	2,006	8,509	45.75	30.67	23.58	3月31日現在
昭和48年	3,834	2,535	1,984	8,353	45.90	30.35	23.75	3月31日現在
昭和49年	3,806	2,499	1,953	8,258	46.09	30.26	23.65	3月31日現在
昭和50年	3,768	2,449	1,914	8,131	46.34	30.12	23.54	3月31日現在
昭和51年	3,800	2,420	1,863	8,083	47.01	29.94	23.05	3月31日現在
昭和52年	3,795	2,344	1,834	7,973	47.60	29.40	23.00	3月31日現在
昭和53年	3,770	2,351	1,803	7,924	47.58	29.67	22.75	3月31日現在
昭和54年	3,772	2,324	1,781	7,877	47.89	29.50	22.61	3月31日現在

昭和 55 年	3,728	2,326	1,761	7,815	47.70	29.76	22.53	3 月 31 日現在
昭和 56 年	3,675	2,279	1,744	7,698	47.74	29.61	22.66	3 月 31 日現在
昭和 57 年	3,640	2,225	1,696	7,561	48.14	29.43	22.43	3 月 31 日現在
昭和 58 年	3,631	2,231	1,662	7,524	48.26	29.65	22.09	3 月 31 日現在
昭和 59 年	3,640	2,227	1,638	7,505	48.50	29.67	21.83	3 月 31 日現在
昭和 60 年	3,633	2,233	1,618	7,484	48.54	29.84	21.62	3 月 31 日現在
昭和 61 年	3,615	2,243	1,610	7,468	48.41	30.03	21.56	3 月 31 日現在
昭和 62 年	3,635	2,207	1,605	7,447	48.81	29.64	21.55	3 月 31 日現在
昭和 63 年	3,649	2,198	1,589	7,436	49.07	29.56	21.37	3 月 31 日現在
平成元年	3,641	2,183	1,575	7,399	49.21	29.50	21.29	3 月 31 日現在
平成 2 年	3,641	2,192	1,552	7,385	49.30	29.68	21.02	3 月 31 日現在
平成 3 年	3,621	2,189	1,517	7,327	49.42	29.88	20.70	3 月 31 日現在
平成 4 年	3,614	2,175	1,503	7,292	49.56	29.83	20.61	3 月 31 日現在
平成 5 年	3,584	2,149	1,474	7,207	49.73	29.82	20.45	3 月 31 日現在
平成 6 年	3,554	2,112	1,438	7,104	50.03	29.73	20.24	3 月 31 日現在
平成 7 年	3,527	2,069	1,401	6,997	50.41	29.57	20.02	3 月 31 日現在
平成 8 年	3,540	2,036	1,388	6,964	50.40	30.35	19.25	3 月 31 日現在
平成 9 年	3,481	2,039	1,373	6,893	50.50	29.58	19.92	3 月 31 日現在
平成 10 年	3,461	2,037	1,345	6,843	50.58	29.77	19.66	3 月 31 日現在
平成 11 年	3,423	2,061	1,307	6,791	50.63	30.48	19.33	3 月 31 日現在
平成 12 年	3,420	2,018	1,250	6,688	51.14	30.17	18.69	3 月 31 日現在
平成 13 年	3,381	1,994	1,236	6,611	51.14	30.16	18.70	3 月 31 日現在
平成 14 年	3,349	1,949	1,209	6,507	51.47	29.95	18.58	3 月 31 日現在
平成 15 年	3,296	1,921	1,186	6,403	51.48	30.00	18.52	3 月 31 日現在
平成 16 年	3,262	1,910	1,174	6,346	51.40	30.10	18.50	3 月 31 日現在
平成 17 年	3,184	1,880	1,138	6,202	51.34	30.31	18.35	3 月 31 日現在
平成 18 年	3,149	1,844	1,112	6,105	51.58	30.20	18.21	3 月 31 日現在
平成 19 年	3,121	1,789	1,079	5,989	52.11	29.87	18.02	3 月 31 日現在
平成 20 年	3,085	1,755	1,042	5,882	52.45	29.84	17.72	3 月 31 日現在
平成 21 年	3,017	1,729	997	5,743	52.53	30.11	17.36	3 月 31 日現在
平成 22 年	2,963	1,662	972	5,597	52.94	29.69	17.37	3 月 31 日現在
平成 23 年	2,903	1,617	945	5,465	53.12	29.59	17.29	3 月 31 日現在
平成 24 年	2,822	1,637	914	5,373	52.52	30.47	17.01	3 月 31 日現在
平成 25 年	2,786	1,584	891	5,261	52.96	30.11	16.94	3 月 31 日現在
平成 26 年	2,692	1,547	871	5,110	52.68	30.27	17.05	3 月 31 日現在

平成 27 年	2,652	1,515	826	4,993	53.11	30.34	16.54	7 月 31 日現在
平成 32 年	2,309	1,319	719	4,347	53.11	30.34	16.54	将来人口推計
平成 37 年	2,086	1,191	650	3,927	53.11	30.34	16.54	将来人口推計
平成 42 年	1,877	1,072	585	3,534	53.11	30.34	16.54	将来人口推計
平成 47 年	1,682	961	524	3,167	53.11	30.34	16.54	将来人口推計
平成 52 年	1,493	853	465	2,811	53.11	30.34	16.54	将来人口推計

(注 1) 昭和 44 年から平成 27 年までの数値は住民基本台帳の集計によるものである。

(注 2) 平成 32 年から平成 52 年までの赤書きの数値は平成 25 年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計によるものである。

(注 3) 平成 27 年から平成 52 年までの将来人口推計における 3 地域の人口は、平成 27 年の村全体に対する各地域の人口割合に基づいて求めている。なお、これらの数値は小数点第 1 位を四捨五入した。

同表より、3 つの地域全てにおいて人口減少傾向が見られる。特に、角川地域の人口減少が大きい。角川地域では、昭和 44 年に 2,151 人であった人口が、4 年後の昭和 48 年には 2,000 人を下回り、40 年後の平成 21 年には 1,000 人を下回り、平成 27 年 7 月 31 日現在 826 人になっている。

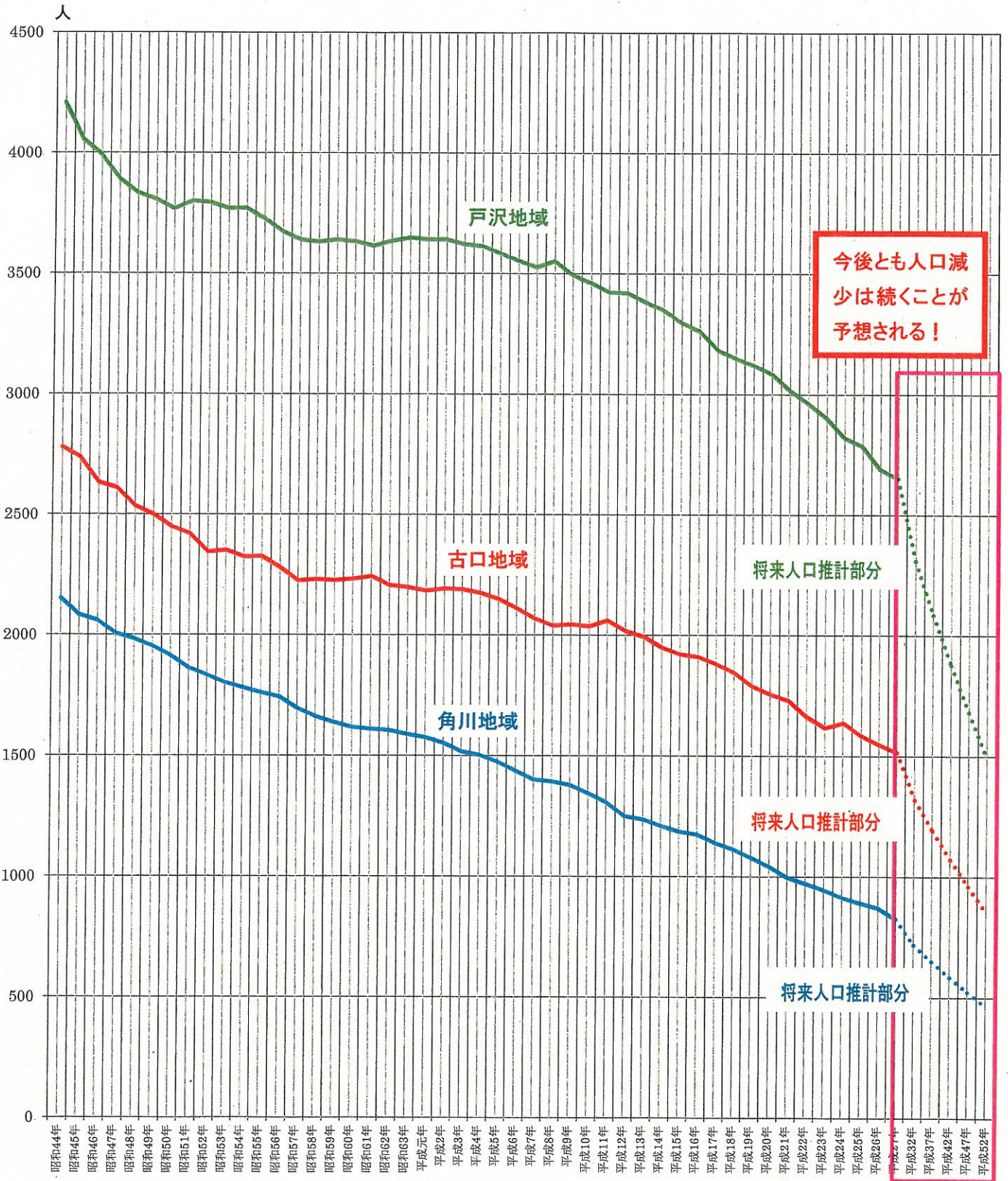
角川地域の平成 27 年の人口 826 人は、昭和 44 年の人口 2,151 人の 38.40% であり、この約 50 年の間に 4 割まで減少したことになる。他の 2 地域でも、それぞれ戸沢地域が 62.99%、古口地域が 54.50%まで減少している。

さらに、村の総人口に対する 3 地域のそれぞれの人口割合は、同じく第 6 表のとおりである。同表より、3 つの地域はいずれも人口減少傾向であるが、村の総人口に占める戸沢地域の人口割合は増加する傾向にあり、古口地域は横這い傾向、角川地域は減少傾向を示している。

具体的には、村の総人口に占める戸沢地域の人口割合は、昭和 44 年の 46.06%から平成 27 年の 53.11%に増加している。古口地域は、30.41%から 30.34%になっており横這い傾向を示している。角川地域は 23.53%から 16.54%に減少しており、相対的に村の総人口に占める割合が低下している。

第 6 表では、平成 27 年以降の 3 地域の将来人口推計を整理している。ただし、その方法としては、「国立社会保障・人口問題研究所」が行った平成 25 年 3 月の将来人口推計によって求められた村全体の人口に、住民基本台帳の集計によって求めた平成 27 年の村の総人口に対する各地区の割合（古口地域 53.11%・戸沢地域 30.34%・角川地域 16.54%）を乗じて求めた。

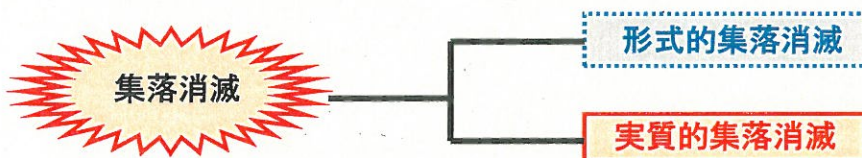
その結果によると、平成 27 年から 10 年後の平成 37 年（2025 年）には、戸沢地域は 2,086 人になることが予想される。さらに、古口地域は 1,191 人、角川地域は 650 人になると予想される。25 年後の平成 52 年（2040 年）には、戸沢地域は 1,493 人、古口地域は 853 人、角川地域は 465 人になると予想される。なお、第 6 表を折れ線グラフにしたものが次の第 8 図である。



第8図 戸沢村3地域の人口推移及び

第6表及び第8図より、今後、3地域の人口減少は、さらに進展するものと考えられる。その結果、このような状況は、各地域を構成する地区の中には、衰退するというよりは消滅する集落が出てくることも予想される。特に、角川地域の人口減少は深刻であり、早急に有効な対策を行う必要がある。

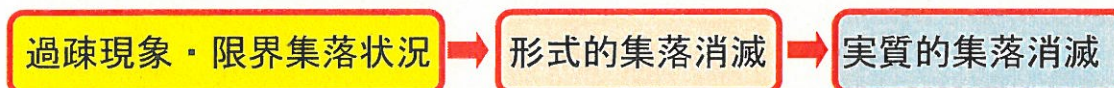
ところで、集落消滅には、次の第9図のように「形式的集落消滅」と「実質的集落消滅」の2つがある。その進行過程は、過疎現象と無関係ではない。むしろ過疎現象さらには限界集落状況の延長線上に現れてくる。



第9図 集落消滅の形態区分

形式的集落消滅とは、過疎化さらには限界集落状況を経て、住民基本台帳では、その集落に住む人が誰もいない状況である。しかし、しばらくの間、高齢者を中心として残された田畑に通って農業を行う人々、時々訪れて神社の祭礼を行う人々、墓参りに訪れる人々等がいる。さらに、かつて集落の共同作業として行ってきた共有林の山仕事、道路の草刈り等も数年間は続けられる。このような状況を形式的集落消滅という。

一方、実質的集落消滅とは、形式的集落消滅の次の段階として考えられる。具体的には、積雪や風雨に晒され住宅が倒壊し、今まで通っていた高齢者も体力的に衰え、病気さらには亡くなることにより通う人が誰もいなくなる。このような状況を実質的集落消滅という。実質的集落消滅に至る過程には、次の第10図のとおりである。



第10図 集落消滅の進行過程

このような集落消滅を防ぐためには、具体的対策を行うことができない状況になる前に、集落再生対策、集落活性化対策等を導入することが大切になる。しかし、各地で地域住民が地域づくり・町づくり等に取り組む事例が減ってきている。その大きな理由は、人口減少と高齢化により取り組む人材が

いないことである。地域づくり・町づくり等は、役所に頼り切りになるが、このような状況には限界がある。地域住民の積極的・自主的・継続的な取り組みや参加がなければ実現しない。

(4) 年齢別人口の推移と将来人口推計

年齢別人口の推移については、国勢調査及び住民基本台帳に基づき整理したものが次の第7表である。

第7表 戸沢村の年齢別人口の推移

(単位：人)

年齢区分		昭和25年	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成24年	平成25年	平成26年
年少人口	0～4	1,684	1,590	839	501	502	326	205	137	142	134	129
	5～9	1,394	1,547	1,077	533	534	409	246	190	176	155	154
	10～14	1,470	1,300	1,458	784	492	477	322	231	201	200	192
	小計	4,548	4,437	3,374	1,818	1,528	1,212	773	558	519	489	475
生産年齢人口	15～19	1,239	1,062	804	688	421	431	307	235	259	239	218
	20～24	1,006	839	439	538	392	281	204	205	237	215	198
	25～29	767	811	564	510	459	283	248	199	238	238	212
	30～34	654	677	640	376	561	410	247	247	248	220	214
	35～39	683	594	754	512	498	454	266	229	248	263	269
	40～44	533	612	626	592	358	549	378	242	224	215	219
	45～49	517	511	526	669	492	475	432	360	321	301	264
	50～54	388	451	525	568	554	349	521	422	416	381	371
	54～59	379	363	408	451	606	455	440	497	459	463	441
	60～64	312	320	364	445	485	529	319	423	502	505	488
小計	6,478	6,240	5,650	5,349	4,826	4,216	3,362	3,059	3,152	3,040	2,894	
老年人口	65～69	210	228	283	304	390	544	403	303	292	311	363
	70～74	126	149	184	238	332	424	443	363	344	326	316
	75～79	61	73	103	151	188	283	436	395	384	385	357
	80～84	27	17	31	59	99	198	286	356	335	319	331
	85～89	3	11	11	17	44	65	147	177	225	238	234
	90～	1	0	5	3	14	17	65	93	96	99	111
	小計(75歳以上)	92	101	150	230	345	563	934	1,021	1,040	1,041	1,033
計	428	478	617	772	1,067	1,531	1,780	1,687	1,676	1,678	1,712	
合計	11,454	11,155	9,641	7,939	7,421	6,959	5,915	5,304	5,347	5,207	5,081	

(注) 昭和25年から平成22年の数値は国勢調査結果によるものであり、平成24年度から平成26年度の数値は各年の10月1日現在の住民基本台帳に基づくものである。

同表より、昭和 25 年以降、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にある。老年人口は、昭和 25 年から平成 17 年までは増加する傾向にあったが、平成 22 年以降は横這傾向を示しながらも減少する傾向が見える。

75 歳以上人口も老年人口と同じような変化を示しているが、老年人口に占める割合が大きくなってきている。例えば、老年人口に占める 75 歳以上人口の割合は、昭和 25 年には 21.50%、昭和 50 年には 29.79%、平成 17 年には 52.47% になり 50% を超え、最新の数値では、平成 26 年には 60.34% になり 6 割が 75 歳以上になっている。90 歳以上は年々増加する傾向にある。

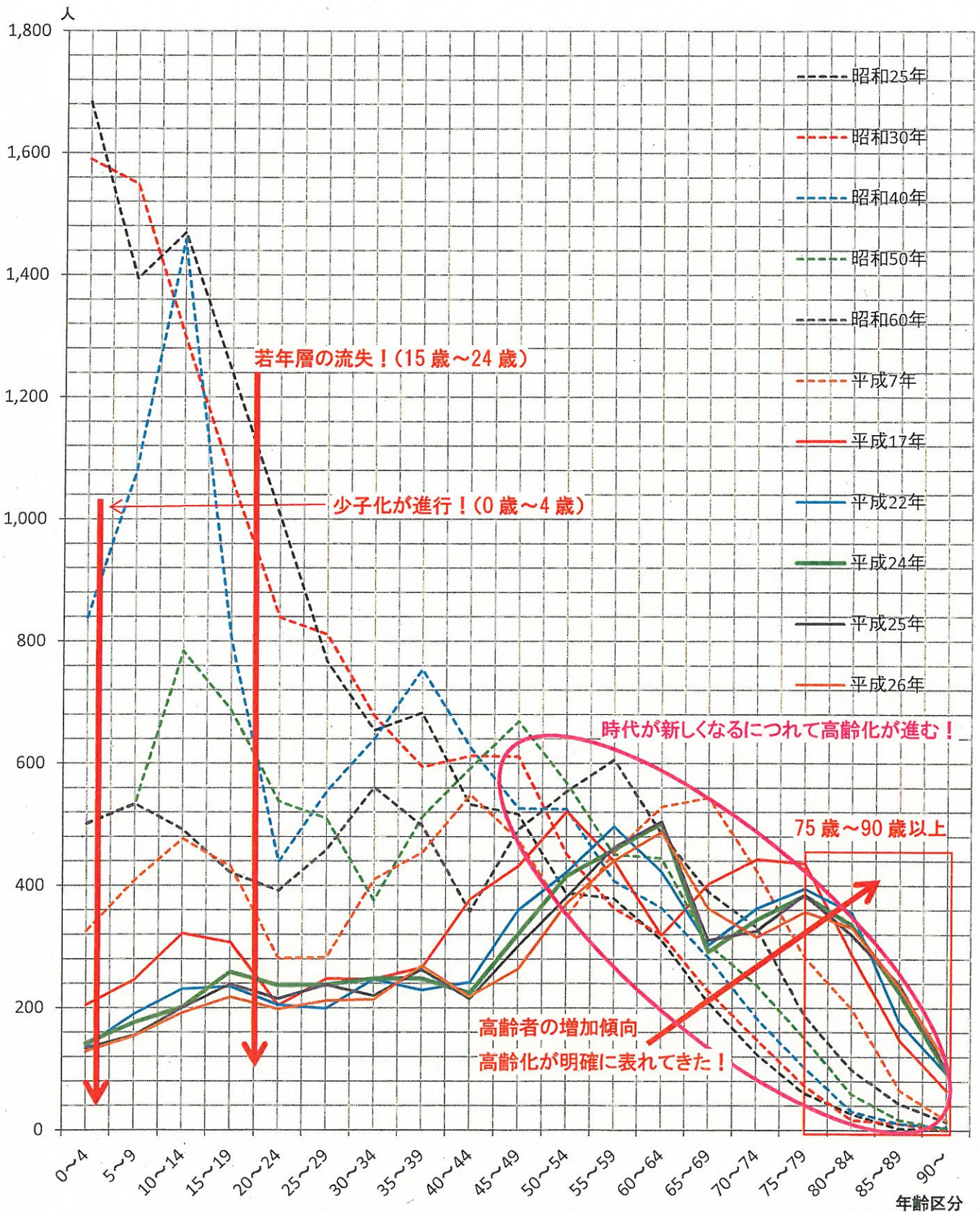
さらに、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向に対して、老年人口が横這い傾向であるため、相対的に高齢化率が上昇する傾向にある。具体的には、昭和 25 年には 3.74%、昭和 50 年には 9.72%、平成 17 年には 30.09% になり 30% を超え、最新の数値では、平成 26 年には 33.69% になっている。

昭和 25 年、30 年は、戦後のベビーブームを受け、年少人口が多く、中卒者、高卒者の都市部への就職が増大し、年齢が上がるに従って人口が減少していく傾向を示していた。昭和 40 年、昭和 50 年は、少子化が明らかになるとともに、中卒者、高卒者の就職、大学進学率の増大、若年層の都市部への就職増大等により、若年層の流出が続き、一方では平均寿命の伸びにより高齢者の人口も増加していった。

昭和 40 年、昭和 50 年、昭和 60 年、平成 7 年、平成 17 年については、少子化が益々進行するとともに、中学卒業者の就職は殆どなくなり、高校進学率も 100% に近くなっていく。さらに、高校卒業者の就職率も減少傾向を示し、大学進学率が高くなっていく。しかし、若年層の都市部への就職率が高く、相変わらず若年層の都市部への流出が続く。一方では、平均寿命が益々伸び、高齢者が増大し高齢化率が高くなっていく。

平成 22 年、平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年については、少子化がさらに深刻になり、大学進学率が益々増加し高学歴社会が進行する。その結果、大学卒業後の都市部への就職志向も高く若年層の流出が進む。また、一方では、平均寿命の益々の伸びにより高齢化率が高くなり、もはや本格的高齢化社会の到来は時間の問題になってきた。このような状況を折れ線グラフにしたものが次の第 11 図である。

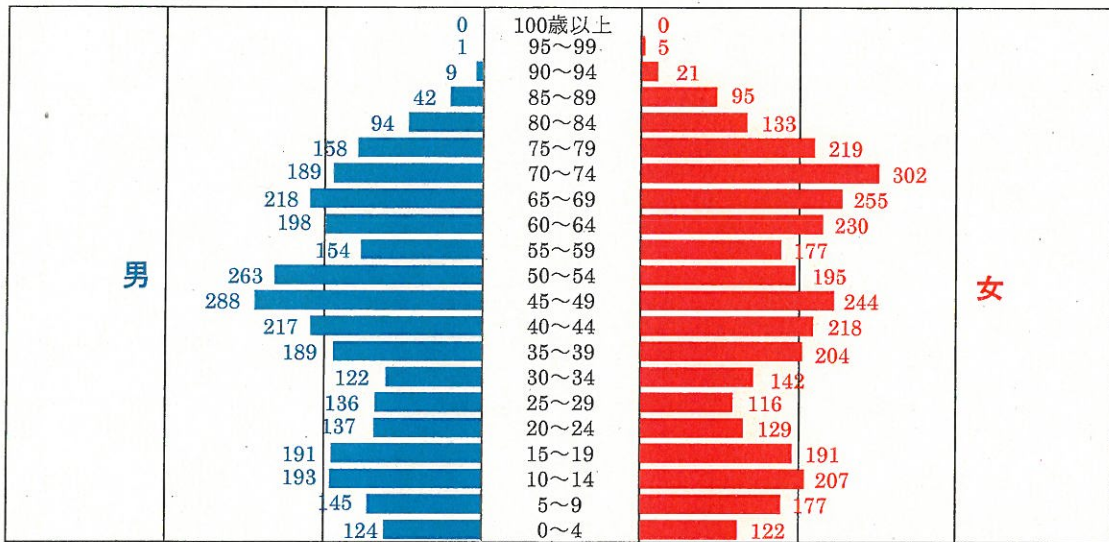
同図より、人口減少が続くために、各年のグラフは年代が新しくなるにつれて全体的に下方に下がっていく。15 歳から 24 歳の若年層については、減少傾向に歯止めがかからない。65 歳以上の高齢者層、特に 75 歳から 90 歳以上についてはグラフが重なり横這い傾向が見えてくる。



第11図 戸沢村の年齢別人口の推移

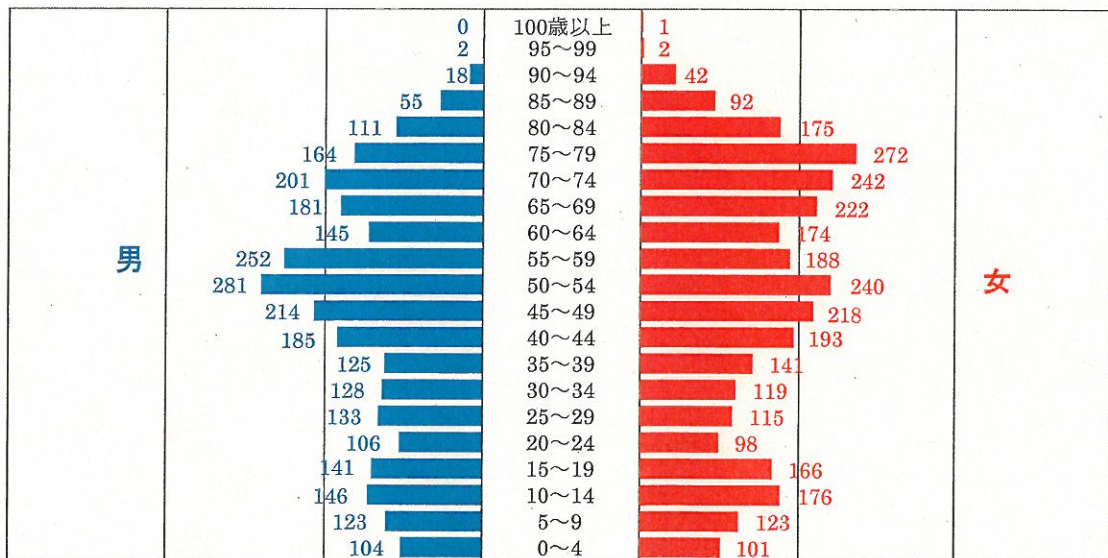
このような状況は、人口ピラミッドにするとさらに分かりやすくなる。そのため、平成12年、平成17年、平成22年は各年の国勢調査結果に基づいて、平成27年、平成32年、平成37年、平成42年、平成47年、平成52年は「国立社会保障・人口問題研究所」が行った平成25年3月の将来人口推計に基づいて第12図から第20図として人口ピラミッドを作成した。これらの人口ピラミッドは、段々縮小しながらどっしりした壺型から底が小さく細長い壺型に変わっていくと予想される。

(単位：人)



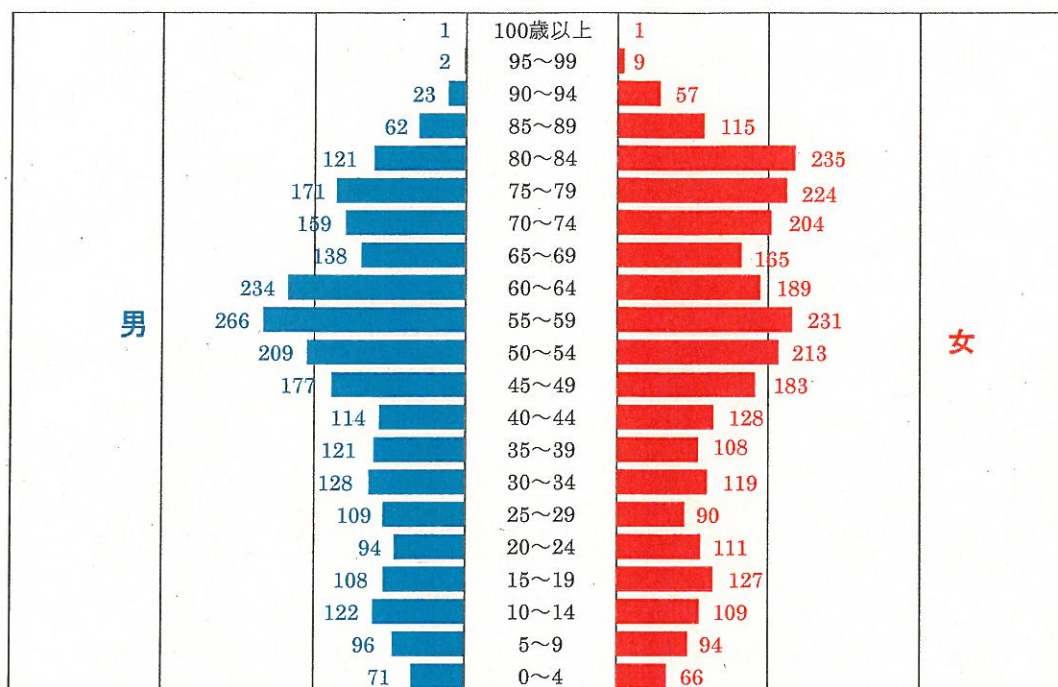
第12図 戸沢村の人口ピラミッド(平成12年・2000年)

(単位：人)



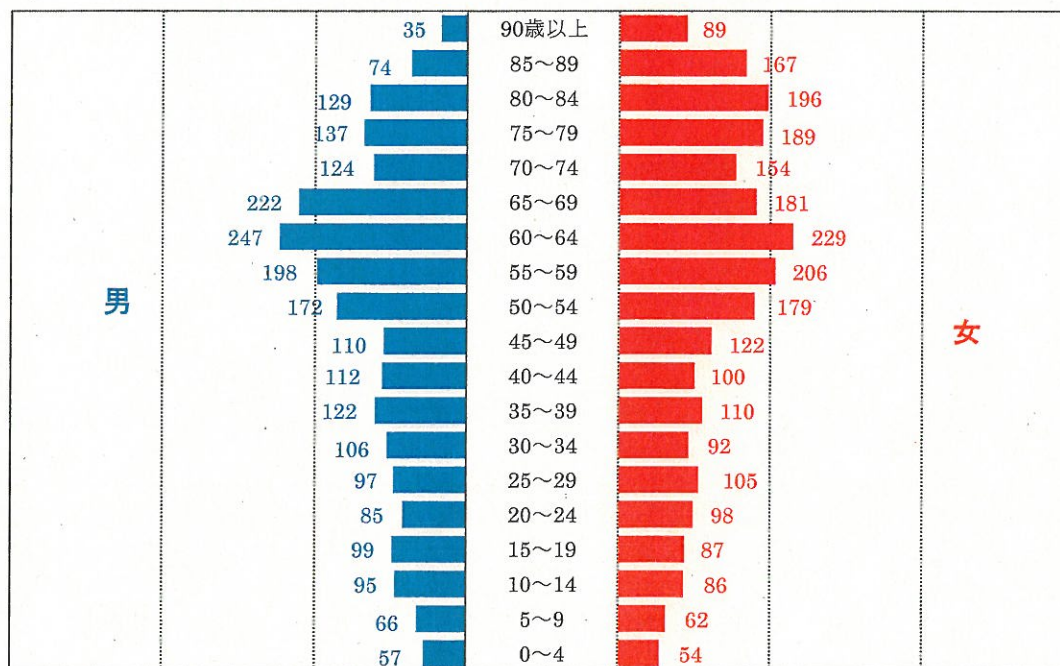
第13図 戸沢村の人口ピラミッド(平成17年・2005年)

(単位：人)



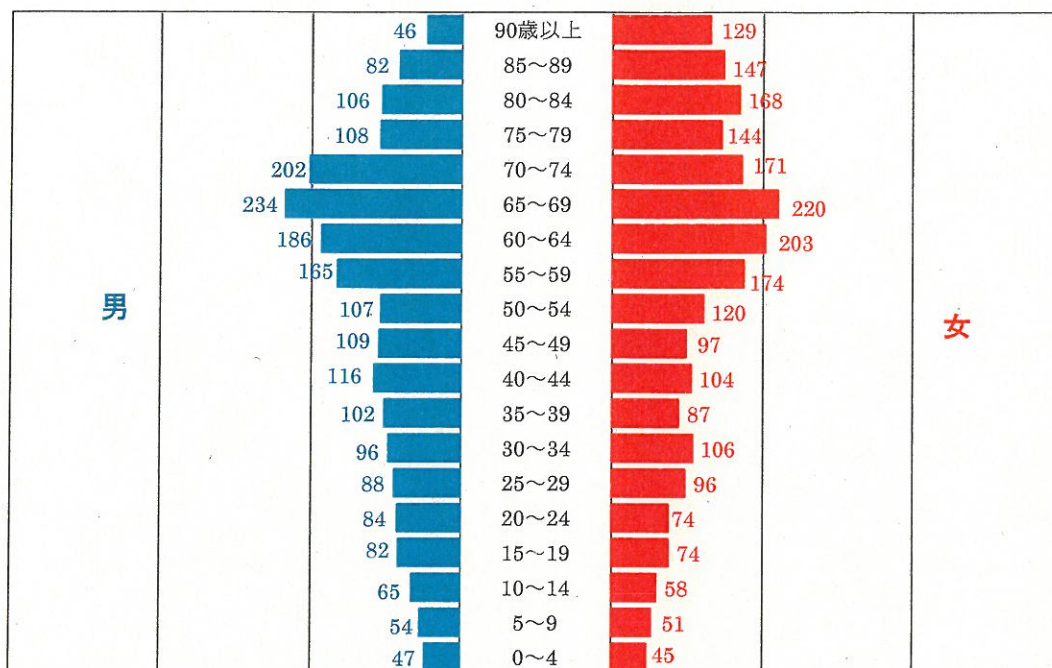
第 14 図 戸沢村の人口ピラミッド(平成 22 年・2010 年)

(単位：人)



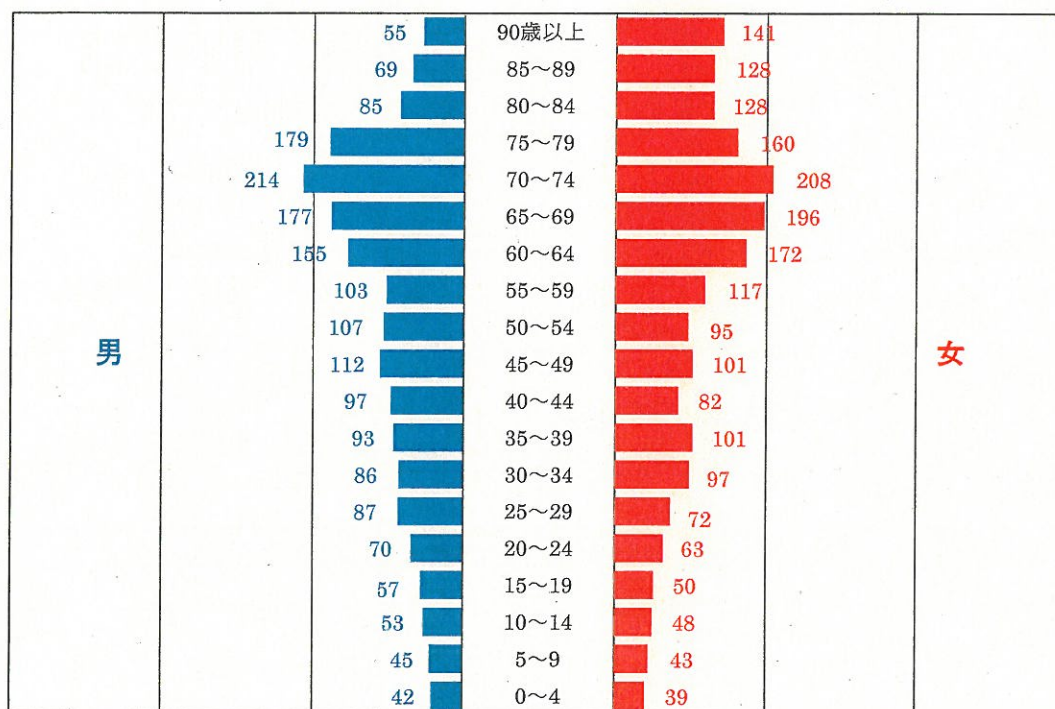
第 15 図 戸沢村の将来人口推計ピラミッド(平成 27 年・2015 年)

(単位：人)



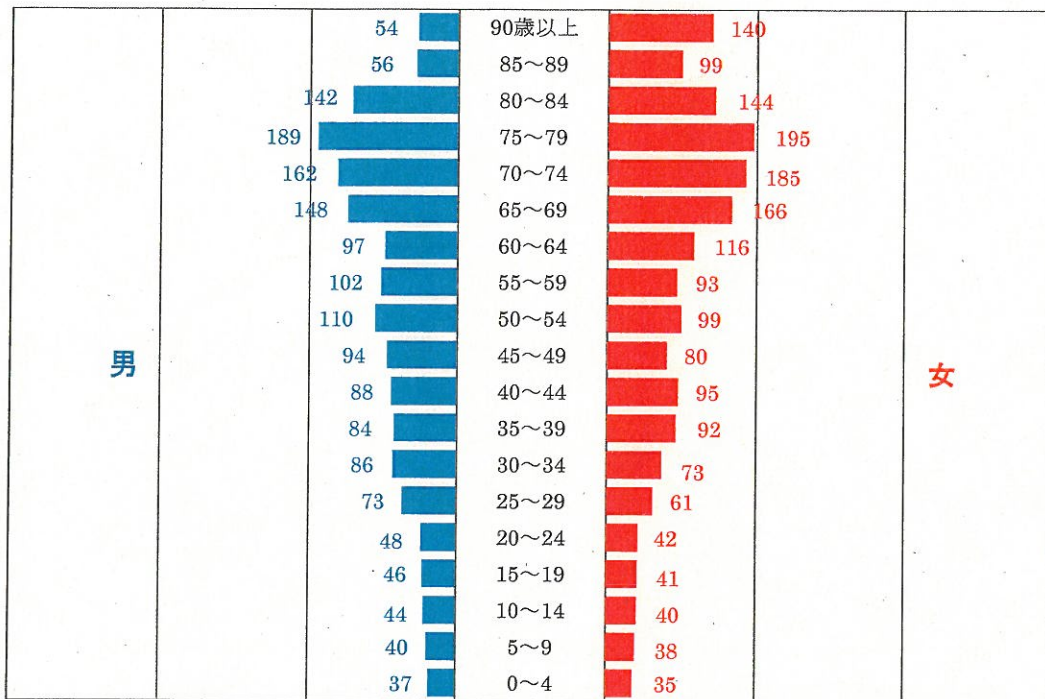
第16図 戸沢村の将来人口推計ピラミッド(平成32年・2020年)

(単位：人)



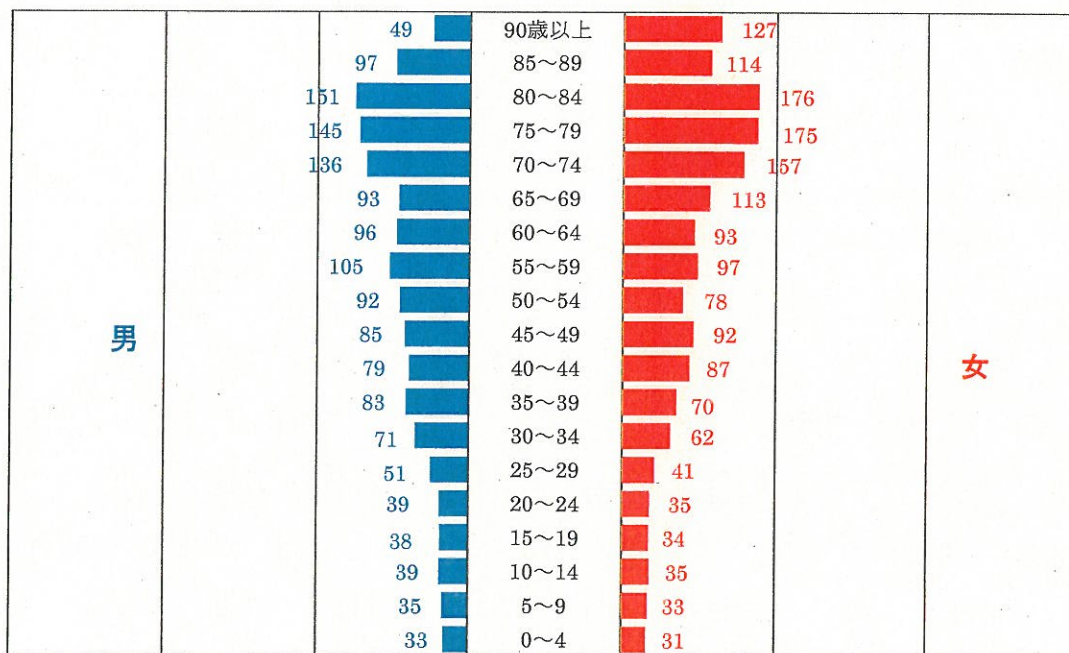
第17図 戸沢村の将来人口推計ピラミッド(平成37年・2025年)

(単位：人)



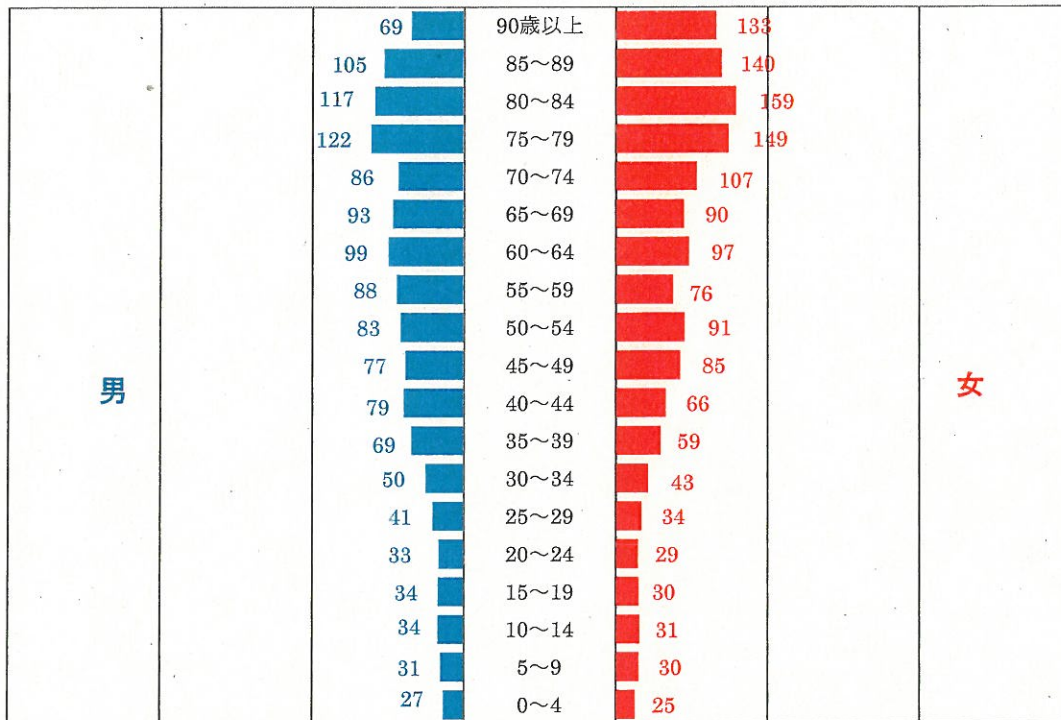
第 18 図 戸沢村の将来人口推計ピラミッド(平成 42 年・2030 年)

(単位：人)



第 19 図 戸沢村の将来人口推計ピラミッド(平成 47 年・2035 年)

(単位：人)



第 20 図 戸沢村の将来人口推計ピラミッド(平成 52 年・2040 年)

さらに、年齢別人口の将来人口推計については、「国立社会保障・人口問題研究所」の平成 25 年 3 月推計に基づいて作成したものが次の第 8 表である。

同表により、年少人口は減少傾向で推移し、平成 52 年（2040 年）には 178 人になると予想している。生産年齢人口も減少傾向で推移し、平成 52 年には 1,263 人になると予想される。老年人口は、若干の増減はあるものの、平成 42 年までは横這い傾向で推移し、平成 47 年以降は減少傾向に転じ平成 52 年には 1,370 人になると予想される。75 歳以上人口は、やはり若干の増減はあるものの横這い傾向で推移し、平成 52 年には 994 人になると予想されている。

また、平成 52 年の老年人口の割合が全体の 48.74%になる見込みであり、平成 27 年の老年人口の割合 35.41%と比較すると、その割合は高くなる傾向にある。特に、75 歳以上人口の割合が、平成 27 年には 21.20%であったが、平成 52 年（2040 年）には 35.36%になると予想され、超高齢化時代の到来が予測される。

さらに、平成 42 年からは、年少人口・生産年齢人口、老年人口のすべて

の部門で減少傾向になり、何も対策を行わなければ、人口減少に益々拍車がかかるものと予想される。しかし、このような状況の中でも、平均寿命の延びにより75歳以上は横這い傾向で推移すると予想される。

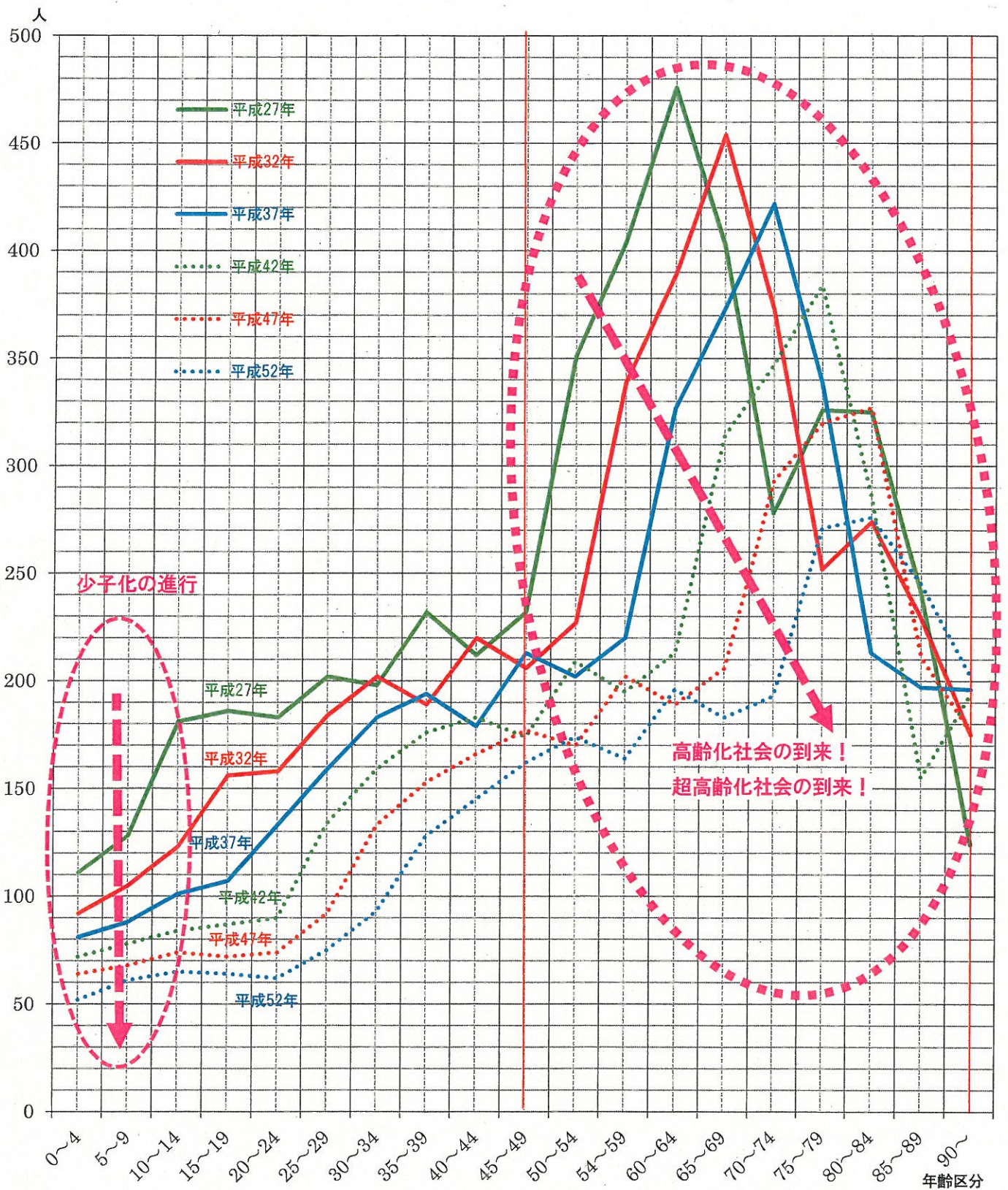
第8表 戸沢村の年齢別人口の将来人口推計（その1）

（単位：人）

年齢区分		平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
年少人口	0～4	111	92	81	72	64	52
	5～9	128	105	88	78	68	61
	10～14	181	123	101	84	74	65
	小計	420	320	270	234	206	178
生産年齢人口	15～19	186	156	107	87	72	64
	20～24	183	158	133	90	74	62
	25～29	202	184	159	134	92	75
	30～34	198	202	183	159	133	93
	35～39	232	189	194	176	153	128
	40～44	212	220	179	183	166	145
	45～49	232	206	213	174	177	162
	50～54	351	227	202	209	170	174
	54～59	404	339	220	195	202	164
	60～64	476	389	327	213	189	196
小計	2,676	2,270	1,917	1,620	1,428	1,263	
老年人口	65～69	403	454	373	314	206	183
	70～74	278	373	422	347	293	193
	75～79	326	252	339	384	320	271
	80～84	325	274	213	286	327	276
	85～89	241	229	197	155	211	245
	90～	124	175	196	194	176	202
	小計(75歳以上)	1,016	930	945	1,019	1,034	994
計	1,697	1,757	1,740	1,680	1,533	1,370	
合計	4,793	4,347	3,927	3,534	3,167	2,811	

（注）本表は、「国立社会保障・人口問題研究所」の平成25年3月推計に基づき作成した。

この第8表を折れ線グラフにしたものが次の第21図である。このグラフから分かることは、このままでは人口が益々減少すること、少子高齢化が益々進展すること、生産年齢人口が減少すること、高齢者の人口が減少するも、その割合（高齢化率）は益々大きくなることである。その結果、高齢化社会さらには超高齢化社会が着実に到来することである。



第 21 図 戸沢村の年齢別人口の将来人口推計 (その 2)

(5) 高齢者を取り巻く環境

ところで、今までの高齢化社会に対する取り組みを振り返ってみると、本格的な取り組みは不十分であったと言わざるを得ない。そのため、本格的に高齢化社会の諸課題を明確にし、具体的な対策を打ち出していく必要がある。

第9表は、平成27年の在宅高齢者調べである。同表より65歳以上の1人暮らし高齢者数は114人、75歳以上の1人暮らし高齢者数は77人、高齢夫婦世帯は129世帯、高齢者のみで構成されている世帯は208世帯である。これらの数値は、毎年、増加傾向にある。

第9表 平成27年度在宅高齢者等調べ

(単位：人、世帯)

区 分	総 数	男	女	備 考
総 人 口	5,018	2,413	2,605	住民基本台帳による
60歳以上の人口	2,208	988	1,220	住民基本台帳による
65歳以上の人口	1,713	722	991	住民基本台帳による
ひとり暮らし高齢者数	114	32	82	
75歳以上の人口	1,036	373	663	住民基本台帳による
ひとり暮らし高齢者数	77	16	61	
高齢夫婦世帯	129			
高齢者のみで構成されている世帯	208			

(注) 本表は、平成27年4月1日現在の戸沢村健康福課作成資料により作成した。「高齢夫婦世帯」とは、男が65歳以上、女は60歳以上の夫婦のみの世帯のことである。

しかし、高齢者を取り巻く環境は、親戚・親族関係の希薄化、近隣関係の希薄化等から、緊急事態が発生すると行政に依存せざるを得ない状況が大きくなっている。ところが、行政の現状をみると十分に対応できる状況にはない。高齢者の見守りシステム等の構築をはじめとする高齢化対策は、早急に取り組まなければならない重要な課題である。

(6) 戸沢村の若年女性人口と合計特殊出生率

一方、日本創生会議・人口減少問題検討分科会（座長：増田寛也東京大学大学院客員教授）が、平成27年5月8日に発表した試算では、このまま大都市圏に毎年6万人から8万人が流入し、平成22年（2010年）を基準と

して、その後 30 年間で 20 歳から 39 歳の女性が半減する自治体は「消滅可能性都市」であると発表された。現状では全国 896 自治体、全自治体の実に 49.8%が消滅する可能性がある」と指摘している。

戸沢村の 20 歳から 39 歳の女性の推移については、「国立社会保障・人口問題研究所」の平成 25 年 3 月推計に基づいて整理すると第 10 表のとおりである。

第10表 「国立社会保障・人口問題研究所」の平成25年3月の将来人口推計による戸沢村の20歳から39歳までの女性の人口

(単位：人)

年齢区分	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
20～24	111	98	74	63	42	35	29
25～29	90	105	96	72	61	41	34
30～34	119	92	106	97	73	62	43
35～39	108	110	87	101	92	70	59
合 計	428	405	363	333	268	208	165

※ 平成22年の数値は国勢調査結果によるものであり、平成27年から平成52年の数値は「国立社会保障・人口問題研究所」の平成25年3月の将来人口推計によるものである。

同表より、20 歳から 39 歳の女性について、平成 22 年と 30 年後の平成 52 年を比較すると、平成 22 年は 428 人であり、平成 52 年は 165 人になると予想される。この数値は、半減どころか 38.55%まで減少しており約 4 割になると予想されている。この結果、本村は、日本創生会議・人口減少問題検討分科会が指摘する「消滅可能性都市」になる。

さらに、年少人口の増加には、合計特殊出生率が影響してくる。本村の最近の合計特殊出生率の推移は、第 11 表のとおりである。合計特殊出生率は、1 年間に 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生数を合計したものである。同表より、平成 26 年の本村の合計特殊出生率は 1.77 であった。ちなみに、平成 26 年の全国平均が 1.42、山形県平均が 1.47、最上地域平均が 1.77 であり、戸沢村の合計特殊出生率は最上地域平均の水準にある。

なお、国立社会保障・人口問題研究所では、人口が増加するためには合計特殊出生率が 2.1 程度を上回る必要があると言っている。この説からすれば、戸沢村の合計特殊出生率 1.77 は、人口増加に寄与する水準ではない。

一方、今までの少子化対策についての取り組みは不十分であったと言わざるを得ない。最近の合計特殊出生率は、若干の増加傾向を示すも、年少人口の減少には歯止めが掛からず、小中学校の統廃合を余儀なくされている。特

に、少子化対策については、かつての出産奨励金制度だけではなく、継続的な支援が必要である。また、最近の子供の貧困率の増大問題等、出生率を上げるためには、短期的な取り組みよりはむしろ長期的かつ生活に係わる対策を打ち出していく必要がある。

第11表 戸沢村の合計特殊出生率の推移

年次	合計特殊出生率	備考
昭和 60 年	2.40	
平成 2 年	1.75	
平成 7 年	1.52	
平成 12 年	1.42	
平成 13 年	1.88	
平成 14 年	1.59	
平成 15 年	2.05	
平成 16 年	1.33	
平成 17 年	0.88	
平成 18 年	1.94	
平成 19 年	1.01	
平成 20 年	1.32	
平成 21 年	1.43	
平成 22 年	1.47	
平成 23 年	1.34	
平成 24 年	1.07	最上地域で最低・県内34位
平成 25 年	1.28	最上地域で最低・県内32位
平成 26 年	1.77	最上地域の平均と同じ

(注) 山形県健康福祉部健康福祉企画課公表の資料により作成した。

(7) 独身者を取り巻く状況

平成 26 年 12 月 31 日現在、村内の各地区の区長に依頼して独身者数を調査している。その結果をまとめたものが第 12 表（次ページ）である。

同表は、村全体の独身者の状況をまとめたものである。同表より、20 歳代から 50 歳代までの総人口 2,168 人のうち独身者数は 514 人・23.7%である。男女別では、同じく 20 歳代から 50 歳代までの男性の総人口は 1,104 人であり、その内独身者数は 339 人・30.7%である。一方、女性の総人口は 1,064 人であり、その内独身者数は 175 人・16.4%になっている。

また、男女の 20 歳代の独身者数では、男性が女性の 1.2 倍、30 歳代では 2.9 倍、40 歳代では 1.9 倍、50 歳代では 2.5 倍であり、男性の未婚率が高いことが分かる。

第 12 表 戸沢村在住独身者数調べ

(単位：人，%)

地区名	男 性					女 性					合計
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	計	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	計	
戸沢地区	60	45	27	34	166	43	19	23	14	99	265
古口地区	17	33	22	30	102	16	6	6	11	39	141
角川地区	8	24	24	15	71	11	10	10	6	37	108
合 計	85	102	73	79	339	70	35	39	31	175	514
年代別総人口	211	260	236	397	1,104	189	235	239	401	1,064	2,168
人口比率	40.3	39.2	30.9	19.9	30.7	37.0	14.9	16.3	7.7	16.4	23.7

(注) これらの数値は、平成 26 年 12 月 31 日現在の住民基本台帳及び調査結果の数値であり、調査は各地区の区長に依頼した。人口比率は、小数点第 2 位を四捨五入して求めた。

男性の年代別独身者数の割合は、20 歳代が 40.3%、30 歳代が 39.2%でほとんど変わらないが、40 歳代になると 30.9%に減少し、50 歳代になると 19.9%に減少する。一方、女性の独身者数は、20 歳代が 37.0%、30 歳代では 14.9%に減少し、40 歳代になると 16.3%となり若干増加するが、50 歳代になると再び 7.7%に減少する。

この結果から、男女とも年齢が高くなるにつれて独身者が減少する傾向にあるが、女性に比較して男性の方が晩婚化している。特に 50 歳代男性の 5 人に 1 人が独身者であるという現状は、人口減少及び少子高齢化においても大きな課題である。

また、市町村によっては、婚活事業を実施しているところもある。しかし、かつてのように、結婚を世話してくれる仲人がいなくなっていることも独身者を増やす原因になっていると考えられる。また、最近の結婚式では、仲人を立てない結婚式が多く、仲人という存在が不要になってきたことが伺われるが、晩婚化の一要因になっているとも考えられる。さらに、第 13 表(次ページ)は、本村独身者の状況を少し詳しくまとめたものである。

同表より、20 歳代から 50 歳代の男女の独身者数 514 人の内訳では、男性 339 人・66.0%、女性 175 人・34.0%であり、男性が女性の 1.9 倍になっている。男性の独身者数の内、未婚者数は 312 人・92.0%であり、既婚者であったが離別・死別により独身者になった人数が 27 人・8.0%である。また、女性の独身者数の内、未婚者数は 135 人・77.1%であり、同じく既婚者であ

ったが離別・死別により独身者になった人数が40人・22.9%である。

第13表 戸沢村在住独身者の内訳

(単位：人、%)

地区名	男性 (20歳代～50歳代)				女性 (20歳代～50歳代)				合計
	未婚	既婚(離別・死別)		未婚	既婚(離別・死別)				
		子供有	子供有		子供有	子供有			
戸沢地区	166	157	9	5	99	74	25	20	265
古口地区	102	96	6	0	39	34	5	4	141
角川地区	71	59	12	5	37	27	10	5	108
合計	339	312	27	10	175	135	40	29	514
全独身者数(514人)に対する割合	66.0	60.7	5.3	1.9	34.0	26.3	7.8	5.6	100.0
男女別独身者数(男339人・女175人)に対する割合	100.0	92.0	8.0	2.9	100.0	77.1	22.9	16.6	—
20歳代～50歳代総人口に対する割合	30.7	28.3	2.4	0.9	16.4	12.7	3.8	2.7	23.7
20歳代～50歳代総人口	1,104				1,064				2,168

(注) これらの数値は、平成26年12月31日現在での数値であり、調査は各地区の区長に依頼した。割合は、小数点第3位を四捨五入して求めた。

男性の独身者数339人の内、未婚者数は312人・92.0%である。女性の独身者数175人の内、未婚者数は135人・77.1%であり、男性の独身者数の未婚者数が女性の2.3倍になっている。一方、既婚者であったが離別・死別により独身者になった数は、男性の27人に対して女性が40人であり、反対に女性が男性の1.5倍になっている。さらに、既婚者であったが離別・死別により独身者になった女性の40人に対して母子家庭は29人・72.5%であり、男性の27人では父子家庭が10人・37.0%であり女性が男性の2.9倍になっている。

ところで、本村の婚姻数及び離婚数は、第14表(次ページ)のとおりである。同表によると、本村の婚姻数及び離婚数は決して多いとは言えない。婚姻

数については、全体としては横這い傾向であるが、平成 23 年度以来 10 件台で推移している。離婚数は、平成 22 年度より一桁台で推移している。しかし、他市町村に嫁ぐ者、離婚して本村に戻ってくる者を入れれば、婚姻数及び離婚数はもっと多くなる。

第 14 表 戸沢村の婚姻数と離婚数の推移

(単位：件)

年 度	婚姻	離婚	備 考
平成 6 年度	22	5	
平成 7 年度	38	8	
平成 8 年度	31	5	
平成 9 年度	24	9	
平成 10 年度	35	11	
平成 11 年度	24	8	
平成 12 年度	41	11	
平成 13 年度	27	4	
平成 14 年度	23	17	
平成 15 年度	20	6	
平成 16 年度	21	7	
平成 17 年度	23	9	
平成 18 年度	16	10	
平成 19 年度	18	13	
平成 20 年度	23	9	
平成 21 年度	16	12	
平成 22 年度	21	9	
平成 23 年度	12	4	
平成 24 年度	18	7	
平成 25 年度	14	7	
平成 26 年度	17	4	

(注) 資料は住民税務課より提供。

なければ、再び転出につながり人口減少の要因になる。なお、参考までに、同表より年間の平均婚姻数及び離婚数を求めると、婚姻数は 23 件、離婚数は 8 件であった。

その結果、母子家庭または父子家庭が増加する傾向にある。また、父子家庭に比較して母子家庭が、経済的困窮に陥る場合が多いので、どのような支援対策を構築するかが転出を防ぐための課題になる。母子家庭の多くは、一時的には、母親の故郷である本村に戻ってくるが、雇用の場が少ないこと、獲得所得が低いこと、子供の教育を考えると中心都市に転居した方が良い等の理由により、再び都市部を中心とした他地域に転出していくことが多い。

特に、母子家庭が経済的に困窮するのは、子供が中学校から高等学校に進学する時である。母子家庭対策では、生活支援は勿論であるが就学支援も充分に行う必要がある。

結局、村内若年層の独身者の増大は、婚姻数の低下につながり、出生数の減少、年少人口の減少をもたらす。母子家庭に対する十分な対策が

(8) 世帯個数別・人口別地区数

ところで、今後の世帯数の推計については、具体的な数値を推計している訳ではないが、過去からの変化を考えれば減少することは明らかである。特に、高齢者の一人暮らし、高齢者世帯の増加は、家そのものの存続を危うくするものであり、後継ぎの目途が立たない状況は、世帯数の減少につながることは否定できない。本村の世帯数の減少傾向は、人口の減少状況から見れば緩やかで横這い状況に近いものはあるが、今後とも着実に進むものと考えられる。

その結果、村内の各地区において消滅あるいは消滅寸前の状況にあると考えられる地区も存在する。平成 27 年 7 月 31 日現在の住民基本台帳の集計結果に基づいて世帯数別地区数及び人口規模別地区数を整理したものが第 15 表（次ページ）である。

同表より世帯個数別で地区を見ると、最大が 181 戸の出船地区であり、最小が 0 戸で消滅集落になっている外川地区である。外川地区は、最上川を挟んで 47 号線が走る左岸の反対側の右岸に位置しており、渡し船が唯一の交通手段であった。同地区には、最近まで居住者がいた。現在は 3 軒の住宅があるが破損も著しい。

また、村内 39 地区の内 40 戸を割る地区が 29 地区・74.36%を占めている。さらに、20 戸を割る地区が 17 地区・43.59%を占めている。特に、20 戸を割ると県内の過去の状況に照らし合わせると消滅するケースが多い。このような状況から、本村の世帯個数別地区数では、約 4 分の 3 が 40 戸未満の小規模地区であり、消滅する恐れのある集落も多い。

人口規模別では、最大が 550 人の津谷地区であり、最小が 0 人で消滅集落になった外川地区である。村内 39 地区の内 100 人未満の地区は 23 地区・58.97%を占めている。さらに、この内、25 人未満の地区が 8 地区・20.51%あり、これらの地区では高齢化が進んでおり地区運営に大きな支障をきたしている。

人口減少時代では、従来から地域運営システムが、地域住民にとって負担になってきているのが現状である。しかし、今まで、人口減少時代に合致した地域運営システムの改善に取り組むケースはほとんど見られない。そこには、誰が中心となって取り組むのか、農協・商工会・森林組合等、広域化した団体との関連はどうするのか、行政システムとの関連はどうするのか等、多くの課題が山積している。

それでも、地域住民のより豊かでゆとりのある生活を作り上げていくのであれば、現在の地域運営システムを見直し改善していくことは重要なことである。人口減少さらには少子高齢化を解決するためには大切な取り組みであ

る。

第 15 表 世帯個数別・人口別地区数

(単位；戸，人，地区)

世帯個数別地区数			人口規模別地区数		
世帯個数区分	地区数	備 考	人口区分	地区数	備 考
0～9	10	17地区 } 43.59% } 29地区 } 74.36% }	0～24	8	20.51%
10～19	7		25～49	5	23地区 } 58.97% }
20～29	8		50～74	7	
30～39	4		75～99	3	
40～49	1		100～124	5	
50～59	1		125～149	1	
60～69	1		150～174	1	
70～79	0		175～199	1	
80～89	2		200～224	0	
90～99	0		225～249	1	
100～109	0		250～274	0	
110～119	0		275～299	3	
120～129	0		300～324	0	
130～139	0		325～349	0	
140～149	1		350～374	0	
150～159	1		375～399	0	
160～169	1		400～424	0	
170～179	1		425～449	1	
180～189	1		450～474	0	
190～199	0		475～499	1	
200 以上	0		500～524	1	
合 計	39		525 以上	1	
			合 計	39	

(注) ただし、この表は、平成 27 年 7 月 31 日現在の住民基本台帳に基づき作成した。

3 人口ビジョンの実現と基本方針

(1) 人口減少の要因と解決策の取り組み意義

現時点で、本村の人口は、何らかの対策を行わなければ、今後も減少し続けることは明らかである。特に、本村の人口減少の大きな要因は、自然動態における出生数の減少、社会動態における転出超過である。ただし、人口の増加を考えるのであれば、死亡数さらには転入数についても考えなければならない。

出生数減少の主な要因は、人口の減少に伴う若年層の減少、村内若年層における独身者の増加、それに伴う村内婚姻数の減少である。転出数増加の主な理由は、若年層の都市部等を中心とした他地域へ転出が大きい。その他にも、母子家庭に対する十分な対策が行われなかったために、都市部等を中心とした他地域に転出すること、高齢者が、他地域の高齢者福祉施設に入所すること、。高齢者の1人暮らし、高齢者世帯が、子供が住んでいる他地域に移り住むこと等が考えられる。しかし、その根本的な理由は、本村に十分な就労の場がないこと、所得獲得の場がないことに行き着く。

一方、人口減少地域では、高齢化さらには超高齢化の進行が見られ、人口を増加させるためには、高齢者が益々健康で豊かな生活を送り、平均寿命を伸ばす必要がある。また、人口減少の結果としての少子高齢化は、将来のさらなる人口減少につながるものが心配され、多種多様な問題が表れてくることを理解しておかなければならない。

今まで、人口減少及び少子高齢化に歯止めをかけるために、過疎対策をはじめ、山村振興対策、中山間振興対策等に取り組んできたが、人口減少に歯止めを掛けることができずに今日に至っている。人口減少に歯止めを掛け、少子高齢化を解決するためには、人口減少の要因を明確にし、関係者が力を合わせて諸施策に取り組む必要がある。人口減少対策に取り組むことは、同時に少子高齢化に取り組むことになる。

(2) 人口ビジョン推進戦略モデルの設定

本ビジョンのシナリオの基礎になる数値は、転入数・転出数・出生数・死亡数の4項目である。これらの数値の将来予想については、次の第16表「戸沢村の人口ビジョン推進戦略モデル（年度別将来年間異動件数）（その1）」として整理した。ただし、このモデルは、現在の本村で実施可能な内容である。

第 16 表 人口ビジョン推進戦略モデル(戸沢村の年度別将来年間異動件数) (その 1)

(単位：人)

戦略実施 期間区分	年 度	社会動態		自然動態		社会増減	自然増減	全体増減数
		転入	転出	出生	死亡			
基 準 年	平成 26 年度	106	144	30	81	▲38	▲51	▲89
第 1 期 人口減少解決準備期	平成 27 年度	107	140	30	80	▲33	▲50	▲83
	平成 28 年度	109	139	30	78	▲30	▲48	▲78
	平成 29 年度	110	138	30	76	▲28	▲46	▲74
	平成 30 年度	111	137	30	74	▲26	▲44	▲70
	平成 31 年度	112	136	31	72	▲24	▲41	▲65
	計	549	690	151	380	▲141	▲229	▲370
第 2 期 人口減少解決期	平成 32 年度	113	133	32	70	▲20	▲38	▲58
	平成 33 年度	114	130	33	68	▲16	▲35	▲51
	平成 34 年度	115	127	34	66	▲12	▲32	▲44
	平成 35 年度	116	124	35	64	▲8	▲29	▲37
	平成 36 年度	118	121	36	62	▲3	▲26	▲29
	計	576	635	170	330	▲59	▲160	▲219
第 3 期 人口増加回復期	平成 37 年度	120	118	37	60	2	▲23	▲21
	平成 38 年度	122	115	38	60	7	▲22	▲15
	平成 39 年度	124	112	39	60	12	▲21	▲9
	平成 40 年度	126	110	40	60	16	▲20	▲4
	平成 41 年度	128	110	41	60	18	▲19	▲1
	計	620	565	195	300	55	▲105	▲50
第 4 期 人口微増期	平成 42 年度	130	110	42	60	20	▲18	2
	平成 43 年度	132	110	43	60	22	▲17	5
	平成 44 年度	134	110	44	60	24	▲16	8
	平成 45 年度	136	110	46	60	26	▲14	12
	平成 46 年度	138	110	48	60	28	▲12	16
	計	670	550	223	300	120	▲77	43
第 5 期 人口増加期	平成 47 年度	140	110	50	60	30	▲10	20
	平成 48 年度	140	110	52	60	30	▲8	22
	平成 49 年度	140	110	54	60	30	▲6	24
	平成 50 年度	140	110	56	60	30	▲4	26

	平成51年度	140	110	58	60	30	▲2	28
	計	700	550	270	300	150	▲30	120
第5期以降	平成52年度	140	110	60	60	30	▲0	30

同表は、人口の社会動態及び自然動態に注目して作成したものである。現在の本村の人口減少状況から人口増加を考えるのであれば、転入・転出・出生・死亡の4項目について検討する必要がある。また、これらの4項目はお互いに作用し人口の増減に影響を及ぼしている。

本ビジョンでは、特に、戦略の実施効果、第4表「戸沢村の年度別将来年間異動件数」による過去の転入・転出・出生・死亡の状況、第7表「戸沢村の年齢別人口の推移」、第8表「戸沢村の年齢別人口の将来人口推計」等を考慮しながら、転入を増やし転出を減らすこと、出生数を増やし死亡数を減らすことを検討した。

例えば、戦略を実施し効果が出てくれば、雇用の場が増えるために転入を増やすことができる。また、様々な戦略の展開は転出を減らすことができる。出生数と死亡数についても同様に、子育て環境が整備され、若年層が転入すれば出生数が増える。高齢者対策を充実させ平均寿命が延びれば死亡数が減る。さらに、今までの人口減少の影響で、将来的には高齢者数が減ることが予想される。その結果、自然動態における高齢者の死亡数も減ることになる。

また、転入・転出・出生・死亡のそれぞれの数値については、過去の実数・最近の数値・未来の予想等を考慮し現実的な数値を設定した。例えば、転入数については、平成17年度から平成26年度までの直近の数値でみると、100人前後を中心として推移しており、最低が73人、最高が155人であった。そのため、平成26年度の106人を出発点として140人まで増加させることを想定している。140人まで増加させることについては、人口が減ったことを考慮するとともに、戦略実施効果を考慮してのことである。しかし、過去のように200人を超えるような数値は設定しがたい。

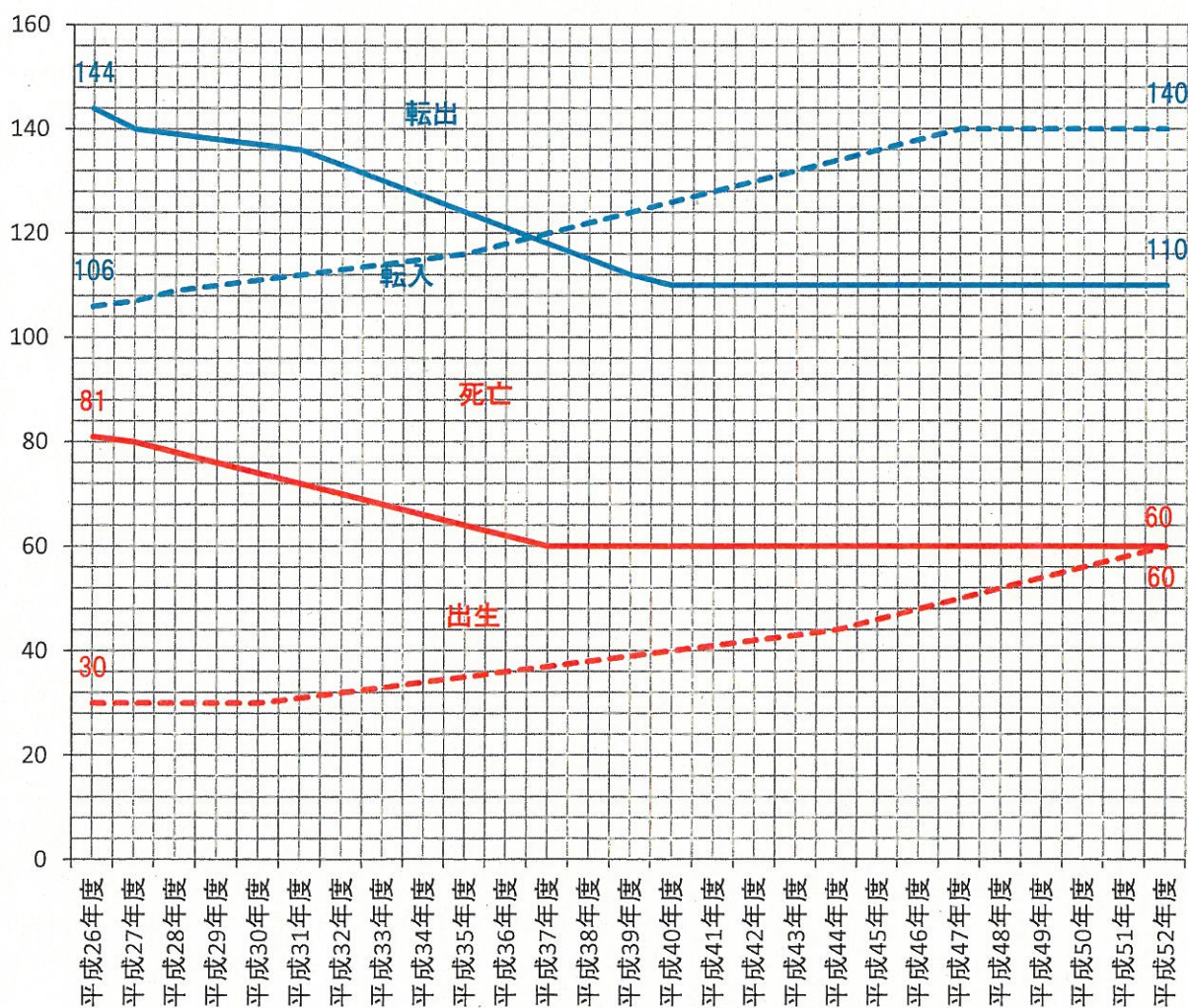
転出数については、平成17年度から平成26年度までの直近の数値でみると、160人前後を中心として推移しており、最低が120人、最高が198人であった。そのため、平成26年度の144人を出発点として110人まで減少させることを想定している。110人まで減少させることについては、人口が減っていくことを考慮するとともに、戦略実施効果を考えると可能な数値であると判断される。しかし、過去のように200人を超えるような数値は設定しがたい。

出生数については、平成17年度から平成26年度までの直近の数値でみ

ると、30人前後で推移しており、最低が22人、最高が40人であった。そのため、平成26年度の30人を出発点として徐々に増やすことを考え、最高を60人と想定している。60人まで増やすことについては、本ビジョンのシナリオでは、当初の3期は人口が減っていくことを考慮するとともに、戦略実施効果を考慮してのことである。しかし、過去のように100人を超えるような数値は設定しがたい。

死亡数については、平成17年度から平成26年度までの直近の数値で見ると、90人前後で推移しており、最低が76人、最高が107人であった。そのため、平成26年度の81人を出発点として60人まで減らすことを想定している。60人まで減少させることについては、人口が減っていくことを考慮するとともに、戦略実施効果、過去の数値を考慮してのことである。

なお、第16表の転入・転出・出生・死亡についてグラフにしたものが次の第22図である。



第22図 人口ビジョン推進戦略モデル(戸沢村の年度別将来年間異動件数)(その2)

(3) 人口ビジョン実現の考え方

本ビジョンでは、人口減少に歯止めを掛けるとともに、少子高齢化対策を行うことにより、将来に亘って持続可能な地域社会を作ることが目標である。今後、本村が人口減少に歯止めを掛け、少子高齢化を解決するための何らかの対策に取り組むことがなければ、「国立社会保障・人口問題研究所」が推計した将来人口推計のとおりに移り、25年後の平成52年には人口が2,811人になるか、今までの例を考えれば、将来人口推計の予想人口より速い速度で人口減少さらには少子高齢化が進むと予想される。

今後、何らかの対策を行うことにより、本村の人口減少及び少子高齢化に歯止めを掛けることができると考えられる。具体的には、本ビジョンを実現するために、今後「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「創生総合戦略」という。）」に取り組むことになる。しかし、残念ながら、戦略実施期間である平成27年度から31年度までの5か年では、人口減少さらには少子高齢化に歯止めをかけ人口増加状況に変えることは難しいと考えられる。そのため、この期間は、人口減少に若干の歯止めが掛かると予想されるが、人口減少は引き続き進むと予想される。

今まで、50年以上も減少し続けた人口を増加に持っていくことは簡単ではない。少なくとも、5年を1期として複数期間の取り組み期間が必要であると考えられる。本ビジョンでは、人口が増加状況になるためには3期15年が必要であると考えている。ここでは、3期15年後の取り組みも考えるとともに、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月時点で推計した将来人口推計の最終年である平成25年をまでの5期25年の取り組みを示す。

(第1期)

戦略の実施期間である平成27年度から平成31年度までの5年間は、第1期として位置付ける。この期間は、人口減少さらには少子高齢化を解消するための条件整備と準備を行う時期である。全ては、この第1期に必要な対策を着実に実行することからはじまる。この意味では、この時期を「人口減少解決準備期」と位置付ける。

(第2期)

次の平成32年度から平成36年度までの5年間は第2期であり、人口減少に歯止めを掛け、減少率を小さくしていく時期である。この意味では、この時期を「人口減少解決期」と言える。

(第3期)

平成37年度から平成41年度までの5年間は第3期であり、人口減少を

完全に解決するところまでは到達しなくても横這い状況に持っていくことを目標にする。この意味では、この時期を「人口増加回復期」ということができる。

(第4期)

平成42年度から平成46年度までの5年間は第4期であり、いよいよ人口減少状況から人口微増状況になっていく時期である。この意味では、この時期を「人口微増期」ということができる。

(第5期)

平成47年度から平成51年度までの5年間は第5期であり、明らかに人口の増加傾向が分かる期間にすることが目標になる。この意味では、この時期を「人口増加期」ということができる。

本ビジョンでは、人口増加状況に持っていくためには、3期15年が必要になると考えている。現在の本村を取り巻く諸状況を考えれば、一挙に人口増加に転じることは難しいと考えられる。しかし、人口増加状況を作るといふ明確な目標を村民が共有し一丸となって取り組めば、必ずや実現できると確信する。なお、これら5期について、名称・期間等を一覧表にしたものが次の第17表である。

第17表 戸沢村人口ビジョン実現のための戦略実施期間区分

戦略実施 期間区分	期間の具体的な名称	具体的取り組み期間 (年度で表示)	将来人口推計年 (27年からの期間)
基準年	—	平成27年度	—
第1期	人口減少解決準備期	平成27年度～平成31年度 (「戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」実施期間)	平成32年(5年後)
第2期	人口減少解決期	平成32年度～平成36年度	平成37年(10年後)
第3期	人口増加回復期	平成37年度～平成41年度	平成42年(15年後)
第4期	人口微増期	平成42年度～平成46年度	平成47年(20年後)
第5期	人口増加期	平成47年度～平成51年度	平成52年(25年後)

同表は、本ビジョン展開のためのシナリオである。このシナリオに基づく、本村の人口推移と人口減少及び少子高齢化施策の有無における人口の推移を考えたものが次の第18表である。

第18表 戸沢村における人口推移と少子高齢化施策の有無における将来人口推計（その1）

（単位：人）

年次	現在までの人口推移と何ら施策を行わなかった場合の将来人口推計 （将来人口推計）			現在までの人口推移と何らかの施策を行った場合の将来人口推計 （戦略実施人口）		
	男	女	計	男	女	計
昭和40年	4,954	5,091	10,045	4,954	5,091	10,045
昭和45年	4,405	4,471	8,876	4,405	4,471	8,876
昭和50年	4,005	4,126	8,131	4,005	4,126	8,131
昭和55年	3,835	3,980	7,815	3,835	3,980	7,815
昭和60年	3,676	3,808	7,484	3,676	3,808	7,484
平成2年	3,613	3,772	7,385	3,613	3,772	7,385
平成7年	3,407	3,590	6,997	3,407	3,590	6,997
平成12年	3,218	3,470	6,688	3,218	3,470	6,688
平成17年	2,962	3,240	6,202	2,962	3,240	6,202
平成22年	2,678	2,919	5,597	2,678	2,919	5,597
平成27年	2,263	2,485	4,748	2,263	2,485	4,748
平成32年	(0.47826) 2,079	(0.52174) 2,268	4,347	2,094	2,284	4,378
平成37年	(0.48026) 1,886	(0.51974) 2,041	3,927	1,997	2,162	4,159
平成42年	(0.48104) 1,700	(0.51896) 1,834	3,534	1,977	2,132	4,109
平成47年	(0.47900) 1,517	(0.52100) 1,650	3,167	1,975	2,177	4,152
平成52年	(0.47563) 1,337	(0.52437) 1,474	2,811	2,020	2,252	4,272

（注1）将来人口推計の平成32年以降の数値は、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計による。

（注2）将来人口推計の平成32年以降の（ ）書きの数値は、男女の割合である。なお、数値は小数点第6位を四捨五入した。

（注3）戦略実施人口の平成32年以降の数値は、戸沢村で想定している政策実施人口である。なお、男女の数値は、将来人口推計の平成32年以降の（ ）書きの数値に基づいて積算した。

同表では、左側に現在までの人口推移と何ら施策に取り組まなかった場合の将来人口推計（以下「将来人口推計」という。）として、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に推計した将来人口推計を記載している。

右側には、現在までの人口推移と何らかの施策に取り組んだ場合の将来人口推計（以下「戦略実施人口」）を記載している。また、この戦略実施人口は、平成27年以降の「人口ビジョン推進戦略モデル（戸沢村の年度別将来年間異動件数）（その1）」として作成した第16表に基づいて作成している。なお、男女別の人口は、左側の将来人口推計の男女比に基づいて配分した。

本ビジョンのシナリオでは、平成32年の将来人口推計が4,347人であるのに対し、戦略実施人口は4,378人になると予想される。この結果は、多少ではあるが戦略実施効果が表れると想定している。そのため、平成27年から平成32年までの5年間で、将来人口推計では401人減少すると予想しているが、戦略実施人口では370人減少すると予想している。

次の平成37年の戦略実施人口は4,159人になると予想している。総人口としては減少するものの、平成32年の戦略実施人口までの5年間の減少数370人より、平成37年までの減少数が小さくなり219人になると予想される。人口減少は、その後も続くものと想定している。

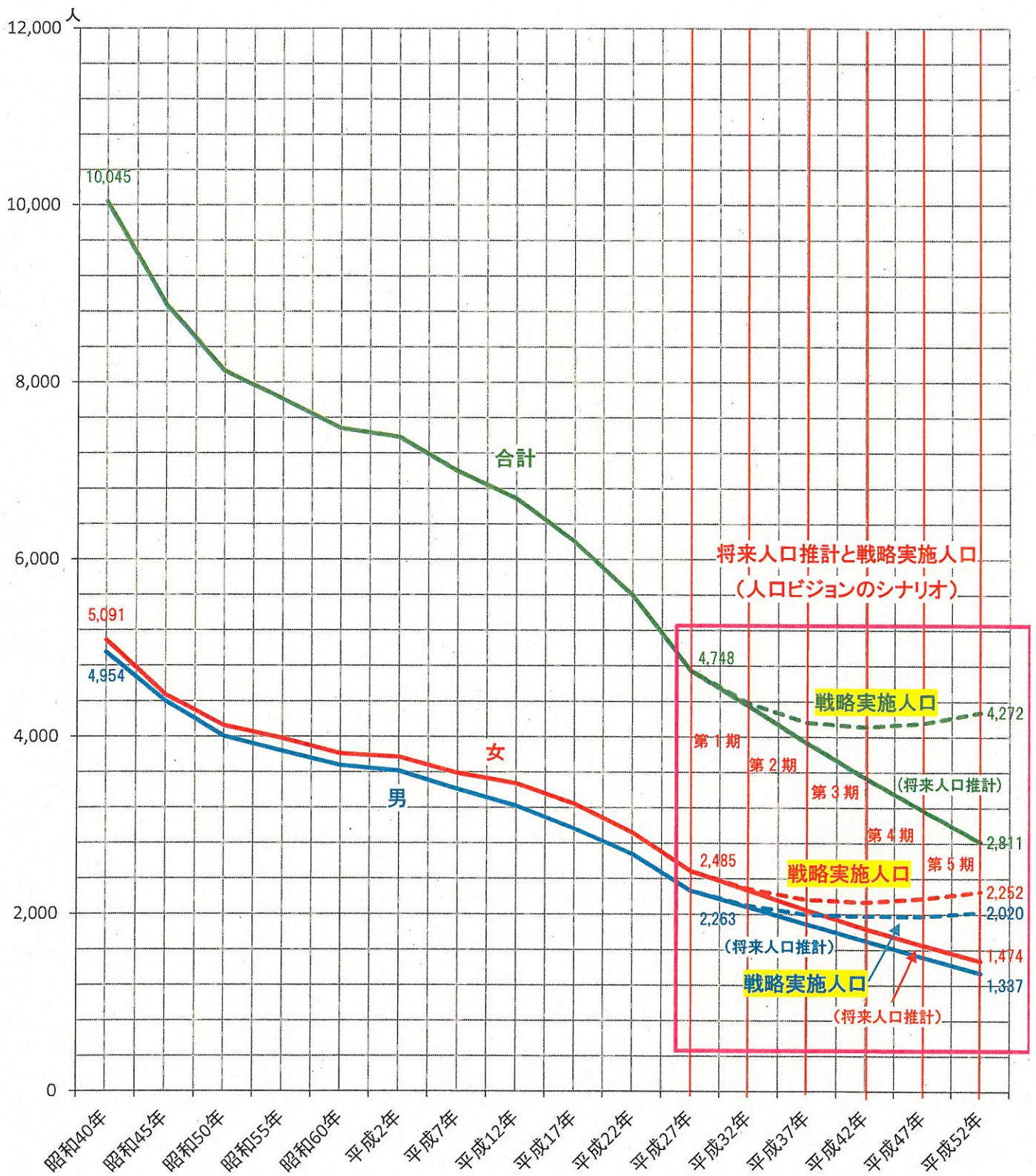
平成42年の戦略実施人口は4,109人になると予想している。総人口としては減少するが、平成37年の戦略実施人口までの5年間の減少数217人より、平成42年までの減少数が小さくなり50人になると予想される。この期間は、人口減少は続くものの、減少幅が小さくなり微減状況から人口減少に歯止めが掛かると想定している。

平成47年の戦略実施人口は4,152人になると予想している。総人口は微増に変わり、平成42年の戦略実施人口より43人増加すると予想される。

最後に、平成52年の戦略実施人口は4,272人になると予想している。総人口としては、明らかに人口増加が明確になり、平成47年の戦略実施人口より120人増加すると予想される。

本ビジョンの第1期は、戦略を着実に実施し人口減少・少子高齢化に歯止めを掛ける条件整備と準備に努める。第2期以降は、前の期間の成果を評価し改善と工夫を加え、より効果的な施策展開に努める。また、できる限り各期間の短縮に努め、当面の目標を実現することに重点を置く必要がある。

現実問題として、最初の5年間で戦略を実施しても、人口減少・少子高齢化は解決しない。その後も何らかの継続した取り組みが必要である。しかし、まずは、具体的な取り組みを始めることが大切であり、計画的・効果的な取り組みを展開していくことなしには、人口減少・少子高齢化を解決することはできない。なお、第18表をグラフにしたものが、次の第23図である。



第23図 戸沢村における人口推移と少子高齢化施策の有無における将来人口推計 (その2)

同表より、将来人口推計と戦略実施人口の関連、本ビジョンのシナリオ部分に分かる。さらに、本ビジョンのシナリオを整理したものが、次の第19表である。

第19表 戸沢村人口ビジョンの目標値(戦略実施人口)

(単位：人)

戦略実施期間区分 【具体的取り組み期間(年度で表示)】 期間の具体的な名称 (将来人口推計年)	現在までの人口推移と何ら 施策を行わなかった場合の 将来人口推計(「国立社会 保障・人口問題研究所」の 平成25年3月推計の将来人 口推計) 将来人口推計 (A)			現在までの人口推移と 何らかの施策を行った 場合の将来人口推計 戦略実施人口 (B)			「まち・ひと・しごと創生 総合戦略」さらにはその後 の人口減少対策に取り組む ことによって政策的に減少 せずに済む人口(数値は累 計) 戦略実施効果人口 (B)－(A)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
基準年 (平成27年)	2,263	2,485	4,748	2,263	2,485	4,748	0	0	0
第1期 【平成27年度～平成31年度】 (「まち・ひと・しごと創生総合戦略」実施期間) 人口減少解決準備期 (将来人口推計年:平成32年)	2,079	2,268	4,347	2,094	2,284	4,378	15	16	31
第2期 【平成32年度～平成36年度】 人口減少解決期 (将来人口推計年:平成37年)	1,886	2,041	3,927	1,997	2,162	4,159	111	121	232
第3期 【平成37年度～平成41年度】 人口増加回復期 (将来人口推計年:平成42年)	1,700	1,834	3,534	1,977	2,132	4,109	277	298	575
第4期 【平成42年度～平成46年度】 人口微増期 (将来人口推計年:平成47年)	1,517	1,650	3,167	1,975	2,177	4,152	458	527	985
第5期 【平成47年度～平成51年度】 人口増加期 (将来人口推計年:平成52年)	1,337	1,474	2,811	2,020	2,252	4,272	683	778	1,461

(注) 「国立社会保障・人口問題研究所」の平成25年3月推計の将来人口推計による将来人口推計を参考に作成している。

(4) 人口ビジョン目標の設定

本ビジョンでは、数値目標を第 20 表のように設定する。また、当面は第 1 期の人口減少解決準備期から第 5 期の人口増加期までを見据えて、第 1 期の 5 年間で目指すべき目標を設定する。第 1 期の 5 年間で目指すべきことは、第 2 期（人口減少歯止期）を実現するための条件整備と整備を行うことである。

特に、第 1 期の具体的な数値目標としては、

「国立社会保障・人口問題研究所」が平成 25 年 12 月に推計している平成 32 年の将来人口推計 4,347 人を下回らないようにすることが大切である。

さらに、第 1 期の取り組みでは、創生総合戦略の実施効果はすぐに表れないと予想される。そのため、人口減少は引き続き進むと考えられる。

残念ながら、第 1 期で設定した数値目標は、

人口増加という結果は出てこない。しかし、人口減少に歯止めを掛け、少子高齢化を改善するための重要な通過目標である。本村の人口減少や少子高齢化に本気で取り組み解決するのであれば、過去に何回も繰り返してきた、実現できない人口目標を改め真に実現できる目標値を設定することにする。

その上で、本村の人口減少及び少子高齢化の要因を十分に理解し、創生総合戦略実施後の 5 年後（平成 32 年度）には、人口減少に歯止めを掛け、少子高齢化の改善を図り、人口の横這い傾向を実現することを目指す。

第 20 表 人口ビジョン人口目標

(単位：人)

目標年次	男	女	計
平成 27 年 (参考)	2,263	2,485	4,748
平成 32 年	2,094	2,284	4,378
平成 37 年	1,997	2,162	4,159
平成 42 年	1,977	2,132	4,109
平成 47 年	1,975	2,177	4,152
平成 52 年	2,020	2,252	4,272

(注) この表は、第 19 表の戦略実施人口欄の数値に基づいて作成した。

4 人口ビジョン実現のための具体的施策

人口減少及び少子高齢化の大きな原因は、今までであれば、出生数の減少と若年人口の転出によるものであった。しかし、出生数が益々減少し、このような状況が続くと、若年人口の転出数増加による人口減少よりも高齢者の死亡数の増加による人口減少の方が大きな要因になってくる。このような兆候は、第8表及び第21図の年齢別人口の将来人口推計からも読み取れる。また、本ビジョンを実現するためには、基本的には、転入数増加対策、転出数減少対策、出生数増加対策、死亡数減少対策の4つを実行すればよいと考えられる。

具体的には、村内の雇用の場を増やし村内外から従業員を受け入れることは勿論であるが、若年人口の流失阻止施策、一旦他地域に出た若年層をUターンさせる施策、婚姻によって他地域から配偶者を迎え入れる施策、本村出身者ではないが、本村を気にいって住みたいという人を受け入れるIターン者受け入れ施策、母子家庭の転出阻止施策、中高年の転出阻止施策、その他にも出生数の増加施策、老年者の健康対策とさらなる平均寿命の延伸を目指した高齢者施策等が必要になってくる。

また、今まで増加してきた老年人口を考えた場合、今のところ老人ホームの増設・誘致計画、都市部の高齢者を本村に迎え入れ総合的な福祉サービスを行うCCRC（「Continuing Care Retirement Community」の略）を推し進める予定もないことから、老年人口は確実に減少すると考えられる。しかし、人口の3区分である年少人口、生産年齢人口、老年人口のうち、第8表の年齢別人口の将来人口推計では、平成32年に老年人口が最も多くなり、その後は減少に転じると想定されている。そうなれば、年少人口、生産年齢人口が減少し続けている状況の中で老年人口を維持することは、人口増加を図るための重要な戦略になる。

しかし、老年人口を維持することは、高齢化対策を十分に行うということであり、総合的な高齢化社会をきっちりと作ることになる。場合によっては、さらに先の超高齢化社会を見据えた取り組みも視野に入れておかなければならない。なお、現在、必要とする人口減少・少子高齢化を解決する主な対策をまとめると次のようになる。

- ① 雇用の場を確保して村内外から従業員を受け入れること。（転出数減少対策・転入数増加対策）
- ② 村内の若年人口の転出を抑制すること。（転出数減少対策）
- ③ 若年層を中心とした本村出身者のUターンを積極的に受け入れること。（転入数増加対策）

- ④ 本村以外の出身者の I ターンを積極的に受け入れること。(転入数増加対策)
- ⑤ 母子家庭の受け入れ施策及び流出阻止施策を行うこと。(転入数増加対策・転出数減少対策)
- ⑥ 中高年の流出阻止施策を行うこと。(転出数減少対策)
- ⑦ 村内での出生数を増やすこと。そのためには、村内の婚姻数を増やす必要がある。(出生数増加対策)
- ⑧ さらに平均寿命の延伸を目指した高齢者施策を行うこと。(死亡数減少対策)

人口減少・少子高齢化を解決する対策としては、その他にもあると思われる。また、雇用の場の確保は、村内外から従業員を受け入れだけでなく、村内の若年人口の転出抑制、Uターンの受け入れ、Iターンの受け入れ、母子家庭対策、中高年の流出阻止対策等にとっても重要なことである。

雇用確保の主な方法としては、既存企業の業務拡大、既存企業の新規業務の展開、既存企業同士の連携による新たな業務の展開、新規起業等、企業活動の活性化に関係してくる。特に、若年層の流失を抑制するためには、何といたっても優良な雇用の場を確保することである。また、Uターン者・Iターン者の受け入れ態勢も十分に整備しておかなければならない。

出生数を増やすことについては、子育て環境、教育環境が充実しており、併せて小学校から大学までの支援制度が充実していなければならない。また、婚姻数を増やすことは必要不可欠である。そのために、婚活事業の展開も考えなければならない。さらに村営住宅や居住支援制度のようなものも充実していなければならない。

さらに、高齢者対策としては、健康を維持し寿命を延ばす施策を展開しなければならない。ただし、高齢者の寿命を延ばす施策は、長寿社会、高齢化社会の建設に取り組むことになる。また、本格的かつ多種多様な高齢化対策に取り組むことになる。結局、人口減少及び少子高齢化の解決に努めることは、高齢化社会の本格的な取り組みに向き合うことになる。

ここに示した一連の施策に取り組むためには、さらに詳細に検討していく必要がある。具体的には、平成 27 年度から平成 31 年度に展開する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成して取り組むことになる。

5 人口の将来展望(おわりに)

本ビジョンから、様々なことがわかってきた。本村は、3村（古口村・戸沢村・角川村）合併前の昭和25年の11,454人が最大人口であった。その後、戸沢村の人口は、1度も増加することなく減少し続けてきた。その結果、平成27年9月1日現在の「山形県の人口と世帯数」によると4,748人にまで減少している。この数値は、昭和25年の数値の41.45%である。

また、今まで、国立社会保障・人口問題研究所が、平成15年12月、平成20年12月、平成25年3月の3回にわたって将来人口推計を行っている。その結果は、推計を行う度に推計値が下がっていき、後で判明する実人口さらに将来人口推計値よりも低い結果になる。平成27年10月1日現在を基準日として実施した国勢調査結果は、まだ公表されていないが、平成25年3月実施の将来人口推計値を下回ると予想される。

人口減少について、社会減と自然減が大きく作用している。本村の場合、住民基本台帳からみると、昭和39年度以来、転入数が転出数を上回ることは一度もなく絶えず転出超過になっている。出生数と死亡数については、昭和39年度から平成4年度までは、出生数が死亡数を上回っていた。しかし、平成5年度からは、翌年度の平成6年度を除いて死亡数が出生数を上回るようになってきた。

また、全体的に言えることは、死亡数を除いて転入数・転出数・出生数が人口減少とともに縮小しており、転入・転出の差は以前より縮小してきた。しかし、死亡数は、最低53人から最高108人までの差はあるが、人口が減少してもこの間で推移している。一方、出生数は、かつて100人を超えていたものが、現在は30人前後で推移しており、平成5年度より死亡数が出生数を上回るようになって以来、その差は拡大したが、現在はほぼ一定の差になってきた。しかし、人口の増加を図るためには、転入数と出生数の増加を図ることが重要である。

一方、世帯数は、昭和35年の1,804戸を最大として、平成27年9月1日現在の「山形県の人口と世帯数」によると1,458戸まで減少している。この数値は、昭和35年の数値の80.82%である。世帯数については、人口の減少ほどではないにしても、1世帯当たりの構成員が減少しており、高齢者の1人暮らし、高齢者のみの世帯が増加しており、その見守りを含めて社会問題化している。

さらには、地域運営の基礎単位となってきた3つの地域人口においても、毎年減少しており、住民基本台帳に基づいて、昭和44年の人口を基準として、平成27年7月1日現在の人口をみると、戸沢地域が4,210人から2,652人に

減少しており昭和44年の水準の62.99%になっている。古口地域は2,780から1,515人に減少しており昭和44年の水準の54.50%になっている。角川地域は2,151人から826人に減少しており昭和44年の水準の38.40%になっている。この結果から、角川地域の人口減少が大きく、何らかの対策を早急に行う必要がある。しかし、他の2地域についても何らかの対策を行う必要がある。

年齢別人口では、年少人口、生産年齢人口は年々減っていくが、老年人口は増加から横這いになってきており、平成32年ごろからは減っていくことが予想される。しかし、老年人口も減少するようになると、3区分人口の全てが減少することになり、総人口の減少が今よりの大きくなることが予想される。しかし、平成32年以降も75歳以上人口は増え続け、老年人口の割合も相対的に増え続けると予想される。

高齢者を取り巻く環境としては、1人暮らし世帯・高齢者世帯が増える傾向である。出産可能な女性の人口は減る傾向であり、日本創生会議が提唱する消滅可能性都市になっている。結婚適齢期を迎えた男女の独身者の状況は、晩婚化も影響して増えつつあり、特に男性の独身者は人口増加さらには地域社会で深刻な問題になりつつある。39地区ある各自治集落は、20戸を割る地区が17地区で全体の43.59%あり、そのうち10戸を割る地区は10地区で全体の25.64%になっており集落消滅が懸念される。

人口減少・少子高齢化により、本村では多種多様な影響を受けている。しかも、これらの影響は、地区、地域、村の存続に係わる問題になってきている。人口減少・少子高齢化に真正面から向き合い、その解決に取り組まなければ、益々深刻な状況を引き起こすことは明確である。しかし、どのような方法で人口減少・少子高齢化を解決するのか、具体的な方法をどのように確立するのかは難しい問題である。

そのため、本ビジョンでは、具体的に取り組むことを前提として作成に取り組んでいる。例え平成27年度から平成31年度までの5年間で創生総合戦略を実施したとしても人口減少・少子高齢化を解決することはできない。しかし、人口減少・少子高齢化を解決するためには、出発点になる最初の取り組みが必要である。その上で、さらなる段階的な取り組みが必要である。

本ビジョンでは、創生総合戦略の取り組み期間を第1期として、必要な取り組みを継続していくことになる。人口減少を解決するまでには、3期15年を要すると予想している。第4期からは人口が増えると想定している。人口を増やすことは、夢物語だと思える人もいるだろうが、何もしないで本村が衰え、多くの地区が消滅に向かうのであれば、何らかの手立てを行うことが大切である。このまま何もしないでいることは、ふるさとが無くなってしまふことに等しい。

この度の人口ビジョンを実現することは、ふるさと戸沢村の存続が掛かっている。

人口減少及び少子高齢化を解決するということは、転入数増加対策、転出数減少対策、出生数増加対策、死亡数減少対策の4つに取り組みれば良いことは分かっているが、どのようにして具体的に取り組むかは未知の分野である。なぜなら、今まで具体的に取り組んできたことがないのである。

今まで解決できなかった人口減少及び少子高齢化に、村民が力を合わせ一丸となって取り組みれば、必ず良い結果が出てくると信じながら、勇気と英知を持って取り組まなければならない。簡単ではないことは覚悟の上である。それでも、この時代、今に生きている村民として、必ずや人口減少及び少子高齢化を解決することを誓いたい。そして、その第1歩を「戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実施に委ねることにする。

戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略



国道47号と最上川

平成28年3月

山形県最上郡戸沢村

目 次

1 はじめに	1
2 計画の性質	3
3 目標	3
4 戦略実現のための基本的考え方	3
5 実施期間	5
6 実施方法	6
7 戸沢村の概要と課題	7
(1) 戸沢村の位置と沿革	7
(2) 戸沢村の人口と土地利用区分	8
(3) 戸沢村の状況	10
(4) 戸沢村における最上川の歴史	12
(5) 地域高規格道路の建設と最上川観光	13
8 戦略の展開	16
(1) 地域定住環境創生プロジェクト(定住プロジェクト)	18
① 定住環境充実プロジェクト	19
ア 新築・増改築促進事業	19
イ 村営住宅建設改善事業	20
ウ 空き家再利用促進事業	21
エ 新規定住応援事業	21
② 生活総合支援プロジェクト	21
③ 村民健康増進プロジェクト	22
④ 高齢者支援プロジェクト	23
⑤ 出産・子育て環境プロジェクト	24
ア 出産・育児支援事業	24
イ 子育て総合支援事業	24
⑥ 地域コミュニティ再生プロジェクト	25
⑦ 地域ICT導入プロジェクト	25

⑧ その他関連する事項	27
(2) 地域教育環境創生プロジェクト(教育プロジェクト)	27
① 地域学推進プロジェクト	30
② 地域力育成プロジェクト	31
③ 地域産業力育成プロジェクト	32
④ 教育支援プロジェクト	33
⑤ その他関連する事項	34
(3) 地域雇用環境創生プロジェクト(雇用プロジェクト)	34
① 戸沢エリアプロジェクト	38
ア 地域農産物生産流通事業	39
イ 田園ツーリズム実施事業	39
ウ 田園農産加工所設置事業	40
エ 地域再生可能エネルギー開発事業	40
オ その他関連する事業	41
② 古口エリアプロジェクト	41
ア 最上川観光再生振興事業	42
イ フリーワイハイ構築事業	43
ウ 最上峡景観形成事業	44
エ 特産品生産流通事業	44
オ 最上川ツーリズム実施事業	45
カ 最上川農産加工所設置事業	45
キ 地域再生可能エネルギー開発事業	45
ク 左岸観光振興ゾーン整備事業	46
ク-1 草薙温泉ゾーン	46
ク-2 高屋駅見晴らしゾーン	46
ク-3 猪ノ鼻みはらしゾーン	46
ク-4 古口舟運文化ゾーン	46
ク-5 高麗館みはらしゾーン	47
ク-6 蔵岡治水ゾーン	47
ケ 右岸観光振興ゾーン整備事業	48
コ その他関連する事業	49
③ 角川エリアプロジェクト	49
ア 地域特産物生産流通事業	50
イ 里山ツーリズム実施事業	51

ウ 里山農産加工所設置事業	51
エ 地域再生可能エネルギー開発事業	52
オ その他関連する事業	52
④ 全村プロジェクト	52
ア 村内既存企業振興事業	52
イ 村内企業労働環境整備事業	53
ウ 村内企業人員確保支援事業	54
⑤ その他関連する事項	54
(4) 関連プロジェクト	54
① 地域会議等の開催	55
② 再生可能エネルギー開発・利活用研究の推進	55
③ 雪対策の充実	56
9 実施体制の整備	56
(1) 行政の業務内容の見直し	57
(2) 村民・関係機関・高等研究教育機関・民間企業等からの協力	57
① 新たな地域運営システムの確立	58
② 村民の取り組み意欲の向上	58
③ 民間企業の取り組み支援体制の確立	58
④ 民間活力の積極的利用のための条件整備	59
⑤ 外部マンパワーの積極的活用	59
(3) 戦略実施プロジェクトチームの組織	60
(4) 戦略実施のため基本的準備	60
10 高等教育研究機関・民間企業との連携推進	60
11 戦略展開のための資金確保	61
12 おわりに	62
【戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略参考資料】	63
魅力あるとざわ創生推進本部会議規約	64
魅力あるとざわ創生推進会議本部委員名簿	66

1 はじめに

戸沢村は、昭和30年(1955年)4月1日、旧戸沢村、旧古口村、旧角川村の3村が合併して生まれた。合併当初の人口は、11,155人、世帯数は1,788戸であった。

その後、人口は減少し続け、昭和40年の国政調査では1万人を割り9,641人となり、平成22年の国政調査では5,304人まで減少している。さらに、山形県の作成している「山形県の人口と世帯数」による平成27年9月1日現在の人口は、5千人を割り4,748人になっている。

本村では、昭和30年の合併以来、一度も人口が増えることなく今日に至っている。人口減少の要因は幾つかあるが、最も大きな要因は「出生数の減少」と「若年層の他地域への流出による転出超過」である。この2つの要因を整理すると次のとおりである。

① 出生数の減少

人口減少による若年層の他地域への流出、晩婚化及び婚姻率の低下、経済的理由等により、出生数が減少し人口減少をもたらしている。

② 若年層の他地域への流出による転出超過

地域内に雇用の場が少ないこと、さらには希望する職種がないこと等により、高卒者及び大卒者を中心とした若年層が、東京をはじめとする大都市圏、地方中核都市等に流出し転出超過となり人口減少をもたらしている。

その他にも、中高年者が新たな雇用を求めて家族ぐるみで他地域に転出する場合、離婚あるいは死別により母子家庭が他地域に転出する場合、高齢者が他地域の老人ホームや子供の居住地に転出する場合等がある。

今まで、人口減少対策については、過疎対策をはじめ、農村振興対策、山村振興対策、中山間振興対策等、国及び県が創設した諸施策を中心として、村独自の施策も実施してきたが、人口減少に歯止めを掛けることはできなかった。その結果、地域が衰退し、人口減少に益々拍車が掛かる結果となっている。

また、人口減少さらに少子高齢化は、地域社会に様々な影響を及ぼしている。これらの影響は、地域社会の衰退・崩壊さらには地域社会の消滅というような現象として表れてきている。これらの影響を整理しまとめると次のとおりである。

① 地域課題の蓄積

人口減少が益々進行し、過疎現象がもたらした多くの地域課題が解決されないまま蓄積されている。

② 地域経済社会の衰退

少子高齢化が進むとともに、生産年齢人口が減少し、地域の経済社会全体が縮小し衰退してきた。

③ 地域産業の衰退

農林業をはじめ商工業、サービス業等、地域内産業が衰退してきた。

④ 地域雇用の縮小

地域産業が衰退するとともに、地域内の雇用の場が縮小してきた。

⑤ 地域内教育力の衰退

地域内の教育力が衰え人材育成能力が衰退してきた。

⑥ 地域コミュニティの衰退

親戚関係、近隣関係等、地域内の多種多様な人間関係が希薄になり、地域コミュニティが衰退してきた。

⑦ 地域住民の他力本願的意識の増大

地域住民の他者依存傾向が強まり他力本願的意識が強くなってきた。

⑧ 地域住民の地域意識の低下

地域住民の地域に対する愛着が薄くなり、地域所属意識も低下してきた。

⑨ 地域住民の未来志向の低下

地域住民の地域の未来に対する期待が薄くなってきた。

⑩ 地域住民の地域自主運営力の低下

人口の減少と少子高齢化により、自治会をはじめとする地域の自主的運営が難しくなってきた。

⑪ 地域住民の行政依存度の増大

人口減少による自治会の衰退により行政への多種多様な依存傾向が増大してきた。

今後も、人口減少さらには少子高齢化が続けば、ここに挙げた状況がさらに悪化し、地域社会全体が益々衰退・崩壊し、さらには消滅に向かうことは明らかである。なお、既に県内でも消滅集落事例が確認できる。

そのため、本村では、「戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「戦略」という。）」を作成して、人口減少さらには少子高齢化の解決に取り組むことにした。

2 計画の性質

本戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号）第 10 条に基づき、国の定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「山形県まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら、「戸沢村人口ビジョン」を実現するために、村民の総意を結集し、具体的かつ効果的な戦略を体系的に整理・構築したものである。

また、本戦略は、第 4 次戸沢村総合開発計画後期計画に反映されるものであり、本村振興の中心となる考え方になるものである。

3 目標

本戦略では、地域定住環境、地域教育環境、地域雇用環境の整備充実を図り、人口減少さらには少子高齢化を解決することが目標である。

そのために、本戦略では、「地域定住環境の創生」「地域教育環境の創生」「地域雇用環境の創生」の 3 つの創生を掲げ、関連するプロジェクトを展開していく。

また、地域定住環境の創生は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「まち」に相当する部分である。地域教育環境の創生は「ひと」に相当する部分である。地域雇用環境の創生は「しごと」に相当する部分である。この 3 つの創生の意味は次のとおりである。

① 地域定住環境の創生

地域定住環境の創生とは、安心・安全で快適な生活を送るために、地域での生活を取り巻く諸条件を整備・充実させることである。

② 地域教育環境の創生

地域教育環境の創生とは、明るい未来を描ける希望のある人生を歩み、ふるさとに誇りを持つことができる教育環境を整備・充実させることである。

③ 地域雇用環境の創生

地域の特性を活かし豊かな生活を確立するために、地域産業の振興・創出を行い、併せて雇用の場を整備・充実させることである。

4 戦略実現のための基本的考え方

本戦略の実現を図るため、「再考型思考」「新連携型思考」「研究開発型思考」

の3つの発想方法を取り入れ、3つの創生に関連する多種多様な施策に取り組む。特に、これらの発想は、戦略に必要な地域資源の地活用に関することであり、今まで利活用してきた既存の地域資源（人的資源を含む）さらには今後開発あるいは発見するかもしれない新たな地域資源（人的資源を含む）の組み合わせと活用方法をより効果的にするものであり、今までの既存の取り組みを改善・強化していくものである。なお、3つの発想方法の内容は次のとおりである。

① 再考型思考

再考型思考とは、今までの取り組みを再考し、より有効かつ効果的な方法論を考えていくことである。地域資源を例にとれば、既存地域資源の見直しと再評価を行い、既存地域資源と新地域資源の組み合わせを考えることである。さらに、この思考は、本戦略を実現するための効果的な戦術形成に影響を及ぼすものである。

また、この考え方は、新地域資源の発掘・利活用を含めて、本戦略実現の効果的な方法を導き出すものであり、本戦略実現のための有効かつ効果的な方法論の構築に役立つ。

② 新連携型思考

新連携型思考とは、今までの連携とは異なる連携を考え、成果・実績を上げるものである。本戦略の実現を図るためには、新たな連携を模索する必要がある。地域資源の連携形態は次の3通りである。

- ア 既存地域資源＋既存地域資源
- イ 既存地域資源＋新地域資源
- ウ 新地域資源＋新地域資源

特に、イ及びウは、新地域資源の発見・開発という面で難しいと予想されるため、アの「既存地域資源＋既存地域資源」の連携を優先的に検討し、新たな手法の構築に取り組む。

③ 研究開発型思考

研究開発型思考とは、何事にも自由な発想で、研究心を持ちながら取り組むということである。また、この取り組みを実際には、難しいと予想されるため、地元の高等教育研究機関、様々なノウハウの蓄積がある民間企業等と共同研究開発を促進する。

5 実施期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とする。

6 実施方法

本戦略では、人口減少及び少子高齢化を解決するために、3 つの創生の下に 3 つのプロジェクトを設定し、さらにこれら 3 つのプロジェクトの下に具体的に実施する個別プロジェクトを設定して取り組むことにする。また、実施については、毎年、2 つ前後の個別プロジェクトを立ち上げ実施していく。その結果、これらのプロジェクトは、本戦略を実現するための重要な戦術になる。

また、これらの個別プロジェクトは、国の戦略で提唱している「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）を考慮して構築・展開する。

プロジェクトの進捗状況については、アウトカム（Outcome）と重要業績評価指標（KPI）によって評価し、PDCA {Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）} サイクルの考え方に基づいて各種プロジェクトに取り組むことにする。

（参考）

※1 「まち・ひと・しごと創生」政策 5 原則

「まち・ひと・しごと創生」の政策 5 原則とは、自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視の 5 つから構成されている。それぞれの内容は次のとおりである。

① 自立性

自立性とは、各施策が一過性のものにならないようにし、根本的な問題に取り組み、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるようにすることである。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的かつ早急な確保・育成を行うことである。

② 将来性

将来性とは、地方が自立的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組む施策に重点を置くことである。

③ 地域性

地域性とは、国による画一的手法や縦割りの支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することである。

④ 直接性

直接性とは、限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、人材の確保・しごとの創出・まちづくりを集中的に支援することである。

⑤ 結果重視

結果重視とは、効果を確認する仕組みが組み込まれており、バラマキ型の施策ではなく、明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標によって確認し必要な改善等を行うことである。

※2 アウトカム

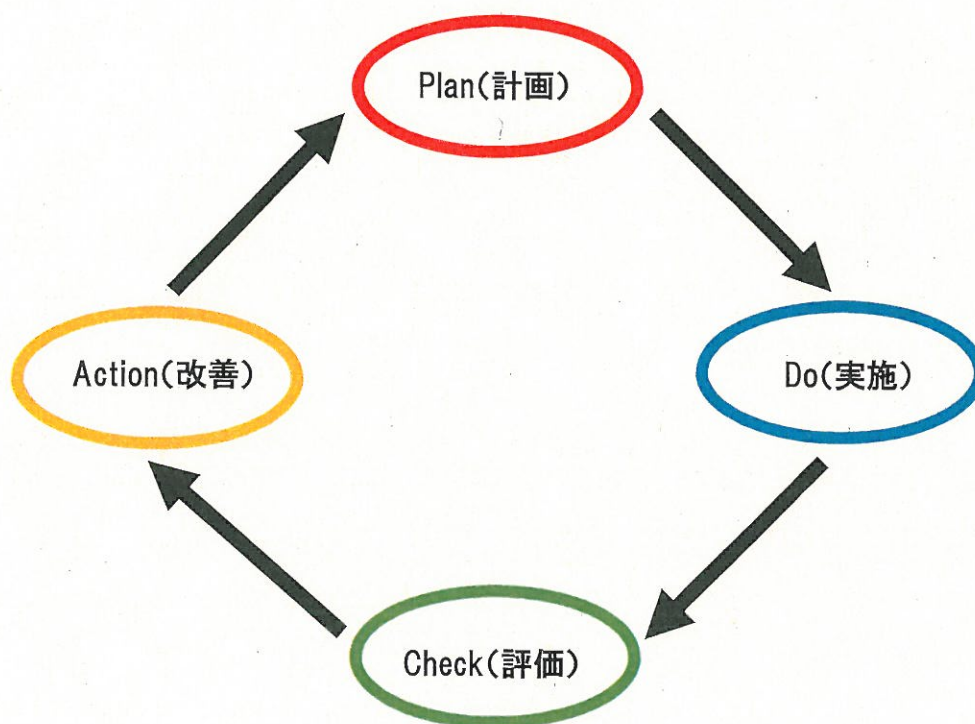
アウトカム (Outcome) とは、成果という意味であり、本来、研究がもたらす本質的な成果のことである。たとえば、論文や特許の数というように具体的に数字で表されるものではなく、実際に社会にどのような影響を与えたかという抽象的な側面を評価すべきだという考えから生まれてきたものである。

※3 重要業績評価指標(KPI)

重要業績評価指標 (KPI) の「KPI」とは「Key Performance Indicator」の頭文字をとったものである。この指標は、政策ごとの達成すべき成果目標であり具体的に数字で表される。同指標は、『日本再興戦略』改正 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) でも設定されている。

※4 PDCA サイクル

PDCA サイクルの4つの英字の意味は、「P」は Plan (計画) の「P」、「D」は Do (実施) の「D」、「C」は Check (評価) の「C」、「A」は Action (改善) の「A」である。このサイクルは、Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価)・Action (改善) の4つの視点を具体的な物事の実施過程に取り込むことで連続した循環を作り、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことである。



PDCA サイクルイメージ図

7 戸沢村の概要と課題

(1) 戸沢村の位置と沿革

戸沢村は、山形県の中央部を南北に走る出羽山地の北寄りに位置している。村の西側は出羽山地であり、東側は新庄盆地である。村のほぼ中央を最上川が東から西に流れている。村内では、最上川に、鮭川及び角川という主要河川が合流する。同村は、古くから最上川と深い関係を持ちながら今日に至っている。さらに、この最上川に沿って、国道47号とJR東日本（東日本旅客鉄道）陸羽西線が並走している。

隣接する市町村としては、北は 鮭川村・酒田市（旧八幡町・旧平田町）に、東は新庄市、東から南に掛けては大蔵村、南から西に掛けては庄内町（旧立川町）にそれぞれ接している。（図7-1を参照）



図 7-1 戸沢村位置図

明治22年（1889年）4月1日、町村制の施行により、岩清水村、名高村、津谷村、神田村、松坂村の5村が合併し戸沢村になる。他方、古口村、蔵岡村、角川村の3村が合併して古口村になる。その後、角川村が、明治25年（1892年）6月、古口村から分離独立して再び角川村が発足する。

昭和30年（1955年）4月1日、古口村・戸沢村・角川村が合併し、改めて古口村が発足する。同年5月1日、古口村を改称して戸沢村となり現在に至る。

(2) 戸沢村の人口と土地利用区分

本村は、平成 27 年 7 月 31 日現在の住民基本台帳の集計による人口では 4,993 人、世帯数は 1,654 戸、総面積は 261.31 ㎢である。人口が最も多かった時は、昭和 25 年の 11,454 人であり、以降今日まで減少し続けている。世帯数では、昭和 35 年の 1,804 戸であり、以降今日まで減少傾向で推移している。総面積のうち国有林を中心とした森林面積が 223.21 ㎢ (85%)、農用地が 18.30 ㎢ (7%)、原野・水面・河川・道路・宅地・その他が 19.80 ㎢ (8%) である。(図 7-2 を参照)

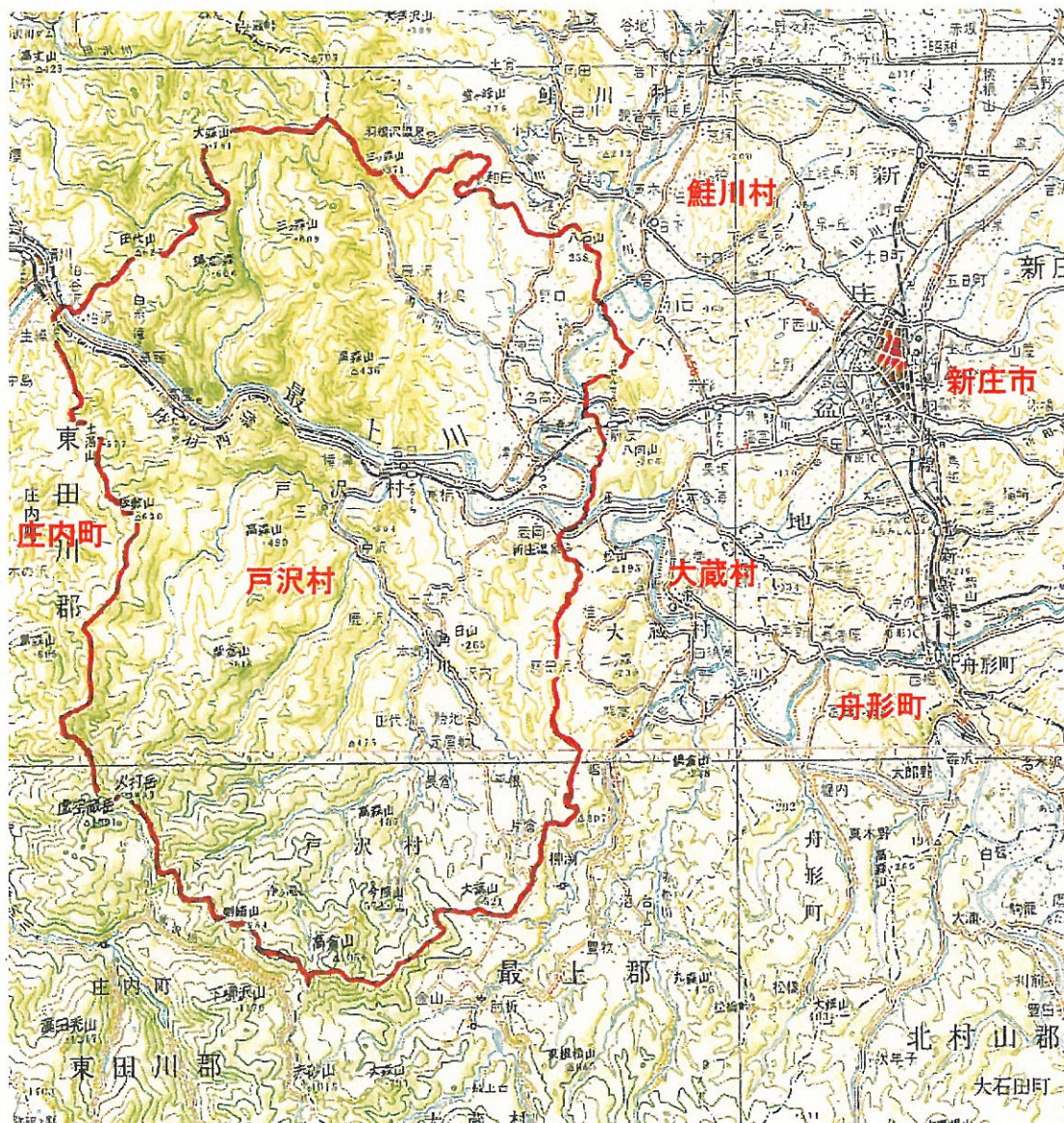


図 7-2 戸沢村概況図

総面積の85%を占める森林面積は、大部分が国有林であり比較的急峻である。これらの森林は、最上川を挟んで南北に分かれる。(写真7-1を参照)また、植林されている樹木は殆どがスギである。最上川沿いには、通称「山ノ内杉」と呼ばれる天然杉が自生している。なお、北側には、次のような山々がある。

田代山 (626.9)
大森山 (780.8m)
三ツ森山 (608.8m)
黒森山 (435.6m)

南側には、俳人松尾芭蕉が「奥の細道」で書き記している板敷峠(380.4m)、天然杉が自生する「幻想の森」(写真7-2を参照)をはじめ、次のような山々がある。

土湯山 (576.6m)
板敷山 (629.6m)
高森山 (489.4m)
柴倉山 (617.8m)
火打岳 (1,033.0m)
立原山 (892.0m)
鳥形山 (1081.0m)
高倉山 (1,053.8m)
志賀山 (720.9m)

これらの山々は、霊峰月山(1,984.0m)(写真7-3を参照)に連なる山々となる。



写真 7-1 最上峡と舟下り



写真 7-2 幻想の森(山ノ内杉)



写真 7-3 月山の風景

(3) 戸沢村の状況

道路網としては、一般国道の「国道47号」が最上川と並走（写真7-4を参照）しており、県道としては「主要地方道新庄・戸沢線（県道34号）」「戸沢・大蔵線（県道57号）」「新庄・鮭川・戸沢線（県道58号）」がある。

さらに、国道47号と並走する形でJR東日本（東日本旅客鉄道）陸羽西線が走っている。JR東日本陸羽西線沿いの駅としては、「津谷駅（写真7-5を参照）」「古口駅」「高屋駅」の3駅がある。バス路線では、最上川交通株式会社が運航する「戸沢村営バス」が走っており、村内の主要地域を結んでいる。

観光資源としては、何といっても、最上川と豊かな森林が織りなす「最上峡」の景観が四季折々の素晴らしい様相を呈し、最上川舟下りを目的として訪れる多くの観光客を中心に楽しませてくれる。その他に、温泉資源としての今神温泉、草薙温泉、野口温泉（ぽんぽ館）（写真7-6を参照）、最上川の右岸にある白糸の滝（日本の滝百選）と仙人堂（常陸坊海尊が定住し余生を過ごした地と伝えられる）、山の内杉あるいは土湯杉とも言われる神代杉

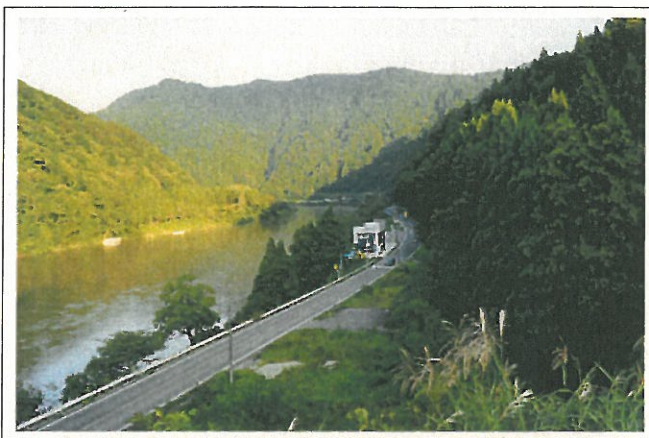


写真 7-4 国道 47 号の風景(高屋駅付近)



写真 7-5 陸羽西線津谷駅の風景



写真 7-6 温泉施設「ぽんぽ館」

(源義経の東下りゆかりの地) 等がある。

しかし、現在、今神温泉は営業されていない。かつて、高屋駅に隣接して国設最上川スキー場があったが、現在は閉鎖され草木が茂っている。さらに、平成18年(2006年)から国設最上川スキー場を自然に復帰させる事業が行われている。

また、昭和になってから、野口集落で油田の掘削を行っている。その結果、温泉と原油の混合物が噴出したが原油は十分に出なかった。しかし、噴出した温泉を使って日帰り温泉施設「ぼんぼ館」が建設された。「ぼんぼ館」には、最上地域では唯一の温水プールが完備しており、宴会・年祝い・法事等もできる。

農協は合併農協である「山形もがみ農業協同組合」に所属しており、村の指定金融機関になっている。郵便局としては、「古口郵便局(集配局)」「戸沢郵便局」「角川郵便局」「神田簡易郵便局」の4局がある。小中学校は、平成25年(2013年)4月から戸沢小学校(217人)と戸沢中学校(114人)の1小学校1中学校体制になっている。また、平成元年(1989年)東京都「三鷹市」と友好都市関係となっており、その他に神奈川県「中井町」、フィリピン「ジェネラルトリアス」とも友好都市関係になっている。

村の中心部と西部の高屋・草薙集落との間は最上峡に遮られ、電柱が敷設されていない。そのため、西部へは庄内地方から電気が供給され、電話回線も庄内地方と繋がっている。同地域は、最上地方では、唯一、酒田市・飽海郡の市外局番になっている。

同村は、戦前の大凶作の時代、日本で初めて「国民健康保険」のしくみを整えた自治体である。(写真7-7を参照)この保険は、共助の精神により村民の出資で行われた。現金収入の無い人は農作物や山菜で供出することもできた。現在、最上川舟下り船番所の出入り口と本村角川地区の角川地区生活改善センターの敷地内に看板さらには記念碑が立てられている。



写真 7-7 国民健康保険発祥の地の記念碑
(角川地区生活改善センター)



写真 7-8 国道 47 号道の駅とざわ(高麗館)

同村の教育政策には独特なものがあり、「村民が皆共に育てる」という意味で教育委員会に「共育課」を設置している。また、本村には、韓国からの配偶者が多いため、道の駅「とざわ(高麗館)(写真 7-8 を参照)」、青年センター等の一角で、キムチ・チジミ・ビビンバ等の韓国料理を提供する食堂がある。さらに、道の駅「とざわ(高麗館)」とリバーポートに産直がある。その他にも、村内には幾つかの商店、コンビニエンスストア、食堂、牡丹餅屋等がある。

(4) 戸沢村における最上川の歴史

戸沢村関連の地名が歴史上に初めて登場するのは、平安時代中期、延長 5 年(927 年)に完成した「延喜式」に出羽国の駅馬・伝馬について記載された部分にある。当時、多賀城から庄内地方を經由して日本海沿岸を秋田城へ向かう官道があり、「佐芸四疋船十艘」の記述の中の「佐芸」という駅名が戸沢村関連の地名であると考えられている。特に「延喜式」では、「佐芸」をはじめ幾つかの駅には、馬と船を兼ね備えた水駅(すいえき・みずうまや)であることが分かっている。



写真 7-9 最上川と鮭川の合流点付近



写真 7-10 最上川の流れ(古口地区周辺)

その結果、異説があるにしても「佐芸」は、現在の津谷地内の最上川と鮭川の合流地点付近（写真 7-9 を参照）にあったと推定される。具体的には、現在の「金打坊地区」あるいは「蔵岡地区」が「佐芸」ではないかと推定される。このように、最上川は、古くから庄内地方と最上地方を結ぶ水運の要であったと言える。（写真 7-10 参照）

また、最上川は、松尾芭蕉が、その紀行文「奥の細道」で俳句を詠んだ場所であり、紀行文中で険しい地形であることを紹介しているとおおり、明治に入るまで川沿いに道路を築くことができなかった。江戸時代には、現在の村の中心地である古口集落に新庄藩の船番所（写真 7-11 参照）が置かれた。明治時代に入ると、数々の困難を乗り越えて「磐根街道」が建設され、この街道は後に国道 47 号になっていく。大正時代になると、国内の鉄道網がさらに整備され「陸羽西線」が開通する。その結果、舟運は歴史の舞台から完全に消えることになる。

時代が変わり昭和に入ると、民間会社が「最上川舟下り」に取り組むようになる。現在は、2社が「最上川舟下り」を運営しており、戸沢村の大きな観光資源になっているとともに、山形県の主要観光にも位置付けられており、現在は日本最大級の舟下りとして地域振興に寄与する部分も大きい。

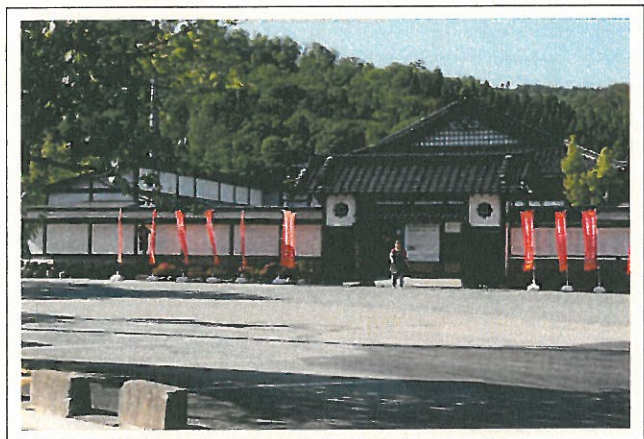


写真 7-11 最上川舟下り船番所

(5) 地域高規格道路の建設と最上川観光

山形県内陸部と庄内地域を結ぶ道路としては、山形市から月山を越える国道 112 号と山形自動車道、新庄市から最上川沿いを走る国道 47 号がある。

しかし、国道 112 号と山形自動車道は月山越えの勾配が厳しいため大型貨物車の通行が難所になっている。一方、国道 47 号は、幅員が狭く冬期間に積雪と凍結によって通行に支障を来すことがある。さらに、これらの道路については迂回路がなく、通行止めの場合は秋田や新潟方面を大きく迂回するルートしか



写真 7-12 地域高規格道路新庄酒田線橋脚工事

ない。そのため、地域高規格道路新庄酒田線（写真 7-12 参照）が計画された。将来は、地域高規格道路石巻新庄道路との接続が予定されている。



写真 7-13 東日本大震災被災風景(石巻市門脇地区)

この2つの地方高規格道路は、東日本大震災後(写真 7-13 参照)に、日本海側から太平洋側への物流輸送を担う重要なルートとして位置づけられており、さらに酒田港は太平洋側の代替港としても位置づけられている。このルートは、東北地方において、日本海側と太平洋側を最短距離で結ぶことができる。石巻市、大

崎市、新庄市、酒田市の4市で2000年より「みちのくウエストライン構想」を提唱している。このウエストライン構想は、最短で日本海側と太平洋側を連絡できるため、人間のウエストに見立てて名付けられたものである。

平成 27 年 11 月 8 日に、地方高規格道路新庄酒田線の一部である新庄古口道路（全長 10.6 km）のうちの 2.4 km が完成し一部供用が開始された。（写真 7-14 参照）さらに、平成 27 年 10 月 30 日には、高屋道路（全長 3.4 km）の起工式が行われた。その結果、地方高規格道路新庄酒田線のルートも徐々に現実の姿を現してきた。

今後、地方高規格道路新庄酒田線が完成すれば、国道 47 号の通行量が減少すると予想される。さらに、本村の最上川観光を展開する地域は、通過されるだけの地域になる恐れが出てくる。そのため、今から、国道 47 号沿いにある休憩スポット及び観光スポットをどのように整備し、魅力ある観光地域にしていくのか、最上川観光をどのように展開



写真 7-14 地域高規格道路新庄酒田線古口道路
一部供用開始区間

していくのか、国道 47 号の沿線関係者が一同に集い、本格的に検討し具体的対応策を構築しなければならない時期に来ている。

8 戦略の展開

本戦略については、戸沢村人口ビジョンを踏まえ計画的に取り組んでいく。また、本戦略の基本的な考え方である3つの創生に基づいて、それぞれ対応する3つの「創生プロジェクト」を設定する。さらに、3つの創生プロジェクトを着実に実現するため、それぞれのプロジェクトは幾つかの「個別プロジェクト」によって構成される。その他、個別プロジェクト以外にも本戦略を実現するために必要と考えられる「関連プロジェクト」を別に設定し併せて取り組んでいく。なお、3つの創生に対応する創生プロジェクトの名称は次のとおりである。

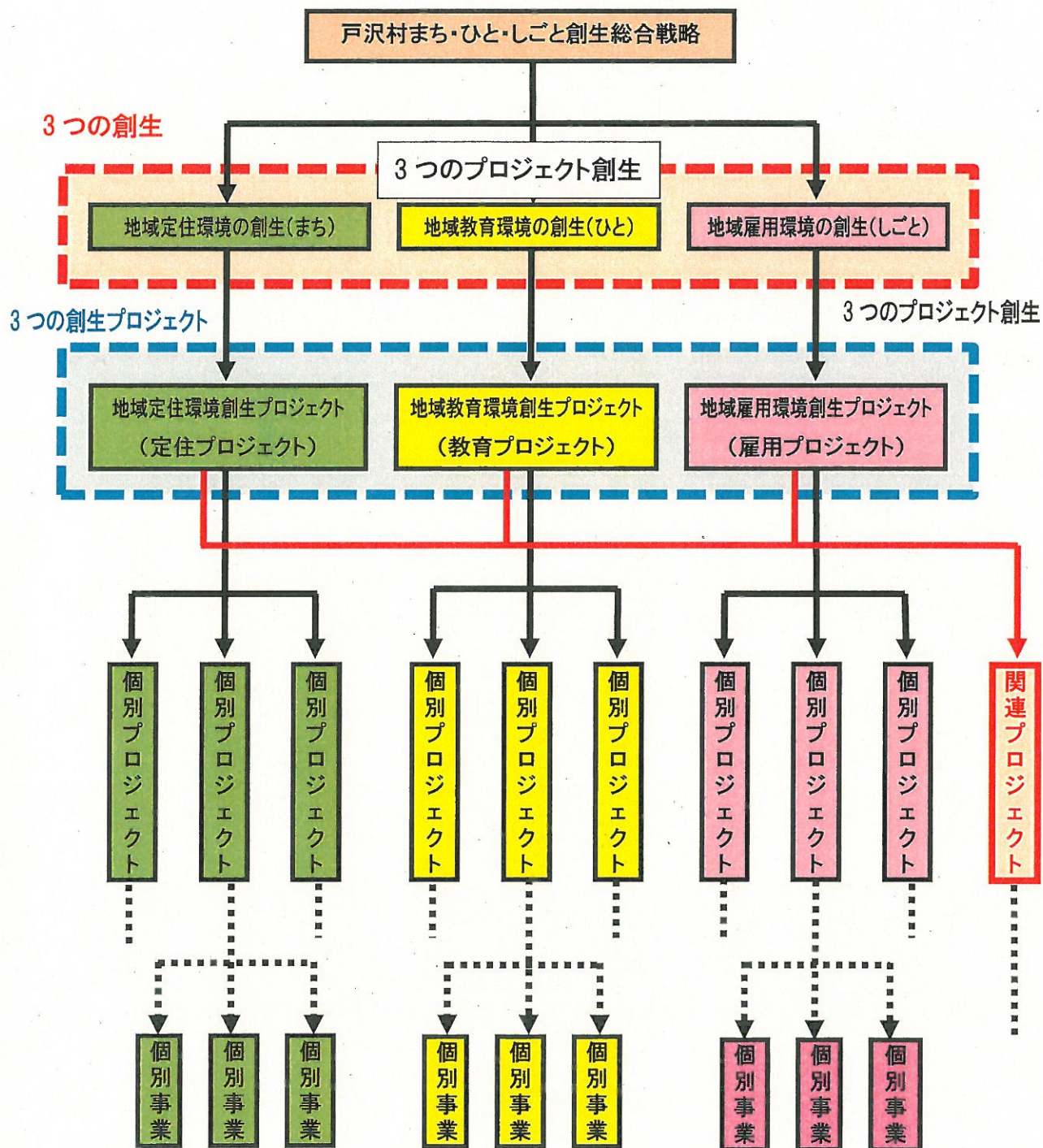
- ① 地域定住環境の創生(まち)
地域定住環境創生プロジェクト(以下「定住プロジェクト」という。)
- ② 地域教育環境の創生(ひと)
地域教育環境創生プロジェクト(以下「教育プロジェクト」という。)
- ③ 地域雇用環境の創生(しごと)
地域雇用環境創生プロジェクト(以下「雇用プロジェクト」という。)

本戦略の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間であり、本村の実情を考えれば取り組める内容も限られてくる。そのため、戦略内容が総花的かつ過大になり、5年間ではとても実行できないような内容にならないようにする必要がある。このことは、本戦略に具体的に取り組む覚悟とこの取り組みを人口減少・少子高齢化を解決するための土台にするという強い意志の表れである。

本戦略の具体的な実施については、幾つかの個別プロジェクトによって進められる。これらの個別プロジェクトは、同プロジェクトごとにさらに「個別プロジェクトチーム(以下「個別チーム」という。)」を結成して取り組む。個別チームは、行政の関連業務担当・民間企業関係者・各種団体及び研究機関などの専門家・その他特にそのプロジェクトに興味があり取り組むことを希望する一般村民等で組織する。

また、プロジェクトであるということは、従来までの方法論に拘らずに、新たな手法を取り入れ思い切った取り組みができるということであり、反対に個別チームに参加する構成員は、新たな創意工夫が求められることになる。そのため、個別チームの構成員は発想も新たに、各個別プロジェクトの目的を達成できるように力を合わせ最大限努力する必要がある。

さらに、個別プロジェクトは、場合によっては、さらに幾つかの「個別事業」によって構成されており、事業化し易い水準さらには内容に整理している。3つの創生及び創生プロジェクト・個別プロジェクト・関連プロジェクト・個別事業の関係については、次の第8-1図のとおり整理できる。



第 8-1 図 戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略体系図

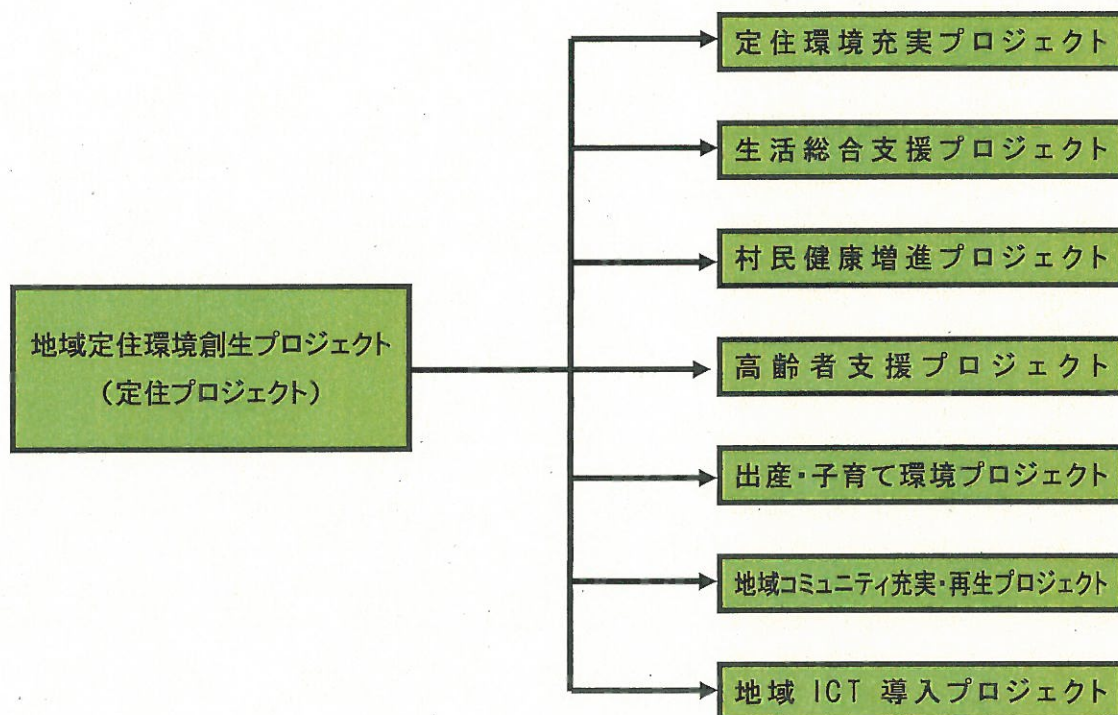
ところで、平成 23 年 4 月に策定された「第 4 次戸沢村総合計画」は、計画期間の 10 年間のうちの 5 年間が経過しようとしている。そのため、後半の 5 年間については、本戦略の内容を踏まえ見直す必要がでてきた。ただし、この度の本戦略の内容は、総合計画とは若干性質が異なるため、総合計画に反映させる場合、整合性を図るという点では注意しなければならない。

また、本戦略では、地域定住環境・地域教育環境・地域雇用環境の整備・充実・創出に重点を置き、これら 3 つの分野に特化した内容になっている。そのため、総合計画との整合性を図る場合は、本戦略で重点を置いている内容について整理することは勿論であるが、その分野以外についての関連性についても十分に検討しなければならない。

なお、3 つの創生プロジェクトの内容については次のとおりである。

(1) 地域定住環境創生プロジェクト(定住プロジェクト)

このプロジェクトは、安心・安全で快適な生活を送るために、地域定住環境の整備・充実・創出を図るためのものである。定住プロジェクトと個別プロジェクトの関連については次の第 8-2 図のとおりである。



第 8-2 図 地域定住環境創生プロジェクト(定住プロジェクト)構成体系図

また、定住プロジェクトには、大きく分けて2つの分野がある。1つは、住宅環境、施設環境、周辺環境等のような具体的な空間を担う分野（空間的分野）である。もう1つは、日常生活支援環境、出産・子育て支援環境、高齢者福祉環境等の社会システムを担う分野（制度的分野）である。

定住プロジェクトでは、地域住民の定住環境がより豊かで潤いのあるものになるように、空間的分野及び制度的分野に関連する個別プロジェクトを設定する。

① 定住環境充実プロジェクト

住宅は、定住条件の中でも特に重要な要素である。本プロジェクトでは、この住宅の建設・提供に係わった取り組みを展開するため、4つの事業を設けて取り組む。重要業績評価指標（KPI）の設定状況は次のとおりである。

重要業績評価指標(KPI)	「住宅なんでも相談所(仮称)」の設置件数 1件 (平成26年度 -)
	「公共住宅整備戦略(仮称)」作成 1件 (平成26年度 -)
	「空き家情報」の整備 1件 (平成26年度 -)
	「定住応援金(仮称)」制度創設 1件 (平成26年度 -)

ア 新築・増改築促進事業

まず、居住環境の整備である。本村は一部庄内地方に隣接する地域を除いては、他の最上地域の市町村と同様に豪雪地帯に入る。そのため、雪に強い住宅ということが重要なポイントになる。

次に、山形県はかつて日本一を記録したほどの猛暑地帯であることから、夏の暑さ対策が十分に準備されており、快適に居住できることが大切になってくる。また、機能性、デザイン性等にも優れていることも重要である。そのために、住宅そのものについては、耐雪性、気密性、快適性、機能性、耐震性、デザイン性等を十分に備えた住宅の新築、増改築等を進めるための支援体制を構築する。

具体的には、「住宅アドバイザー制度（仮称）」と「住宅新築・増改築利子補給制度」を創設し、併せて「住宅なんでも相談所（仮称）」を設

置する。住宅なんでも相談所には村で委嘱した「住宅アドバイザー（仮称）」を役場内に置く。

また、制度の運用及び相談所の運営は、住宅アドバイザーが当たるものとする。人員確保については、地元住宅関連、森林・木材関連の民間活力（写真 8-1 を参照）を利用して行う。さらに、住宅設計相談所は、森林・木材・住宅関連の相談窓口も兼ねる。

イ 村営住宅建設改善事業

本村には、アパート、マンション等がないため、他地域からの転出者、地元若年層、母子（父子）家庭等のための村営住宅を建設し、本村からの転出者、他地域から本村への転入者を迅速に受け入れ定着を促進する必要がある。例えば、本村で働いているが居住地は新庄市や庄内地域にあるという人々の話では、着任したときに住む所がなかったから、しかたなしに他地域に居住することになったという人がいる。

現在、村内 3 か所（村営住宅戸沢団地・定住促進住宅みどりの丘・定住促進



写真 8-1 角川地区の製材所

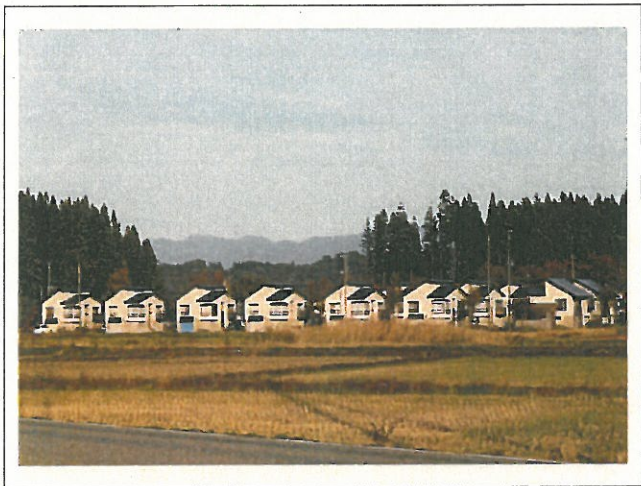


写真 8-2 村営住宅戸沢団地



写真 8-3 定住促進住宅みどりの丘

住宅みどりの丘)に村営住宅(写真8-2・8-3を参照)があるが、今後、空き家のリフォームも見据えた「公共住宅整備戦略(仮称)」を作成し具体的に展開していく。特に、新たに村営住宅を建設する場合は、安全で便利であることは勿論であるが、景色・見晴らしも良いというような、良好な立地条件を持つ場所に建設する必要がある。

このような住宅を建設することは、本村への定住希望者に対する強力な宣伝要素になると考えられる。さらに、耐雪性、気密性、快適性、機能性、耐震性、デザイン性等に優れた住宅を提供する必要がある。

ウ 空き家再利用促進事業

村内の空き家については、最近増加傾向にあるため、立地場所の比較的良いところで状態の良い空き家について、所有者さらには関係者と行政が連携し増改築を行い、村営住宅に準ずる住宅として「再生村営住宅(仮称)」に位置付け提供していく。

この場合、所有者と行政の増改築費用の支出方法、土地は別にしても地上権の設定等、幾つかの課題があるにしても、基本的には賃貸が原則である。さらに、希望によっては購入できるように住宅アドバイザーが仲介・支援することも考える。その他、村内の空き家を把握し、それぞれの情報を蓄積するために「空き家情報(仮称)」を確立し、関連業務の円滑な推進に役立てる。

エ 新規定住応援事業

様々な理由で本村に移り住んできた人々に、「定住応援金(仮称)」を支給し定住促進を図る。ただし、支給額は財政状況、個人の所得を考えながら、3年程度を支給期間とする仕組みを構築する。さらに、支給条件として、特別な理由がないかぎり、居住開始から5年以上住まなければならない等の項目を設ける。

なお、関連業務は、住宅設計相談所及び住宅アドバイザーが中心になって行う。

② 生活総合支援プロジェクト

本村在住者の居住環境をさらに充実させるためには、生活に関する様々な疑問・不安材料等について、的確な回答を提供するとともに具体的対処方法を伝え、迅速に解決できる体制を整備することが大切である。

そのため、本戦略では、本村定住をさらに安心して便利なものにできるように、3つの地域(戸沢地域・古口地域・角川地域)の拠点に「生活なん

でも相談センター（仮称）」を設置し「生活支援アドバイザー（仮称）」を置き、地域住民の多種多様な要請に答えられる窓口を設置し対応する。その場合、区長、民生委員等と協力して取り組む。

また、このプロジェクトの実施については、行政が担うところが大きい
が、その他農協、商工会等の各種団体、その他多種多様な任意団体等にも
協力を依頼し、それぞれの専門的立場から指導・助言に従事できるように
する。

重要業績評価指標(KPI)

**「生活なんでも相談センター」設置件数 3か所/3地域
(平成 26 年度 -)**

③ 村民健康増進プロジェクト

今まで、村民の健康増進分野については、行政の保険福祉関係部署の健康及び保健業務関係者が中心になり、食生活改善協議会等が取り組んできた。今後は、この分野のさらなる充実と強化を図り、村民が健康で健やかな生活を送ることができるように努める。さらに、高齢者については平均寿命のさらなる延伸を目指し、取り組み体制の充実と人材確保に取り組む。

そのためには、「健康診断」を充実させるとともに、今まで食生活の面から活動を続けている食生活改善協議会等の活動を効果的に結び付け、春夏秋冬の「村民健康週間（仮称）」の創設、「村民健康の日（仮称）」の創設、村挙げての「村民健康まつり（仮称）」あるいは3つの地域毎の「地域村民健康まつり（仮称）」の実施等、村民が各地域で同時かつ一斉に実施できる施策、村の拠点等1か所に集まって実施できる施策、各地域が持ち回りのできる施策等、実施方法にも工夫を凝らしながら取り組む。

また、これらの施策は、新たに展開する施策、今まで実施してきた施策で継続して取り組む施策があるので、その他の施策・行事・催し物を見直し、ただ単に継続するのではなく、真に必要な施策・行事・催し物に絞って取り組んでいく。

さらに、これらの施策については、単独で開催するだけでなく、関係者及び村民の負担を考慮し、公民館大会、産業まつり等と統合し、村挙げての総合的なまつりとして再編成することも検討する。

重要業績評価指標(KPI)

**「村民健康週間(仮称)」の創設 1件(4回/年)
(平成 26 年度 -)**

④ 高齢者支援プロジェクト

現在の定年制度は、一般的に 60 才であり、法律により定年後も希望する人は引き続き働くことができる。しかし、現実としては、高齢者を取り巻く環境は厳しいものがあり、十分な環境ができていないとは言えない。さらに、高齢者の一人暮らし、高齢者世帯が年々増加しており、見守りや生活支援は重要な課題になってきた。また、老人クラブの活動においては、組織加入者の減少と 70 歳以上にならないと参加しないという状況、活動内容のマンネリ化等のため、その存続が危ぶまれている。

一方、今までの高齢者対策を振り返ると、今日まで、有効かつ効果的な対策と方法論は構築されていないばかりか、改めて大きな課題として位置付け取り組まなければならない状況である。また、災害弱者としての側面もあるため、高齢者を対象とした防災訓練などは、積極的に取り組むべき事項である。(写真 8-4 を参照)

そのため、村内の幾つかの地区(集落)を「高齢化社会モデル地区(仮称)」に位置付け、先行的に具体的かつ本格的な取り組みを行い、高齢者就業支援、高齢者生活支援、高齢者余暇活動の充実等を中心として、安心・安全・生甲斐の見いだせる本格的な高齢化社会の構築を試みる必要がある。その上で、これらの事例を評価・修正・再構築し、他の地区にも適用していく。

具体的な取り組み段階では、関係地区の役員、村内民生委員、高等機関の学識経験者、行政の担当部署職員が密接に連携を図りながら一丸となって取り組む必要がある。そのため、高齢化社会モデル地区ごとに、「高齢化社会モデル研究会(仮称)」を設け研究開発に取り組む。



写真 8-4 蔵岡地区防災訓練での情報システム説明会

重要業績評価指標(KPI)	「高齢化社会モデル地区(仮称)」の指定 1か所 (平成 26 年度 -)
	「高齢化社会モデル研究会(仮称)」の設置 1件 (平成 26 年度 -)

⑤ 出産・子育て環境プロジェクト

出生数の低下は、人口減少の大きな要因であり、将来的に地域社会が存続していくためには深刻な問題である。持続可能でかつ健全な地域社会を構築していくためには、年少人口が存在することが重要である。

地域の年少人口が減少し続けている大きな要因の1つに、出産・子育て環境が不十分であるということがある。そのため、本プロジェクトでは、「子育てなんでも相談所(仮称)」を設置するとともに拠点とし、2つの重点的事業に取り組んでいく。

重要業績評価指標(KPI)	「子育てなんでも相談所(仮称)」の設置 1か所 (平成 26 年度 -)
	「出産・育児ヘルパー制度(仮称)」の創設 1件 (平成 26 年度 -)
	「子育て指導助言制度(仮称)」の創設 1件 (平成 26 年度 -)

ア 出産・育児支援事業

本村在住で、出産を予定している人には、希望により「出産・育児ヘルパー制度(仮称)」を創設し、出産までの多種多様な支援を行う「出産・育児ヘルパー(仮称)」を派遣することができるようにする。また、「出産・育児ヘルパー(仮称)」は、知人、友人、親族等、身近な人材であっても良いことにし、その支援期間は出産前から出産後の1年程度とする。

出産・育児に関する支援制度を充実させ、出産から育児まで連続した支援ができる体制を整備する。さらに、精神的なサポートができる体制も整備する。なお、「出産・育児ヘルパー(仮称)」は、「子育てなんでも相談所(仮称)」に所属する。

イ 子育て総合支援事業

現在、子育てに関する多種多様な相談、支援等の業務については、保健師を中心に取り組まれているが、子供たちの学習等に関することは民間の学習塾等に委ねられている。今後は、この分野のさらなる体系化と充実した取り組みを検討すべきである。

そのためには、子育て経験さらには教員等の経験がある民間の高齢者を「子育て指導助言者(仮称)」に委嘱し、「子育て指導助言制度(仮称)」を創設し、役場内に「子育て相談所(仮称)」を設ける。「子育て指導助言者(仮称)」は、保健師・幼児教育担当者と連携しながら子育てに関する様々な疑問や不安の解消に取り組む。なお、「子育て指導助言者(仮称)」は、「子育てなんでも相談所(仮称)」に所属する。

⑥ 地域コミュニティ再生プロジェクト

地域社会では、近隣関係、親戚関係等、地域内の多種多様な人間関係が益々希薄になり、地域コミュニティが衰退してきている。かつて、地域コミュニティは、地域の問題や課題を解決する有効なしくみであった。しかし、現在の地域コミュニティは、現在よりも人口が多く、各年代層のバランスがとれており、地域住民の多くは農家であった時代のしくみである。

しかし、現代社会は、もはやこのような時代ではない。今後は、人口減少及び少子高齢化を踏まえて、どのように地域コミュニティ再生していくかを考える必要がある。そのため、高齢化社会モデル地区の取り組みとともに、地域コミュニティの再生に取り組む必要がある。

ただし、かつてのようなコミュニティを復活させることは不可能であると考えられる。そのため、新たな形の地域コミュニティを見出していかなければならない。そのため、本プロジェクトは、高齢化社会モデル地区での地域社会の運営制度の中で取り組んでいく。

重要業績評価指標(KPI)

生活支援センター設置件数 1か所
(平成26年度 -)

⑦ 地域ICT導入プロジェクト

現代社会は、多種多様な情報に溢れており、タブレット(写真8-5を参照)、アイホン等の端末機器があれば、多種多様な情報システムの構築が可能である。ICTの活用可能性としては、地域コミュニティの再生、高齢化社会の補助システム、行政の広報システム等として活用することが考えられる

また、都市部と農山村部では、ICT を活用する条件・環境が異なる。一般的に、都市部では、情報インフラが整備され環境が整っており、生活環境がコンパクトに集約化されている。農山村部では、情報インフラが未整備で生活環境が散在している。しかし、本村では、既に光ケーブルが村全体に敷設されており、情報インフラが整備されている。そのため、本村では、ICT を活用する環境は十分に整っている。

一方、現在の ICT システム自体が都市部向けであり、農山村の社会システムに合っているとは言えない。そのため、本村では、農山村さらには戸沢村に合ったシステムの研究・開発を行うために、関係機関、高等教育研究機関、民間企業等と連携しながら取り組む。

さらに、これら ICT システムの研究・開発は、「高齢化社会モデル地区（仮称）」を対象に「地域 ICT システム研究開発実証試験（仮称）」を行うこととし、持続可能な地域社会の補助システム、高齢者の1人暮らしさらには高齢者世帯の見守りを支えるシステムとして構築していくことを考える。（写真 8-6 を参照）



写真 8-5 タブレット



写真 8-6 タブレットを操作する高齢者
（蔵岡地区防災訓練にて）

重要業績評価指標(KPI)

**「地域 ICT システム研究開発実証試験(仮称)」の実施 1 件
(平成 26 年度 -)**

※ ICT と IT について

ICT (Information and Communication Technology) は「情報通信技術」の略称であり、IT (Information Technology) 「情報技術」とほぼ同義の意味を持っている。

しかし、最近では、コンピューター技術の活用に着目した場合は「ICT」を使用し、コンピューター関連の技術を「IT」として使用している。国際的には、「ICT」が定着していることから、日本でも「ICT」が「IT」に代わる言葉として使用されるようになってきている。

また、「IT」は、コンピューターやデータ通信に関する「情報技術」を意味する。パソコンやインターネットの操作方法からハードウェア・ソフトウェアの応用技術まで幅広い意味としての総称である。

日本では、2000年11月にIT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)が制定され「e-Japan戦略」が制定された頃から「IT」という言葉が広まった。

「e-Japan戦略」では、5年以内に世界最先端のIT国家になることを目標として高速インターネットを普及させるための技術やインフラ整備を重要視している。「IT」は、この場合の技術を指すことが多かった。

その後、「e-Japan戦略」の後継として「u-Japan政策」が提唱され、「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」簡単にネットワークが利用できる「ユビキタスネットワーク社会」を実現するために、世代や地域を超えたコンピューターの利活用、人と人、人とモノを結ぶコミュニケーションを重要視している。ユビキタス(Ubiquitous)とは、「いつでも・どこでも・何でも・誰でも」恩恵を受けることができるインターフェース・環境・技術のことである。

このような背景から、総務省では「IT政策大綱」を2005年に「ICT政策大綱」と改称し、「u-Japan政策」の推進に伴いコミュニケーションという概念を含む「ICT」を積極的に活用している。ただし、経済産業省や商工会主催の企画では、「IT」を使用することも多く、完全に「ICT」に統一されるにはもう少し時間が掛かると考えられる。

⑧ その他関連する事項

定住プロジェクトでは、この本戦略の実施期間で取り組むべき7つのプロジェクトを設定している。具体的な実施に移す場合は、さらに詳細に亘って検討し、時系列的に取り組む内容を整理する必要がある。本戦略では、そこまでの内容を示すものではないが、今後、本戦略の定住プロジェクトを実施する場合の基本的方針になる。

(2) 地域教育環境創生プロジェクト(教育プロジェクト)

このプロジェクトは、村民が明るい未来を描ける希望のある人生を歩み、地域の存続と持続性のある発展を実現するために、地域教育環境の整備・充実・創生を図るものである。その中心になって推進するのは教育委員会(写真8-7を参照)である。また、本プロジェクトでは、4つの分野を設定し、

それぞれの分野に関連する個別プロジェクトを設定する。

この 4 つの分野とは、「地域学推進分野」「地域力育成分野」「地域産業力育成分野」「教育支援分野」である。それぞれの分野に関する内容は次のとおりである。



写真 8-7 戸沢村中央公民館(教育委員会)

※1 地域学推進分野

この分野では、本村を知り他地域を知ることを目指すものである。そのため、地域社会の状況、日本や世界の状況等も対象になる。さらに、本

村に所縁のある松尾芭蕉や源義経伝説と本村の関係等、歴史・古典に関する分野も対象になってくる。この分野は、本村から世界まで、過去から現在までの多種多様な地域に関する分野が含まれる。

※2 地域力育成分野

この分野は、本村で楽しく豊かに生きていくための知恵を身に付けることを目指すものである。具体的には、地域の間人関係やしくみを理解し、合理的かつ効果的な地域活動を担う力を養うことが目標である。この分野は、今まで生涯学習・社会教育等でも取り組んできた分野である。

今後は、今までの内容を再評価し、現代社会に合致した内容に再構築し、39 の各自治地区さらに 3 地域を対象とした地域活動に関することを中心としながら、本村以外の地域活動の紹介と比較に関すること等を踏まえ、地域住民が具体的かつ効果的な地域活動に取り組めるような方法論を学ぶ分野である。

※3 地域産業力育成分野

この分野は、仕事及び経営に関連することを学ぶことを目指すものである。そのため、企業、雇用、産業振興等に関する内容を取り挙げる。この分野は、今まであまり取り組んでこなかった実業教育に関する分野である。具体的には、農業経営、会社経営、社員教育等に関する分野についても学

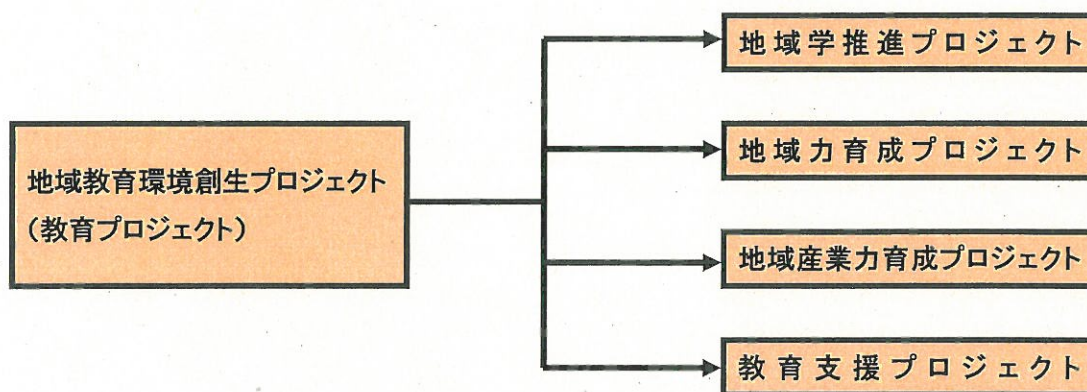
ぶ。さらに、今話題の TPP に関するようなことも学ぶ。

ただし、その実施・運営については、関連機関、高等教育研究機関、民間企業等と連携を図りながら取り組む必要がある。

※4 教育支援分野

この分野は、本村在住あるいは本村出身の高校・専門学校・大学に入学する学生を対象として多種多様な支援を行うことを目指すものである。特に、本村の場合、高校がないために、中学卒業以降は、高校以上の教育を受けようとすれば他地域に出ていくしかない。同時に、このことは、経済的負担が大きくなるということである。このような状況を打開するため、高校入学から支援できる充実した制度を整備する必要がある。

教育プロジェクトでは、本村の状況、他地域の動向さらには世界の動向に関心を持ち、人口減少社会、少子高齢化社会に具体的に対応できる考え方、地域企業活動の発展に寄与できる考え方、地域住民の人生をより豊かにする考え方等を獲得するために個別プロジェクトを設定していく。なお、教育プロジェクトと個別プロジェクトの関係については次の第 8-3 図のとおりである。



第 8-3 図 地域教育環境創生プロジェクト(定住プロジェクト)構成体系図

教育プロジェクトは、教育委員会を中心にして展開することは勿論であるが、充実した内容するためには、他の機関・民間団体等の協力を得ながら取り組む必要がある。村民の生活さらには人生に少しでも役立つ分野について本プロジェクトは展開していく。場合によっては、地元学校教育との連携も踏まえ、小中学生が参加できる内容も考えていく。

なお、個別プロジェクトの内容は次のとおりである。

① 地域学推進プロジェクト

このプロジェクトは、本村、他地域から世界までも対象とした個別プロジェクトである。特に、本村については、地域の歴史、民俗、産業、自然等、多種多様な分野について知識を得る教育を展開する。また、その他の地域については、本村との違いを学びながら、最終的には本村に関する知識と特色を学ぶことになる。

このことは、同時に、本村での地域施策、未来施策、産業振興施策等、その他関連する施策を効果的に構築し実施するための糧となり、豊かで楽しい生活を送るための材料になる。

本プロジェクトでは、村民に本村の素晴らしい自然、歴史、産業、伝統、文化等にふれてもらうとともに、その実施については、高等教育研究機関との連携・協力を得ながら実施することが大切である。

また、その実施形態は、講演会・シンポジウム・座談会・討論会・発表会・意見交換会・講座・勉強会・研究会・視察研修等、多種多様な形が考えられる。さらに、本村出身あるいは本村に所縁のある人物で成功している人への講演依頼（写真 8-8 を参照）、小中学校も参加できるものもがあれば連携して合同の企画を立て実施することも検討する。なお、参考 1 として、次のようなテーマとイメージ例を挙げておく。さらに、最終的には、「戸沢地域学」として確立していく。



写真 8-8 戸沢村に所縁のある宝塚歌劇団花組所属「火燿きらり」さん

※（参考 1）具体的実施テーマとイメージ例

No	テーマ例	実施形態等
①-1	戸沢村歴史学講座（兼戸沢中学校郷土史講座）	講座／週に 1 回・3 回シリーズ
①-2	戸沢村の農業とお祭り	講座／週に 1 回・5 回シリーズ

①-3	最上川の船運と観光	講座／週に1回・3回シリーズ
①-4	戸沢村の森林文化	講座／月に1回・3回シリーズ
①-5	山形県の中の戸沢村	講演会／年に2回
①-6	全国で活躍する戸沢村所縁の人々	単独講演会／年に1回
①-7	戸沢村と陸羽西線	シンポジウム／毎年1回・5年間実施
①-8	戸沢村と最上川	関係者公開討論会／年に1回／傍聴可能
①-9	最上峡の自然と観光	関係者公開討論会／年に2回／傍聴可能
①-10	最上峡の美しい景観	視察研修・関係者公開討論会／年に1回／傍聴可能
①-11	戸沢村研究の最前線	地元大学との連携講演会あるいは報告会／年に3回

重要業績評価指標(KPI)

**「戸沢地域学」の確立・実施 5回／年実施
(平成26年度 -)**

② 地域力育成プロジェクト

このプロジェクトは、地域運営、地域づくり、人口減少社会、少子高齢化社会さらには高齢化社会に適切に対応するために必要な知識や具体的な取り組み方法のヒント・道筋を見出すための知恵を得るための取り組みである。

このような取り組みは、従来の生涯学習・社会教育等で実施してきたが、本プロジェクトでは、今までの取り組みを再評価し内容を再構築し、さらに効果的で成果が上がるように展開する。

本プロジェクトの実施では、各地区単位、戸沢地域・古口地域・角川地域の村内3つの地域単位、同じような条件を有する幾つかの地区を集めた地域（等質地域）、全村、各種団体等を対象として展開していく。なお、参考2として、次のようなテーマとイメージ例を挙げておく。さらに、最終的には、「戸沢地域づくり学」として確立していく。

※（参考2） 具体的実施テーマとイメージ例

No	テーマ例	実施形態等
②-1	戸沢村〇〇地区と〇〇町〇〇地区の地域運営比較交流会	発表会・座談会・懇親会／年に2回
②-2	〇〇地区地域づくり討論会	討論会／年に1回
②-3	最上川沿い10地区合同水害に時の対応に関する討論会	討論会／年に2回
②-4	〇〇地域10地区地域づくり事例発表会	討論会／年に1回

②-5	00地域運営組織改善に関する意見交換会	意見交換会／年に1回
②-6	まち・ひと・しごと創生総合戦略進捗状況説明会	意見交換会／年に1回
②-7	高齢化社会の地域づくり	講演会／年に1回
②-8	高齢者講座	講座／週に1回・3回講座
②-9	子育て講座	講座／週に1回・3回シリーズ
②-10	少子化時代の地域教育	講座／週に1回・5回シリーズ

重要業績評価指標(KPI)

**「戸沢地域づくり学」の確立・実施 5回/年
(平成26年度 -)**

③ 地域産業力育成プロジェクト

地域に拠点がある会社、進出企業の殆どは中小企業である。現状では、中小企業が独自に社員教育に取り組むのは難しい状況である。それぞれの企業は独自の経営方針を持っており、一律の社員教育を展開するためには困難も多い。しかし、このような困難も前提としながら、中小企業としての誇りと発展、企業活動と地域の密接な関係について学ぶことは、さらなる企業の発展につながり、地域振興にとっても有意義であると考えられる。また、家族経営を中心とした農家及び個人商店の経営においても有意義である。

さらに、今後、本村で起業する者、業務拡大に挑戦したい者、業務改善及び経費節減に取り組みたい者等、地域に居ながら地域で学ぶことは、受講者の負担を軽減し、地域の人材育成に大きく貢献するものと考えられる。なお、参考3として、次のようなテーマとイメージ例を挙げておく。さらに、最終的には、「戸沢地域経営学」として確立していく。

※ (参考3) 具体的実施テーマとイメージ例

No	テーマ例	実施形態等
③-1	企業講座	講座／週に1回・3回シリーズ
③-2	民間企業の連携講座	講座／週に1回・3回シリーズ
③-3	ものづくり講座	講座／週に1回・3回シリーズ
③-4	サービス生産性向上講座	講座／週に1回・3回シリーズ
③-5	海外展開戦略講演会	講演会／年に1回
③-6	人材確保・定着講座	講座／3回連続シリーズ

③-7	小売業顧客獲得セミナー	講座／週に1回・10回講座
③-8	小規模経営改善制度研修会	研修会／年に1回
③-9	取引先いじめ防止対策制度説明会	説明会／年に1回
③-10	商店支援制度研修会	研修会／年に2回

重要業績評価指標(KPI)

**「戸沢地域経営学」の実施 3回(3回シリーズ)／年
(平成26年度 -)**

④ 教育支援プロジェクト

現行の教育支援制度では、義務教育における就学支援制度、義務教育以外の高校生・専門学校生・大学生に対する奨学金制度がある。特に、義務教育以外の教育支援制度では、主に学費に充当されることが多い。ある程度学業に専念し、実りある学びを獲得するためには学生生活全般に配慮した支援が必要である。

奨学金については、広く一般的に定着している育英資金制度があるが、これだけでは授業料の全部あるいは一部にしか充当できないため、家賃・食費・通学費・参考図書購入費等、関連する分野に対する支援ができない。そのため、学生生活全般を見据えた教育の総合支援制度が必要である。その他、学校及び大学独自の制度もあるが、獲得することが難しいため、本村出身に限った「地域人材育成総合支援制度(仮称)」を創設する必要がある。

本プロジェクトの効果が出てくるためには時間が掛かる。そのため、短期的には、充実した教育環境を作ることを目指す。長期的には、地域振興、人口減少社会、少子高齢化社会の解決に取り組んでいくために必要な人材を育成するというねらいを持つ必要がある。そのためには、従来まで展開してきた教育支援制度の土台の上に、有効かつ効果的な新たな支援制度を積み上げ充実させていく必要がある。

さらに、実施するかしないかは別にしても、奨学金を受けた者が、本村に戻ってきて定住した場合は、借りた奨学金の半分あるいは全額を返す必要がないというような制度を設ければ、若年層の流失を抑える施策になると考えられる。

重要業績評価指標(KPI)

**「地域人材育成総合支援制度(仮称)」の創設 1件
(平成26年度 -)**

⑤ その他関連する事項

教育プロジェクトの効果的で円滑な運営を図るためには、教育委員会をはじめ行政部門、各種団体、高等教育研究機関、民間団体、その他の機関等と連携、協力関係を構築する必要がある。さらに、同プロジェクトの実施による着実な成果を上げるためには、地域住民、地元企業の協力・支援体制は不可欠である。

(3) 地域雇用環境創生プロジェクト(雇用プロジェクト)

本プロジェクトは、地域の特性を活かし豊かな生活を確立するために、地域企業活動及び地域雇用環境の創出・整備・充実を図るためのものである。特に、本村の場合、「最上川観光を中心とした地域観光の振興・再生・創生（地域観光の振興・再生・創生）（以下「地域観光振興」という。）」と「地域資源を活かした個性豊かな地域産業の振興・再生・創生（地域産業振興・再生・創生）（以下「地域産業振興」という。）」の2つを柱として個別プロジェクトを設定する。

特に、最上川観光を中心とした地域観光振興は、本プロジェクトの中心になる戦略である。本戦略では、最上川沿いの地域観光振興に、「ひと・もの・かね」を集中させながら、3地域がそれぞれ個性的な戦略を展開していくことがねらいである。また、これらの3地域を密接に連携させ、お互いに補強し合う「相互補強関係」にあることにより、地域の可能性を最大限に発揮することができると考えている。このようなイメージは、次の第8-4図のとおりである。



第8-4図 地域雇用環境創生プロジェクト(定住プロジェクト)推進構図イメージ図

さらに、本プロジェクトでは、以前から村内での企業活動を続けてきた多種多様な地域企業についても法人及び個人経営に拘らず、その発展を実現するために後押しする事業（以下「地域企業振興」という。）も併せて取り組む必要がある。なお、ここで言うところの多種多様な企業とは、村内の製造業を中心とした既存企業、個人の農業経営体及び林業経営体、個人商店等である。

また、雇用を拡大するという点については、幾つかの方法論がある。このことを整理すると次のような類型に区分できる。

① 既存企業業務拡大型

村内の既存企業が、業務を拡大することによって雇用を生み出す方法。

② 既存企業新規業務展開型

村内の既存企業が、新規業務を展開することによって雇用を生み出す方法。

③ 既存企業連携・提携型

村内の既存企業が保有する技術、ノウハウ等を持ち寄り、既存企業同士が連携・提携することにより新たな業務を生み出すことによって雇用を生み出す方法。

④ 起業型

村内での新たな起業によって雇用を生み出す方法。

⑤ 企業誘致型

他地域から企業を誘致することによって雇用を生み出す方法。

⑥ ソーシャルビジネス発展型

社会の問題・課題を解決するために、先ずソーシャルビジネスを立ち上げ発展させることによって一般企業にして雇用を生み出す方法。

⑦ 家業継承型

本村出身で他地域に在住する者が、本村にUターンして家業を継ぐことによって雇用を生み出す方法。

⑧ 移住者継承型

本村以外の出身者で他地域に在住する者が、本村にIターンして地元農業、職人等を継承していくことによって雇用を生み出す方法。

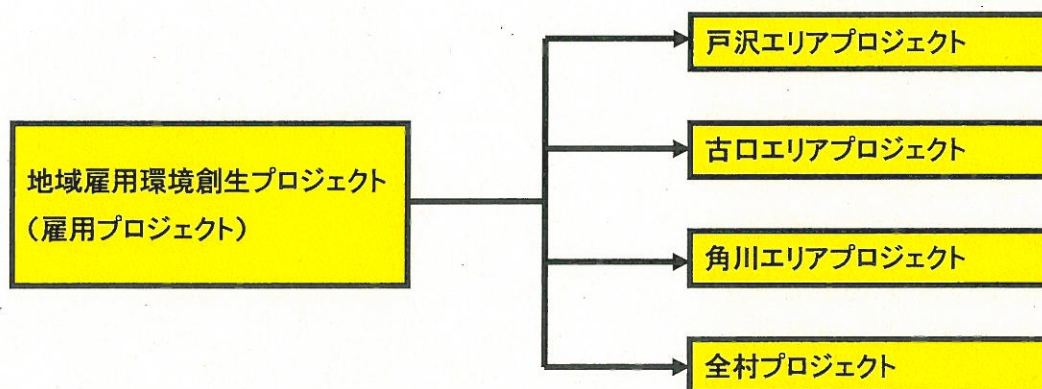
⑨ 他地域雇用依存型

本村居住者が、雇用の場を他地域に求めることによって雇用を確保する方法。

これらの雇用創出類型区分に基づいて、どの形態の雇用創出が可能か検討し具体的に取り組んでいく。さらに、雇用拡大を図るためには、村全体の産業配置・起業・企業誘致等を総合的に進めるとともに、村全体を戸沢地域・古口地域・角川地域の3つのエリアに区分して特色ある戦略を展開する。

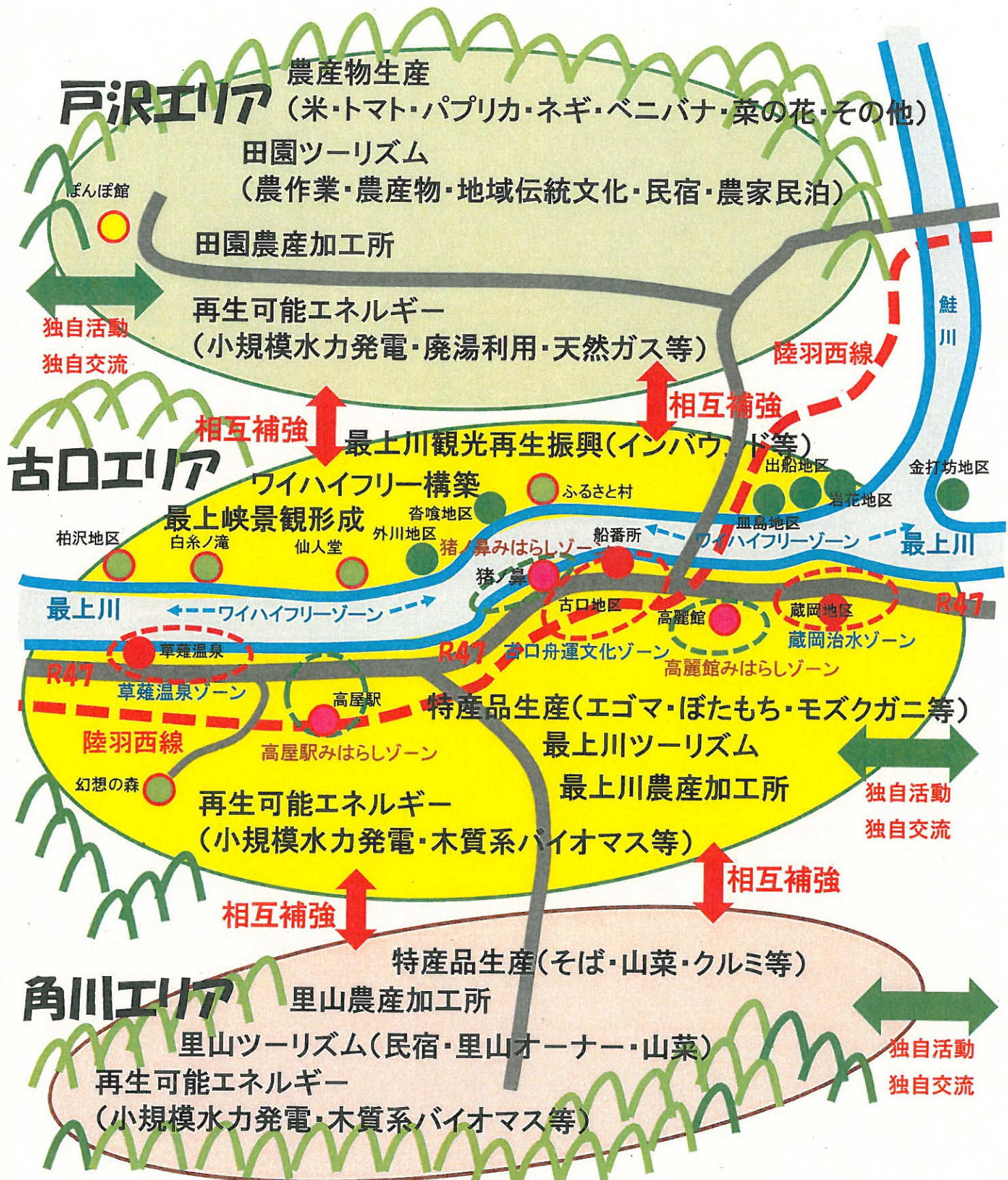
これら3つの地域については、戸沢地域を「戸沢エリア」、古口地域を「古口エリア」、角川地域を「角川エリア」とし、それぞれのエリアごとに、その地域に合った雇用創出戦略を個別プロジェクトとして位置付け取り組んでいく。

さらに、個別プロジェクトについては、当面中心になる事業を設定するとともに、村全体で展開していくべき戦略にも具体的な事業を設定し雇用創出につながるようにする。なお、雇用プロジェクトと個別プロジェクトの関連は次の第8-5図のとおりである。



第8-5図 地域雇用環境創生プロジェクト(定住プロジェクト)構成体系図

本戦略では、それぞれ全村及び3つのエリアを対象とした展開を計画していくが、中心となる柱は、あくまでも地域観光振興、地域資源を活かした個性豊かな地域産業振興である。なお、雇用プロジェクトのエリア展開の説明図は次の第8-6図のとおりである。



第 8-6 図 地域雇用環境創生プロジェクトエリア展開図

さらに、個別プロジェクトの内容は次のとおりである。

① 戸沢エリアプロジェクト

当該エリアは、農業を中心とした地域であり、今後さらなる圃場整備を進めるとともに圃場整備に関連して約 40ha の畑地が造成される予定である。しかし、最近の米価の下落は、今までのように米を中心とした農業の展開に限界が来ていることを示すものであり、米作り中心の農業から脱却しなければならないことを示唆している。

また、一方では、約 4 割の転作（写真 8-9 を参照）を求められており、今まで食料としての野菜・果物・そば等を耕作してきた。

しかし、転作田を食料生産の場として考え営農していくことについても限界が見えてきている。

そのため、個別プロジェクトでは、当該地域の特性を生かした農産物生産及び流通を確保する必要がある。田園ツーリズムの展開、田園農産物加工所の建設・利用、廃湯利用・天然ガス・木質バイオマ

ス利用等を中心とした地域に合った再生可能エネルギーの開発等により、当該エリアでの産業活性化を進めていく。そのため、次のような事業を設定し取り組んでいく。



写真 8-9 ネギの収穫風景

重要業績評価指標(KPI)	新規作物の導入 1種類/年 (平成 26 年度 -)
	田園ツーリズムの確立・実施 4回/年 (平成 26 年度 -)
	田園農産加工の所設置 1か所 (平成 26 年度 -)
	地域再生可能エネルギー(廃湯・天然ガス・木質バイオマス)開発 1か所 (平成 26 年度 -)

ア 地域農産物生産流通事業

現在、当該エリアでは、従来からの水田地帯に加え約 40ha の畑地造成が計画されている。この造成事業では、食料を栽培しても限界があるため、身体に良い機能性作物も栽培する。

具体的には、約 40ha の畑地については、ベニバナ(写真 8-10 を参照)、菜の花、イチジク、菊芋、大葉、冬至カボチャ等の新規作物の導入も検討する。また、今後、地域の新たな農産物を 1 年間に 1 種類増やしていく。

また、これらの農産物の販売では、農協の系統販売、各種市場への出荷、産直での販売、大手小売業者への販売、ネット販売、軒先販売等、複数の販売・出荷ルートを確認しさらなる生産拡大を図る。

イ 田園ツーリズム実施事業

当該エリアは、広々とした田園風景が広がり、各集落に由緒ある神社がある。これらの神社では、現在も祭礼がとりおこなわれており、ふるさとさらには田園らしさを醸し出している。

また、源氏館、平家館、里ノ館等の小高い見晴らしの良い場所があり、広々とした農地を見渡すことができる。さらに、この地域では、多種多様な農業体験ができる可能性があるため、農業・農村をテーマとした田園ツーリズムの展開が考えられる。

田園ツーリズムでは、田植え・稲刈り(写真 8-11 を参照)・稲の杭掛けのような農作業体験、トラクタ

ー・田植え機・コンバイン等の農機具操作体験、採りたて野菜を使用し



写真 8-10 ベニバナの栽培実験風景
(戸沢村蔵岡地内)



写真 8-11 イネ刈り風景

た料理、地元の果樹を使ったお菓子作り、畦道トレッキング、いなご採り、田園風景鑑賞等を楽しむことができる。宿泊では、民宿が1軒あるが、これでは十分な対応ができないため、民泊の活用も併せて検討しなければならない。なお、例1として、次のような田園ツーリズムの企画案を示す。

※(例1) 田園ツーリズム企画案

No	時 間	内 容	備 考
1	9:00~9:30	神田小学校集合 (セレモニー)	簡単な説明会
2	9:30~11:00	農作業体験 (田んぼでの休憩を挟む)	田植えまたは稲刈り
3	11:10~12:10	ぽんぽ館 (温泉)	
4	12:10~14:00	芋煮会と餅つき	
5	14:00~15:30	エリア内散策	名所・神社等
6	15:30~16:00	お茶のみ (休憩)	
7	16:00	神田小学校解散	

ウ 田園農産加工所設置事業

当該エリアでは、農業が盛んであることから農産物の加工所を建設し、特産品さらには出荷できない農産物等を利用した農産加工品、お土産、特産品等の商品開発にも取り組む。そのためには、下処理・加工・パッケージという一連作業ができる設備を整える必要がある。また、必要に応じては、乾燥施設も導入する。運営主体は地元住民による組合、所在地区、民間業者等が考えられる。

エ 地域再生可能エネルギー開発事業

当該エリアには、第3セクターによる村営温泉施設「ぽんぽ館」がある。ぽんぽ館からは、毎日廃湯が捨てられる。また、未使用の源泉もあるために、これらの温泉の有効活用を考える。現時点では、未使用の源泉利用に関する研究が終了しており、廃湯及び未使用の源泉の利用は可能になっている。さらに、当該エリアに産出する天然ガスの有効利用も検討すべきである。

しかし、これらの温泉を活用する仕組みを作るには資金が掛かるため、さらなるコストダウンの検討をしなければならない。

オ その他関連する事業

近い将来、最上川沿いの草薙温泉ゾーン・古口舟運文化ゾーンに産直を建設し、3つのエリアから産出する農産物・特産物を販売する。これら2つの産直については、それぞれ3つのエリアが、お互いに質・値段等で競争しながら、より良い商品の提供に努める。

② 古口エリアプロジェクト

古口エリアは、最上川舟下りを中心とした地域観光振興地域である。しかし、最近の入込者数は約9万人であり、最盛期の約4分の1まで落ち込んでいる。そのため、地元大学の支援を受けながら最上川観光さらに地域観光の再生方法について模索中である。

かつて舟運で栄え、現在は山形県を代表する最上川舟下りという観光資源がありながら、未だに入込客数の増加基調に転じることができていない。このような状況を打開するためには、今までの観光を見直す必要がある。その上で、新たな戦略を展開し最上川観光の再生に取り組む必要がある。

そのため、個別プロジェクトでは、当該地域の特性を十分に生かし、最上川沿いを対象とする最上川観光再生振興に取り組む必要がある。そのためには、最上川観光の内容を見直し改善するだけでなく、フリーワイハイの構築、最上峡景観形成等に取り組む必要がある。さらに、特産品生産及び流通の確保、最上川ツーリズムの展開、最上川農産加工所の建



写真 8-12 洪水時の蔵岡地区の航空写真

設・利用、地域に合った再生可能エネルギーの開発等により、当該エリアの活性化を進めていく。

また、同エリアに設定している「草薙温泉ゾーン」「古口舟運文化ゾーン」「蔵岡治水ゾーン（写真 8-12 を参照）」の 3 つの左岸観光振興ゾーンについては、最上川観光に相応しい整備を進め、高屋駅みはらしゾーン・猪ノ鼻みはらしゾーン・高麗館みはらしゾーンの 3 つの左岸観光振興ゾーンについては、最上川の眺めが特に素晴らしい場所であるため、眺めを主要テーマとし周辺地域の特性を生かした整備を行う。ただし、これらの 6 つの左岸観光振興ゾーンの整備については経費・整備方法等の面で工夫する必要がある。また、最上川沿いの右岸にある右岸観光スポットについても、景観形成に取り組むとともに、併せて周辺地域の特性を生かした整備を行う必要がある。そのため、次のような事業を設定し取り組んでいく。

重要業績評価指標(KPI)	最上川舟下り入込み客数 1,500 百人 (平成 26 年度 1,023 百人)
	最上川沿いのフリーワイハイ地区の形成 5 区域 (平成 26 年度 -)
	「観光みはらし小公園」 10 か所 (平成 26 年度 -)
	新しい地域特産品の開発・販売 3 品目 (平成 26 年度 -)
	産直の設置 2 か所 (平成 26 年度 -)
	最上川ツーリズム(戸沢)の確立・実施 4回(四季)/年 (平成 26 年度 -)
	最上川農産加工所の設置 1か所 (平成 26 年度 -)
	地域再生可能エネルギー(小規模水力発電・木質系バイオマス発電)開発 2か所 (平成 26 年度 -)

ア 最上川観光再生振興事業

この事業は、最上川観光の入込客数を本戦略実施期間中に約 2 倍近くの 15 万人まで増やすことを目標として、交通アクセス、関連施設、食事・飲食、買い物、宿泊、サービス（対応）、その他関連する観光資源等を評価し、現在の状況での観光の展開状況を評価し、今後改善すべきこと、新たに追加すべきこと、削除すべきこと等を明確にする。その上

で取り組むべきことを整理し、着実に実行していく。

さらに、最上川観光再生振興については、最上川観光関係企業と地元高等教育研究機関が平成 26 年から研究会を組織して取り組んでいるため、その結果を踏まえて具体的かつ有効な再生振興戦略を構築する。広域観光の展開、イバウンドの展開による集客増加にも努める。

イ フリーワイハイ構築事業

最上川沿いの舟下り・旅館・飲食店等の営業施設、公共施設等に無線 LAN アクセスポイントを設置し、観光客及び村民がインターネットやメールで利用できる「フリースポット (FREESPOT)」を設置する。

特に、外国人観光客を呼び込もうとすると、フリースポットが必要になってくる。外国人は、フリースポットでアイパッド (iPad) 等を使用して観光地の情報を得る。また、全国の有名な観光地では、フリースポットの導入は当たり前になってきた。県内でも银山温泉等は既にフリースポットを設置 (写真 8-13・8-14 を参照) している。

このフリースポットは、ノートパソコン・スマートフォン・アイパッド等の端末、携帯電話、ゲーム機器等、ワイハイ (Wi-Fi) のシステムに対応できるものであれば端末を選ばない。また、使用できるキャリアも、大手のドコモ (docomo)・エーユー (au)・ソフトバンク (SoftBank) の 3 社全てで使用できるようにする。

なお、当面は、草薙温泉地区を中心とした草薙温泉ゾーン、高屋駅を中心とした高屋駅みはらしゾーン、猪ノ鼻地区を中心とした猪ノ鼻みは

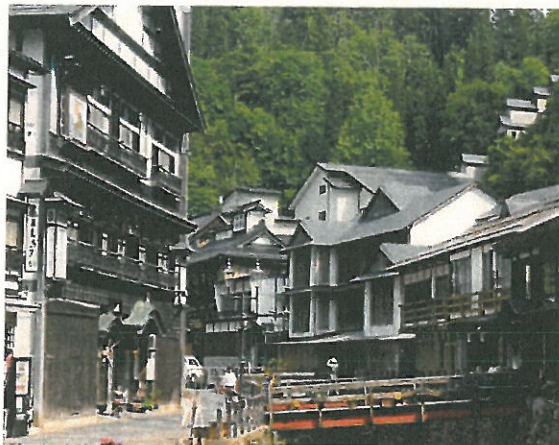


写真 8-13 银山温泉の風景



写真 8-14 银山温泉のワイハイ (Wi-Fi) 事例 (银山温泉観光案内所にて)

らしゾーン、最上川舟下り船番所・古口駅・戸沢村役場を中心とした古口舟運文化ゾーン、道の駅を中心とした高麗館みはらしゾーン、蔵岡地区を中心とした蔵岡治水ゾーンの5か所にワイハイフリースポットを構築する。

ウ 最上峡景観形成事業

最上川沿いの景観は、河川と森林によって構成される溪谷美が中心である。しかし、近年、ナラ枯れ病の影響で景観美が壊れてきている。また、その影響で紅葉が黄色一色になり、かつてのような美しい紅葉が見られなくなってきた。

そのため、最上川の河川清掃の実施、国道47号沿いの民有地を中心とした紅葉スポット（写真8-15を参照）の造成、6つの左岸観光振興ゾーンと4か所の右岸観光スポットに、樹木植栽や樹種改良等により見晴らしが良く美しい樹木がある「観光みはらし小公園（仮称）」を形成する。



写真8-15 角川地区の紅葉風景

エ 特産品生産流通事業

当該エリアには、蔵岡地区で栽培されている「エゴマ」、古口地区の個人商店が製造している「ぼた餅」、最上川から捕れる「モズクガニ」等の特産品がある。また、国道47号沿いのお土産店及び産直でも村内外の特産品を販売している。今後は、新たな特産品の開発に努め、本村らしい特産品の販売を行う。

また、販売ルートとしては、農協の系統販売、各種市場への出荷、産直での販売、大手小売業者への販売、ネット販売、軒先販売等、複数の方法があるが、幾つかの販売ルートを確認しながら規模拡大を図る。

さらに、「草薙温泉ゾーン」「古口舟運文化ゾーン」の2か所に、産直「ばしょう市場（仮称）」と産直「よしつね市場（仮称）」の2か所を開設し、戸沢エリア・古口エリア・角川エリアから産出された農産物、特産物等を販売する。

オ 最上川ツーリズム実施事業

最上川舟下りを中心とした川に因んだ体験、レクリエーション、舟運の歴史等を組み合わせたツアーを構成し、最上川ツーリズムとして売り出す。例えば、例2として、次のようなプログラムを示す。

※（例2）最上川ツーリズム企画案

No	時 間	内 容	備 考
1	9:30	船番所集合（セレモニー）	簡単な説明会
2	10:00~11:00	最上川舟下り	
3	11:20~11:50	高屋駅みはらしゾーンでお茶会	芭蕉の話
4	12:00~13:30	猪ノ鼻みはらしゾーンでの昼食	バーベキュー
5	13:30~14:30	古口舟運文化ゾーンでの歴史散歩	江戸時代の舟運の話
6	14:30~15:30	古口ぼたもち（休憩）	
7	15:40~15:50	船番所解散	
8	15:50	自由行動（船番所）	お土産購入

カ 最上川農産加工所設置事業

当該エリアで産出される農産物、特産物を下処理・加工・パッケージという一連作業ができる設備を整える必要がある。必要に応じては、乾燥施設も導入する。運営主体は地元住民による組合、所在地区、民間業者等が考えられる。

キ 地域再生可能エネルギー開発事業

国道47号沿いには、山々が迫り、小河川や沢等の水源が確保できる箇所が多いため、小規模水力発電（写真8-16を参照）、木質系バイオマス発電等により、再生可能エネルギーを確保できる可能性が大きい。これらのエネルギーについては、周辺地域の街灯、施設での光熱その他の設備等に利用する。冬場のハウス栽培にも利用できる。



写真 8-16 小規模水力発電「発電機」
（飯豊町での実証実験風景より）

ク 左岸観光振興ゾーン整備事業

左岸観光振興ゾーンは、国道 47 号側の最上川沿いであり、草薙温泉ゾーン・高屋駅みはらしゾーン・猪ノ鼻みはらしゾーン・古口舟運文化ゾーン・高麗館みはらしゾーン・蔵岡治水ゾーンが設定されている。それぞれの整備概要は次のとおりである。

クー1 草薙温泉ゾーン

このゾーンは、リバーポートから産直「夢市場」、高見屋最上川別邸「紅」、川沿いに白糸の滝ドライブインまで木道を設置し、川沿いの散歩を楽しめるようにする。また、木道は、車いすも通れるので障害者も楽しめる。また、白糸の滝の真正面に位置する草薙地区公民館周辺を整備し紅葉さらには桜の美しい小公園を作る。この公園では、白糸の滝と最上川の風景を見ながら花見・紅葉狩り等ができる。

クー2 高屋駅見晴らしゾーン

このゾーンには、先ず高屋駅前の広場があり、最上川を見るには丁度良い高台になっている。また、国道 47 号を挟んで最上川の川沿いには、そば・山菜・川魚料理が食べられる「八郎兵衛茶屋」、最上川舟下り「義経ロマン観光」の乗船場がある。また、対岸には「仙人堂」がある。このような立地条件を活かし、観光資源として整備していく。ただし、高屋駅前の広場は、見晴らしが良いが、周辺の樹木が延びて景観を遮る場所もあるため、樹木の処理が必要である。

クー3 猪ノ鼻みはらしゾーン

このゾーンは、最上川に突き出した猪ノ鼻地区と隣接する農地がある。この農地は、最上川と国道 47 号に挟まれており、現在は毎年そばが植えられ、白い花が一面に咲いた風景は見事である。当該ゾーンでは、猪ノ鼻地区の集落整備と現在のそば畑になっている農地を活かした、観光資源整備を進めていくべきである。

そのため、最上川を正面から見る事ができる突き出した部分は、見晴らしが良いためにポケットパークを、そば畑には高床式のちょっとした四阿を整備、川沿いには木道を設置する等、観光資源として整備していく。

クー4 古口舟運文化ゾーン

このゾーンは、昔の最上川の水運文化を伝える場所であり、現在の最

上川舟下りの起点として整備していく場所である。特に、古口地区内にはかつての戸沢藩船番所跡と最上川沿いに建設された特殊堤防があり、その堤防の天場部分を散歩できる。また、現在の最上川舟下り「最上峡芭蕉ライン」の乗船場がある。

このゾーンの整備は、まず、船番所から特殊堤防の天場まで木道を作り、川沿いを散歩できるようにする。戸沢藩船番所跡はミニ史跡公園とする。また、かつての舟運について資料を収集・整備しテーマ展示する場所を確保する。さらに古口駅から村役場、戸沢藩船番所跡、最上川舟下り船番所を経由して回遊できるコースを整備する。

クー5 高麗館みはらしゾーン

このゾーンは、将来、地域高規格道路新庄酒田線が開通すると、交通量が減少すると予測される。そのため、現在の道の駅（高麗館）を見直して、新たな整備構想を打ち出す必要がある。また、最上川の風景としては、沿線有数の美観であることから、これらの風景を活かした整備を進めるべきである。

考え方として、現時点では明確にすることはできないが、次のような幾つかの方法が可能である。

- ① 桜や紅葉類を植栽して土砂崩れを防止しながら桜と紅葉の名所を作り、買い物や食事、散策、その他関連するプログラムを作り一大自然公園を構築する。（自然公園構想）
- ② 多種多様な桜や紅葉を植栽し、桜試験林公園や紅葉試験林公園を作り一大保健休養林を構築する。（試験林構想）
- ③ クリ・クルミ・果樹等を植栽し生産できる場所を作って、関連商品を製造・販売する。（木の実の里構想）
- ④ 薬草を作って製造・販売する。また、既存施設群は、薬草に関連する施設に再構築して利用する。（薬草の里構想）
- ⑤ 今の施設群を食品加工所、パッケージセンター等に活用して、農産加工を展開し、加工品を出荷・販売するとともに、農産加工に関連したプログラムを作り、一大農産加工公園を構築する。（農産加工公園構想）

このゾーンについては、幾つかの方法論があるが、地域高規格道路新庄酒田線が完成し供用が開始されるまでに十分に検討し、高麗館の再構築について適正な結論を導き出し具体的に取り組む必要がある。

クー6 蔵岡治水ゾーン

このゾーンは、特に、最上川沿いでも洪水に悩まされてきた地区である。この地区は、防災意識が高く、圃場整備済の水田もあり農業振興も可能な地域である。特に、エゴマ栽培を続けており、平成 26 年度は、エゴマブームもあり大変脚光を浴びた。また、同地区は、村内でもモデル的に地域づくりに取り組んできたところでもあるため、地域づくりをテーマとして整備する。

具体的には、公民館を水害学習館として、水害の歴史や防災を学べる拠点にする。地域づくり拠点として、高齢化社会モデル地区（仮称）にし、高齢化対策を積極的に展開する地区にする。さらに、地域農業を積極的展開するとともに、農産加工所を設け、農業の多面的展開を図る地域にする。このような取り組みを総合して、本村の地域づくりのモデル的地域としての性質を持たせたゾーンとして整備する。

ケ 右岸観光振興ゾーン整備事業

右岸観光振興ゾーンは、最上川を挟んで国道 47 号側の反対側の最上川沿いである。柏沢地区・白糸の滝・仙人堂・外川地区（無人）・沓喰地区（無人）・ふるさと村・皿島地区・出船地区・岩花地区・金打坊地区がある。

柏沢地区は、さみだれ大堰を渡って直ぐの集落であり、元分校を地区公民館にしている。同地区は、小規模ながら多種多様な体験ができると思われることから、最上川ツーリズムの体験資源として組み入れていく。

白糸の滝・仙人堂・ふるさと村は、最上川舟下り観光（写真 8-17 を参照）の関連で休憩場所、飲食ので

きる場所、船でしか行けない特異な場所などとして整備していく。また、これらの場所では、船着き場の再整備あるいは新設を進める必要がある。

特に、仙人堂については、船着き場が破損しているため、早急に改修工事を進める必要がある。さらに、仙人堂そのものが長い間に風雨にさらされ傷んできたので修繕が必要になってきた。仙人堂の修復について



写真 8-17 最上川舟下りの風景

も早急に取り組む必要がある。

その他、外川地区（無人）・沓喰地区（無人）・皿島地区・出船地区・岩花地区・金打坊地区については、具体的な施設を整備するというより、最上川沿いの景観を維持・改善していくという考え方の下に諸施策を実施していく。具体的には、多種多様な紅葉を形成する樹木を植栽したり、草刈りなどにより環境を整備するというような手法を使って、見られる河川景観として整備していく。

また、柏沢地区・皿島地区・出船地区・岩花地区・金打坊地区については、地区の伝統的な行事と最上川ツーリズムの連携を図る。白糸の滝・仙人堂・ふるさと村でも何らかの催し物を企画しても良いと思われる。

コ その他関連する事業

最上川沿いを中心とする古ロエリアでは、国の関係機関との許認可・届出等が必要になるため、その利活用については十分に注意を払う必要がある。また、最上川沿いの各種団体、民間企業、飲食店等については、十分な連携体制が確立されていない。そのため、今後は一丸となって取り組める体制を整備していく必要がある。

③ 角川エリアプロジェクト

角川エリアは、山間地域で豪雪地帯であり耕地が狭隘であるが、米の他に花卉栽培、山菜採り、自生栽培によるワラビ園の展開、パプリカ等の野菜栽培に取り組んでいる。また、クルミの植栽も始まっており、クルミの里づくりに取り組み始めた。一方では、各種体験学校の展開（写真3-18を参照）、各種交流会等も行われており5軒の民宿がある。

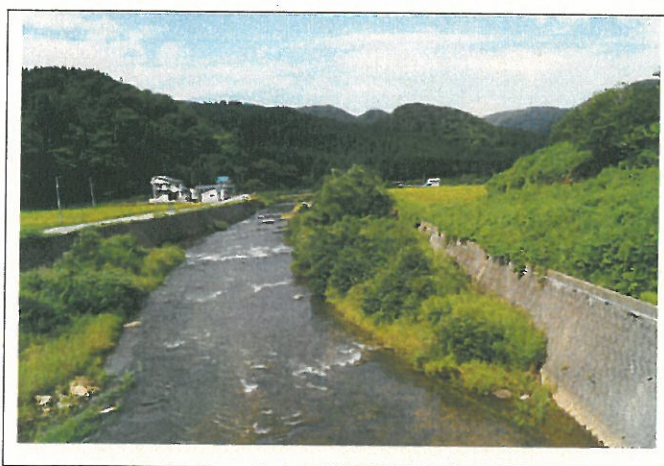


写真 3-18 角川の風景(角川地区)
(イワナ釣り等で賑わっている)

また、角川地区は、日本の健康保険発生の地であり、地域づくり・地域振興にも積極的に取り組んでおり、地域住民のまとまりが良い地域である。

今後は、山菜をはじめ、そば、クルミ等の特産品生産を促進するとともに、農産加工所を設置し、付加価値の高い商品開発を行う。そのため、個別プロジェクトでは、当該地域の特性を生かした特産品開発を行う。その他に里山ツーリズムの展開、里山農産加工所の建設、バイオマス発電・小規模水力発電等を中心とした地域に合った再生可能エネルギーの開発により、当該エリアでの産業活性化を進めていく。そのため、次のような事業を設定し取り組んでいく。

重要業績評価指標(KPI)	新規特産物の導入 1種類/年 (平成 26 年度 -)
	里山ツーリズム(角川)の確立・実施 4回(四季)/年 (平成 26 年度 -)
	里山農産加工所の設置 1か所 (平成 26 年度 -)
	地域再生可能エネルギー(小規模水力発電・木質系バイオマス発電)開発 1か所 (平成 26 年度 -)

ア 地域特産品生産流通事業

現在、当該エリアでは、従来の農産物の他に、そば、山菜、花卉、パプリカ、ニンニク、クルミ(写真 8-19 を参照)等の特産品生産を進めている。これらの特産品は、当該エリア再生の大きな戦力でもある。そのため、今後の市場性の高い農産物及び特産品を導入し、所得獲得さらには雇用増大の有望な手段としての生産活動として位置付けていく。また、今後、地域の新たな特産品を1年間に1種類増やしていく。



写真 8-19 長野県東御市のクルミ収穫例

特に、本地域では、平成 27 年度より、菓子グルミの植栽が始まっており、今後、自生しているオニグルミ、ヒメグルミと合わせてクルミの里をつくり、生食用クルミ、クルミ油、クルミを使ったお菓子、原料と

してのクルミの供給等に取り組んでいく。

これらの特産品の販売においては、農協の系列販売、市場での自由販売、産直での販売、大手小売業者への販売、ネット販売、軒先販売等、多くの販売ルートを確保し規模拡大を図る。

イ 里山ツーリズム実施事業

当該エリアでは、従前から「田舎体験塾つのがわの里」を組織し、様々なグリーンツーリズムに取り組んできている。そのため、グリーンツーリズムに関する経験と知識が蓄積されている。しかし、今までは、ボランティア的な性格が強く、収益事業としての性格が弱かった。

今後は、5軒の民宿、山菜をはじめ、そば、クルミ等の特産品、山の資源、川の資源の有効利用を図り、今までのグリーンツーリズムをもう一つ先に進め、進化したグリーンツーリズムとしての里山ツーリズムを進める必要がある。

そのためには、再度地域の資源を見直し、新たな資源の活用も考えながら取り組んでいくことが必要である。なお、例3として、次のような里山ツーリズムの企画案を示す。

※（例3）里山ツーリズム企画案

No	時 間	内 容	備 考
1	9:30~10:00	改善センター集合（セレモニー）	簡単な説明会
2	10:00~11:30	農作業体験	
3	11:30~13:30	河原で芋煮会	
4	13:30~15:30	川遊び（水浴び・魚捕り）	
5	15:30~16:00	お茶のみ（休憩）	江戸時代の舟運の話
6	16:00	改善センター解散	

ウ 里山農産加工所設置事業

当該エリアでは、農産物の他に、山菜・きのこ・そば・クルミ等の特産品生産を行っている。そのため、農産物の加工所を建設し、出荷できない農産物を利用した農産加工品、お土産、特産品等の商品開発に取り組む。そのためには、処理・加工・パッケージする一連の設備を整備する。必要に応じては、乾燥施設も導入する。

エ 地域再生可能エネルギー開発事業

当該エリアは、山間地域であり角川に無数の沢が流れ込むとともに森林資源が豊富である。そのため、小規模水力発電、木質系バイオマス発電等により、再生可能エネルギーを確保できる可能性が大きい。これらのエネルギーについては、冬場の消雪、街灯用の電力、冬場のハウス栽培等に利用する。さらに、炭焼きも実施できることから、炭の粉を使用した発電も可能である。

オ その他関連する事業

当該エリアは、他の2つのエリアに比較して人口の減少が激しく、高齢化も進んでいる。しかし、民宿やグリーンツーリズムに対する取り組み等は、他のエリアに先んじて行ってきた。今後は、新たに始めたクルミ栽培のような新たな地域資源を増やししながら、高齢者でも取り組める地域活性化戦略を生み出し取り組んでいく必要がある。

④ 全村プロジェクト

全村プロジェクトは、3つのエリアごとに展開するエリアプロジェクトを補完するプロジェクトである。ここでは、本村に所在する既存企業に関する事業について整理した。

重要業績評価指標(KPI)	地域内企業の振興対策の共同取り組み 1件 (平成26年度 -)
	福利厚生 of 共同取り組み 1件 (平成26年度 -)
	人確保のための共同取り組み 1件 (平成26年度 -)

ア 村内既存企業振興事業

村内の事業所数及び従業員数は次の第8-1表のとおりである。

平成25年12月1日現在で28社であり従業員は316人である。3つのエリアごとの立地状況をみると、戸沢エリアに17社104人、古口エリアに5社170人、角川エリアに6社42人であった。規模別にみると10人未満の会社が17社71人、10人以上50人未満の会社が10社158人、50人以上の会社が1社87人であった。

第 8-1 表 戸沢村の事業所数及び従業員数

(単位：社、人)

エリア区分 規模区分	戸沢エリア		古口エリア		角川エリア		合 計	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
10 人未満	13	53	0	0	4	18	17	71
10人以上50人未満	4	51	4	83	2	24	10	158
50 人以上	0	0	1	87	0	0	1	87
計	17	104	5	170	6	42	28	316

(注) 本表は、平成 25 年 12 月 1 現在の事業所数及び従業員数について戸沢村総務課作成の資料により作成した。

第 8-1 表より、10 人未満の企業は戸沢エリアに 13 社あり全企業数の 46.43%を占めている。古口エリアには 10 人以上の企業が 5 社あり従業員数は 170 人である。同エリアの企業は、村内では 1 社当たりの従業員数が多い。角川エリアには 6 社あるが、10 人未満の企業及び 10 人以上 50 人未満の企業で、従業員数は全部で 42 人である。

地域内の既存企業の振興対策については、関係機関、高等教育研究機関、専門機関等と連携しながら共同で講演会、相談会、懇談会等を開催する。

イ 村内企業労働環境整備事業

最近の企業の労働環境においては、多種多様な労働形態が存在する。この点については、働き方が画一的になっている地方企業こそ工夫すべきである。特に、3 世代同居が多い地方では、今後介護などにより働けなくなる場合も考えられるため、村内企業でも多様な働き方があっても良いと思われる。

一方では、1 日の中で、仕事と余暇等のバランス良い生活を確立するワークライフバランスにも注目する必要がある。このワークライフバランスを考慮することは、人員を確保するためにも重要である。その他、社内教育、従業員の住宅対策等についても取り組む必要がある。

このような従業員の福利厚生の充実については、企業単独ではどうしても十分に対応できないこともあるため、数社が共同で取り組むことも検討する。その場合の支援体制についても専門機関、高等教育研究機関等と連携しながら確立しておく必要がある。

ウ 村内企業人員確保支援事業

村内企業（写真 8-20 を参照）の人員確保については、高校生・大学生等を対象としたインターンシップの積極的受け入れ、村内企業見学会の実施、村内企業説明会の実施、村内企業求人募集等がある。そのため、人員を獲得するための支援体制を整備する必要がある。また、Uターン者及びIターン者の積極的受け入れ体制も整備する。

また、人員を確保するために、地元の高校、高等教育研究機関等と連携を図りながら、具体的かつ効果的な戦略をたてながら取り組む必要である。



写真 8-20 戸沢地区の人形づくり工場

⑤ その他関連する事項

本戦略における雇用プロジェクトでは、既存企業さらには既存産業の業務拡大、新たな分野への取り組みによって雇用を増やすことを中心に考えている。新たなに起業すること、新たな産業を構築することは難しいと思われる。

本村の3つのエリアごとの取り組みについては、最上川観光を中心とした地域観光活性化、農業を中心とした地域産業活性化の2本の柱に基づいて実施するが、全村プロジェクトとしての地域企業活動活性化も併せて実施するところに人口減少及び少子高齢化の根本的な解決策になると考えられる。

また、3つのエリアの展開は、それぞれのエリアが個別の展開を行いながら各エリアと連携し、地域観光活性化を展開する古口エリアを中心に据えて、本村の農産物や特産品を利用した様々な戦略を展開するものである。

(4) 関連プロジェクト

このプロジェクトは、定住プロジェクト・教育プロジェクト・雇用プロジェクトをさらに推し進めるためのものである。

重要業績評価指標(KPI)	戦略地域会議の実施 2回/年(3地域) (平成26年度 -)
	再生可能エネルギーの創造と利活用の研究開発 1件 (平成26年度 -)
	民間主導の克雪対策の実施 1件 (平成26年度 -)

① 地域会議等の開催

本戦略を実現するためには、広く村民に理解を求めるとともに、村民自身が主体的に取り組む姿勢が必要である。そのため、本戦略の実現について、村民が共通意識を持つために「戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略地域会議（以下「戦略地域会議」という。）」を開催し、地域住民との意思疎通を図り、地域住民が多種多様な意見を自由に発言できる場を作る。

この戦略地域会議は、地域課題や問題について共通意識を持つための重要な会議であり、本戦略に本気で取り組む意識づくり・雰囲気づくりに重点を置いたものである。そのためには、地域住民、議会、行政、その他の関係者が一体になって相互に理解し合い、自由に創造力に富む考えの下に連携することが重要である。さらに、戦略地域会議の他に、勉強会、関連講演会等も積極的に開催する。

なお、その場合の開催主体は多種多様であるが、戦略地域会議の開催主体は行政とする。

② 再生可能エネルギー開発・利活用研究の推進

本村に合った再生可能エネルギーの創造、さらには本村を構成するそれぞれの地域・地区・集落等の様々な条件に合った再生可能エネルギーを開発していくことは、地域振興にとっては大きな戦力になっていく。特に、産業振興におけるエネルギー供給の分野では、その成果が大いに期待できると言える。

現在、再生可能エネルギーというと、太陽光発電、風力発電が主力であり、発電した電気は全て売電することが一般的である。しかし、売電ではなく、その電力を産業に向けることにより、もっと大きな利益を生む可能性がある。

再生可能エネルギーの開発は、新たな地域産業の創出、既存産業の活性化及び地域振興に大いに役立つものと考えられる。その結果、雇用の創出

が可能となり、人口減少・少子高齢化の改善にも貢献できるものと思われる。

本村では、廃湯及び未利用源泉の利用、天然ガスの利用、木質系バイオマスの利用等によるエネルギー開発、水路・中小河川・溪間の沢水等を利用した小規模水力発電の開発等が可能であると考えられる。

今後、高等教育研究機関、民間企業、関連民間団体等と連携しながら、再生可能エネルギーの創造と利活用に取り組む。

③ 雪対策の充実

雪対策では、未だに克雪が大きな課題であり、十分な取り組みがなされていない。雪対策については、冬季間になってからの対策的取り組みだけでなく、降雪期以前からの取り組みによる予防的かつ根本的な克雪への取り組みが必要である。

現在、県内の多くの市町村では、除雪作業（写真

8-21を参照）が行政の直営業務になっている。その背景には、民間業者に委託した場合、雪処理作業が雑になること、地域住民の様々な意見・苦情に十分に答えられないこと、経費が高くなること等があると言われている。

しかし、民間に雇用を生み出すということを考えれば、除雪などは民間業者に主体的に取り組んでもらうべきである。そのためには、雪処理を産業化し、雪処理のプロを養成し、今まで以上に高い技術で取り組めるようにしなければならない。今後は、ボランティアの除雪作業も組み合わせながら、民間主導の克雪対策を構築し冬の快適な生活を確保しなければならない。



写真 8-21 道路の除雪風景写真

9 実施体制の整備

本戦略を実現するためには、マンパワーの結集が大切である。また、人口減少及び少子高齢化を解決することは容易ではない。また、短期間に解決することも難しいため、着実に継続して取り組むことが大切である。具体的な

取り組み体制については、今までの実施体制に拘らずに、新たな体制による取り組みも考えなければならない。本戦略の実現は、実施体制の構築に左右されると言っても過言ではない。できることは全部取り組んでみるこそが大切である。

(1) 行政の業務内容の見直し

本戦略を実施するためには、十分な体制と労力を投入できる余地がなければならない。特に、本戦略実施の中心的役割を担うのは行政である。しかし、現状では、業務内容及び人員等の関係で、行政が十分に中心的役割を担える状況ではない。そのため、行政の既存業務を見直し整理し、村内外のマンパワーと連携し協力を得る必要がある。

例えば、村内の公務員 OB で組織している「協働による社会貢献支援活動推進協会」のような村内経験者の協力、関係機関、高等研究教育機関、民間企業等のような村外のマンパワーとの連携・協力等、本戦略を実現するために可能な組み合わせと新たな取り組み体制を構築しても取り組む必要がある。

また、行政の事務事業の内容についても、本戦略が実現できるように見直し結集させなければならない。そのためにも、基本的な経常業務以外は、本戦略の目標を実現するために目的的に取り組まれるべきである。

(2) 村民・関係機関・高等研究教育機関・民間企業等からの協力

本戦略の実現を考えると、行政だけでは限界がある。村民・関係機関・高等研究教育機関・民間企業等から協力を得ようとしても、本戦略の実現に向け、多種多様な活動を1つの目標に導くコーディネーターが必要である。

また、1年間に取り組める個別プロジェクトも限られている。限られた人員と限られた取り組み内容を如何に組み合わせ、如何に効果的な取り組みができ、如何に継続していくかが本戦略実現の鍵を担っている。

今後は、本戦略の趣旨を理解してもらい、村内外の多種多様な個人・団体と話し合いを行い、本戦略が実現できるように努めなければならない。その上で、村民の協力、関係機関の支援、高等教育研究機関との連携、民間活力の導入、その他に関連する機関さらには団体等からの協力は必要不可欠である。

また、一方では、地域づくりは、各自治組織の協力が必要である。そのために、何を考え、何に取り組まなければならないかを明確にする必要がある。このことについてまとめたものが次のとおりである。

① 新たな地域運営システムの確立

現在の地域運営組織を考えると、本戦略の実現に係わる余裕がない。そのために、予めから懸案事項であった地域組織の改編を進め、現状に合った地域運営体制を整えるべきである。しかし、地域運営組織を取り巻く環境は複雑であり、改善しようとする多くの時間と労力が必要になってくる。このことを考えると、誰が取り組むのかということになる。

結論としては、行政、住民、その他の団体というように1つの団体が中心になって取り組めるようなものではないことは確かである。新たな地域運営システムを実現するためには、一方では、行政を中心として、関係者が結集して取り組むことである。その際に、指導助言者として学識経験者の協力を得ることは重要になってくる。

② 村民の取り組み意欲の向上

本戦略の成否は、村民の理解と取り組み意欲の向上に掛かっている。そのために、各地域で本戦略に関する説明会を開催するとともに、本気で人口減少及び少子高齢化の解決に取り組む意欲を喚起する必要がある。その場合、村民が評論家のように傍観者であってはならない。当事者意識を持ってもらうことが大切である。

人口減少及び少子高齢化になったからと言って誰の責任ではないが、長い時間を掛けて受け継いできた地域をさらに繋いでいくためには、今後も地域社会が持続可能な状態に保つ必要がある。

地域社会が持続可能な状態にあるということは、日常生活の場が確立されており、働く場所がありある程度の収入があり、人と人の繋がりがあることである。本来であれば、このような状況は他人が作り維持するものではない。その真只中にいる本人であり、すなわち地域住民であり、当事者になる必要がある。

③ 民間企業の取り組み支援体制の確立

本戦略の取り組みでは、民間企業の支援すなわち民間活力は必要不可欠である。そのため、本戦略を民間企業にも説明し理解してもらう必要がある。そのため、民間企業支援組織を結成して、定期的に会議を持つことができれば効果的である。その上で、民間企業に支援・協力してもらえらることを引き出すことが重要である。

その場合、地元企業の支援を受けることが重要になってくる。地元企業も地域が衰退すれば、その影響を受けるのは自分たちである。商売のみを考えて企業活動を行うだけでは、企業としての社会貢献を果

たしているとは言えない。今後は、地元民間企業も参加して、人口減少及び少子高齢化に取り組んでいく必要がある。

なぜなら、地域が衰退し消滅すれば、地元企業の商圏が衰退消滅することである。今までのように、地域振興は、行政、地域住民任せで、その商で利益を得るのは地元民間企業という考え方は通用しない。そのようなただ乗り（フリーライダー）は、通用しなくなっている。本戦略を実現するために、趣旨をしっかりと説明し、地元民間企業を中心とした民間活力が発揮できるような条件整備と雰囲気作りにも取り組む必要がある。

④ 民間活力の積極的利用のための条件整備

本戦略の展開では、民間活力の積極的な活用も必要になってくる。民間企業が有する多種多様な経験と技術の蓄積と水準には、驚くべきものがある。これらの経験と技術を、本戦略実現のために提供してもらうことは、戦略を大きく進める原動力になる。

そのためには、行政として諸手続きが必要であれば、その形式、根拠法の所在を考えた上で簡素化できないか、場合によっては省略できないかも検討し、民間活力を導入するための環境を整備する必要がある。

⑤ 外部マンパワーの積極的活用

本戦略を実現するためには、地元の人材だけでなく、外部の人材にも協力をもらう必要がある。特に、本戦略の実現のためには、外部マンパワーが必要である。現在、行政においては、地域づくり協力隊、大手旅行業者からの派遣者等がいるが、まだ十分に機能しているとは言えない。

このような人材に対しては、行政の一般業務を行ってもらうために招聘したものではない。正しく、人口減少及び少子高齢化を解決するために様々な施策に取り組んでもらうべきである。今から外部協力者を確保し、いつでもマンパワーを投入できるように準備しておくことが重要である。

また、本戦略の取り組みでは、そのための特別な取り組みというより、日常生活の延長線上で取り組んでもらうことが大切である。さらに、本村でしか取り組むことができないことに取り組むことが大切である。しかも、取り組むことを絞って、あれもこれもというように総花的に取り組むということでは、当初の目的を達成することはできない。

(3) 戦略実施プロジェクトチームの組織

本戦略の具体的な実施については、村民、行政の他に関係機関・高等研究教育機関・民間企業等からも参加し個別チームを編成して取り組むことになる。本戦略では、3つの「創生プロジェクト」の下に、14の個別プロジェクトを設定している。

また、本戦略の5年間の取り組み期間では、実質的に取り組める個別プロジェクトはそんなに多くはない。さらに、1年間で取り組めることも限られている。具体的な取り組み方法については、各個別チームが、それぞれ取り組む個別プロジェクトの性質によって、最も適した取り組み方法をもって実施すべきである。

個別チームの編成人数は、取り組む個別プロジェクトの内容と状況に応じて確保されるべきである。個別チーム内には、リーダーを置きチームのまとめ役になる。その他に、サブリーダー、事務局等を置かなければならないが、役割分担については、各個別チーム内で話し合って決める。

さらに、それぞれの個別チームでは、進捗状況を絶えず把握しながら取り組む。また、取り組み期間を過ぎ、当初の目標を達成できなかった場合は、プロジェクトチームを含めた関係者で検討し、取り組み期間を延長するのか、一旦打ち切るのか、取り止めにするのか等を決める。

(4) 戦略実施のため基本的準備

本戦略は、今後の具体的な取り組みのための基本的な道筋を示しているに過ぎない。そのため、本戦略に具体的に取り組む場合は、本戦略の性質、取り組み期間等を考え、具体的な実施に向けた準備と個別プロジェクトを着実に実施できる手順を考えなければならない。

そのためには、本戦略に取り組む前に、個別チームで本戦略を具体的に実施するための実施計画・企画書・実施プログラム等を作成し、取り組む準備を行う。

本戦略では、具体的かつ詳細に、個別プロジェクトをどのように実行するかまでは記載していない。そのため、個別プロジェクトに取り組む前に個別チームで、実施計画、企画書、実施プログラム等を作成することは、戦略を着実に実施するための大切な作業である。

10 高等教育研究機関・民間企業との連携推進

かつて、戸沢村の人口は約12,000人を有していた。しかし、現在は5千人を割り込んでいる。多くの先人たちが、創意と工夫により戸沢村発展のために尽力してきた結果として現在の戸沢村がある。しかし、人口減少と少子高齢化

は、社会的かつ経済的な影響を及ぼすだけでなく、これからの戸沢村を再生・発展させようとするときに多種多様な課題を与えてくれる。

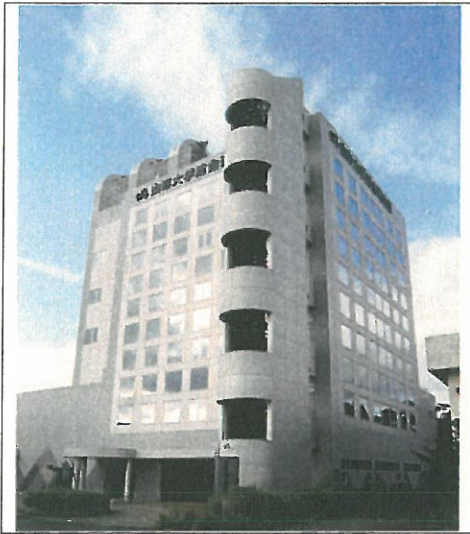


写真 9-1 高等教育研究機関「山形大学東北創生研究所」

特に、人材不足という課題を克服するためには、地元の高等教育研究機関（写真 9-1 を参照）の支援・協力を得るとともに、多くの民間企業からの民間活力を積極的に導入する必要がある。

また、高等教育研究機関の支援・協力、民間活力の積極的導入を図る場合は、地域住民及び行政が、十分な受け入れ態勢を整えておかなければならない。本戦略の全てを依頼し実施してもらうことは、本戦略実施の趣旨から相応しくない。

しかし、場合によっては、本村に滞在して集中的に係わってもらうことも想定する必要がある。そのため、高等教育研究機関及び民間企業との連携も積極的に行い、相互に担う分野を明らかにして合理的かつ効果的な取り

組みを進める必要がある。

11 戦略展開のための資金確保

本戦略の実現に必要な資金は、主に国から交付金という形で提供される。また、本戦略を実現するためには、地方創生事業関連の事業もあるため、関連情報の獲得に積極的に取り組む。また、本戦略に関連する既存事業についても、関連情報の獲得に積極的に取り組む。

その他の事業さらには制度もあると思われるが、資金獲得については、あらゆる手立てを講じて確保に当たる。具体的には次のとおりである。

- ① 各種補助金・助成金の積極的な獲得と活用に取り組む。
- ② 場合によっては、各種起債事業の積極的な活用に取り組む。
- ③ 民間との共同事業に取り組み、関連する資金の獲得と活用に取り組む。
- ④ その他多種多様な資金の積極的な獲得と活用に取り組む。

その他にも、高等教育研究機関・民間企業との共同研究についても支援してもらえる事業・制度等もあると思われるので、関連する研究費の獲得と活用にも積極的に取り組む。

12 おわりに

本戦略への取り組みは人口減少及び少子高齢化を解決するための大切な取り組みである。このまま何もしないでいけば、あと25年後の平成52年には2,811人になると予想されている。しかも、この2,811人のうち、半分の48.72%は老年人口である。

このような状況になるということは、地域を活性化するために、何らかの対策に取り組もうとしても取り組むことができない状況になる可能性が大きい。その結果、後は、さらなる衰退あるいは消滅を待つしかなくなる。そのため、本村では、まだ取り組める状況がある内に取り組むことにした。

すぐに結果を出すことは難しいと考えられる。結果が出るまでは10年さらには15年は掛かると考えられるが、先ずは取り組まないことには、10年後も15年後もない。本戦略の実現のためには、現在、本村に住み生活をする私たち村民が取り組まなければ実現しない。その上で、この取り組みを次世代に繋ぎ継続していかなければならない。

人は、お互いに協力しなければ、大きな成果を上げることができない。さらに、次の世代に繋がらないと力を発揮することができない。まち・ひと・しごと創生に取り組むということは、地域住民同士さらには他地域の人々とつながることである。さらには、次の世代と繋がり地域を引き継いでいくことである。

このふるさ戸沢村が、私たちの子供たちに受け継がれ、絶えることのない悠久の最上川の流れのように発展し存続することを願うものであれば、先ずは人口減少及び少子高齢化を真正面から捉え解決しようとする姿勢と強い決意を持つ必要がある。

最後に、本村に居住する者が幸福で、村民ひとり一人が自分の人生に誇りが持てるような日々を送れるようにするために、本戦略に村民一丸となって取り組む必要がある。その取り組みを次の世代に丸投げしてはならない。できる限り現代に生きる私たちから取り組み、その姿を次世代に見せながら、また多くの人々の笑顔が活力のあるにぎやかな戸沢村になるように努力しなければならない。

戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略参考資料



戸沢村ミュージック花火(平成 27 年 9 月 12 日)

魅力あるとざわ創生推進本部会議規約

(目的)

第1 国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、戸沢村第4次総合計画の「自立・活力・協働による元気な村の創造」を支援し、将来にわたり村民が安心して暮らせる村づくりの形成に資することを目的とする。

(所掌事項)

第2 本部会議は、村に対し次の内容について協議、検討し助言提言するものとする。

- (1) 移住・定住を含む人口減少対策に関すること。
- (2) 活力ある元気な村づくりに関すること。
- (3) 村の自然を生かした特色ある地域づくりに関すること。
- (4) 公共施設を含む戸沢村の資産の管理・活用に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(本部会議及び組織)

第3 本部会議の委員は別紙のとおりとし、その任期は概ね3年とする。

- 2 助言者に山形大学東北創生研究所員を選任する。

(役員)

第4 本部会議には次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 1名

(本部会議役員)

第5 本部長は村長がその任にあたり、副本部長は本部長が指名する。

(役員の仕事)

第6 本部長は、会務を総括し、本部会議の議長を務める。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代行する。

(本部会議)

第7 本部会議は必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会の設置)

第 8 幹事会は役場内全管理職により構成し、必要に応じて幹事会を開催する。

2 代表を 1 名選任し、本部会議委員とする。

(事務局)

第 9 本部会議の事務局は、総務課がその任にあたる。

(委任)

第 10 この規約に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項については、村長が別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成 27 年 2 月 5 日から施行する。

魅力あるとざわ創生推進会議本部委員名簿

平成27年8月10日現在

番号	住 所	氏 名	地 域	備 考
1	戸沢村大字古口 270	渡 部 秀 勝	古 口	本部長
2	戸沢村大字津谷 1,257	早 坂 文 也	津 谷	村議会議長
3	戸沢村大字名高 1,004	富澤 善右衛門	名 高	地域力創造委員会会長
4	戸沢村大字角川 479-1	齋 藤 光 矢	角 川	教育委員長
5	戸沢村大字神田 611	柿 崎 三 男	濁 沢	農業委員会会長
6	戸沢村大字古口 86-1	鈴木 富士雄	古 口	観光物産協会会長
7	戸沢村大字神田 901	高 橋 直 己	神 田	PTA
8	戸沢村大字神田 458	柿 崎 孝 一	濁 沢	商工会（工業部会）
9	戸沢村大字古口 437-1	佐藤 鍊太郎	古 口	商工会（商業部会）
10	戸沢村大字名高 1,593-1	小 野 清 人	野 口	JA 山形もがみ
11	戸沢村大字津谷 1,753-12	高 橋 茂	津 谷	地区会長会
12	戸沢村大字蔵岡 184	山 崎 昇	蔵 岡	NPO
13	戸沢村大字松坂 110	加 藤 久 和	野 口	子育て会議
14	戸沢村大字古口 375-1	巻 雅 子	古 口	連合婦人会
15	戸沢村大字津谷 1753-12	長澤 加奈絵	津 谷	連合若妻会
16	戸沢村大字古口 270	青 柳 直	蔵 岡	幹事会代表
17	上山市金瓶湯尻 19-5	村 松 真		山大東北創生研究所准教授

事務局 総務課 課 長 前 田 公 平
 副 主 幹 荒 川 知 也
 課長補佐 横 田 和 夫

戸 沢 村 人 口 ビ ジ ョ ン
戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 28 年 3 月

編集・発行 山形県最上郡戸沢村
〒999-6401
山形県最上郡戸沢村大字古口 270

監修・協力 山形大学東北創生研究所
〒999-3101
山形県上山市金瓶字湯尻 19-5

印 刷 株式会社 大風印刷
〒990-2338
山形県山形市蔵王松松ヶ丘 1-2-6
